

平成30年 2 月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成30年 3 月12日～13日・15日

場 所 第2委員会室

平成30年 3 月 12 日 (月曜日)

午前 9 時 57 分開会

会議に付託された議案等

- 議案第 1 号 平成30年度宮崎県一般会計予算
- 議案第 2 号 平成30年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
- 議案第 3 号 平成30年度宮崎県公債管理特別会計予算
- 議案第22号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第32号 宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第44号 宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例
- 議案第45号 包括外部監査契約の締結について
- 総合政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・平成30年度組織改正案について
 - ・宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について (議案第31号 関連)

出席委員 (8 人)

委 員 長	二 見 康 之
副 委 員 長	岩 切 達 哉
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	蓬 原 正 三
委 員	中 野 一 則
委 員	松 村 悟 郎
委 員	河 野 哲 也
委 員	前 屋 敷 恵 美

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

総務部

総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危機管理統括監	田 中 保 通
総 務 部 次 長 (総務・職員担当)	渡 邊 浩 司
総 務 部 次 長 (財務・市町村担当)	武 田 宗 仁
危機管理局長 兼危機管理課長	藪 田 亨
総 務 課 長	丸 田 勉
防災拠点庁舎整備室長	宮 里 雄 一
部参事兼人事課長	吉 村 久 人
行 政 経 営 課 長	日 高 幹 夫
財 政 課 長	川 畑 充 代
税 務 課 長	棧 亮 介
市 町 村 課 長	横 山 幸 子
総務事務センター課長	大 田 原 節 郎
消 防 保 安 課 長	福 栄 芳 政

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	原 田 一 徳
総 務 課 主 任 主 事	日 高 真 吾

○二見委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 次に、当初予算関連議案の審査方法についてであります。

お手元に配付している資料、委員会審査の進め方案をごらんください。

まず、1、審査方針についてであります。当初予算の審査に当たっては、重点事業、新規事

業を中心に説明を求めることとし、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明を求めることとしております。

次に、2、当初予算関連議案等の審査についてであります。今回の委員会は、新年度当初予算の審査が中心となりますので、最初に当初予算全体の説明を聞くため、総務部の審査を先に行い、その後、総合政策部ほかの審査を行いたいと存じます。また、総務部及び総合政策部の審査につきましては、長時間にわたることが予想されますので、お手元の資料のとおり3課から4課ごとに説明、質疑を行い、最後に総括質疑を行う形にしたいと存じます。

審査の進め方については以上であります。このとおり進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時1分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等の概要説明を求めます。

○桑山総務部長 おはようございます。総務部でございます。よろしく願いいたします。

まず、説明に入ります前に、新燃岳の状況につきまして、危機管理統括監のほうから御説明を申し上げたいと思います。

○田中危機管理統括監 それでは、私のほうから新燃岳の状況について御報告させていただきます。

委員の皆様には、既に土曜日にファクスでお知らせしたところですが、3月10日未明

の爆発的噴火で、噴石が火口より1,800メートルまで飛散しまして、火山性地震も多かったことなどから、同日午前5時5分に噴火警戒レベル3、入山規制の警戒区域が3キロから4キロに拡大されました。火口は溶岩で覆われ、火口の北西側から幅200メートルにわたって、約16メートル程度溶岩が流下していることが確認されております。その後も溶岩を流出する噴火は継続し、火山灰を噴出するような噴火や、空振を伴った爆発的噴火もときどき発生をしております。

これまでに人的被害や住家被害は発生しておりませんが、引き続き气象台や関係市町と緊密に連携を図りまして、迅速に、そして適切に防災対応に努めてまいりたいと思っております。

私からは以上です。

○桑山総務部長 それでは、本日御審議いただきます議案等につきまして、お手元に配付の総務政策常任委員会資料に基づきまして御説明を申し上げたいと思います。

まず、平成30年度当初予算案の概要につきまして、資料の1ページから21ページまでで御説明を申し上げます。

なお、この資料は、別途配付しております冊子、平成30年度当初予算の概要の冒頭部分を抜粋したものを掲載しておるところでございます。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。基本方針でございます。平成30年度の当初予算の編成に当たりましては、昨年10月に決定しました当初予算編成方針に沿いまして、財政改革の取り組みを不断の取り組みとして着実に実行をしながら、本県の抱えるさまざまな課題に的確に対応をいたしますとともに、将来を見据えた施策を積極的に展開することといたしまして、3つの重点施策を掲げ、「みやぎきの更

なる飛躍と新たな挑戦」をテーマとして取り組んだところでございます。

次に、予算額であります。平成30年度の一般会計の当初予算額は5,817億9,000万円で、対前年度比39億5,500万円、率にして0.7%の増となっております。

次に、特別枠であります。今年度新たに設けました観光みやぎき未来創造基金事業を含めまして、4つの特別枠を措置いたしました。

14ページのほうに、各基金事業の概要を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

初めに、観光みやぎき未来創造基金でございます。東京オリンピック・パラリンピックの開催など、観光・交流の飛躍的な拡大が期待される一大イベントを控えまして、この好機を逃さず、本県がこれまで築いてきた強みを生かした誘客等に取り組んで、世界から選ばれる観光みやぎきを実現することを目指して、観光みやぎき未来創造基金を新たに設置することとしたところでございます。基金総額は20億円、事業期間は5年間といたしまして、ここに掲げております3つの柱、国際水準のスポーツの聖地みやぎきへの進化、そして、何度行っても飽きないオンリーワンのおもてなし、もう一つ、外国人にも優しい快適な国際観光都市へのレベルアップに沿って、この基金の活用を行うこととしております。具体的には、15ページのほうに、この基金を活用した事業を掲げております。12の事業、3億3,600万円に、商工観光労働部以外の事業を含めまして、この基金を充当しているところでございます。

次に、16ページ、17ページをごらんいただきたいと思えます。県営電気事業みやぎき創生基金事業でございます。平成30年度も企業局から10

億円を一般会計に繰り出していただき、3年間で計30億円を繰り出していただきました。この基金を活用しまして、43の事業、9億4,300万円を措置しております。

17ページの下の方、みやぎき新時代へのチャレンジにつきましては、30年度は10事業、7,300万円を措置しているところでございます。

次に、18ページをお開きいただきたいと思えます。大規模災害対策基金事業であります。防災・減災対策のさらなる強化のために、21事業、6億200万円を措置しているところでございます。

1ページのほうにお戻りいただきたいと思えます。特別枠の4つ目が、公共事業の追加措置でございます。地域経済活性化のため、平成29年度と同様、補助交付金事業につきましては、予算編成方針で示しましたシーリングを95%から100%に引き上げた上で、20億円を追加措置し、また、県単公共事業につきましては、25億円を追加措置しまして、合計45億円としております。この結果、公共事業費は対前年度比100.2%となっております。

以上4つの措置によりまして、特別枠は合計63億8,000万円といたしました。

次に、2ページをごらんいただきたいと思えます。一般会計の予算規模であります。普通建設事業費の増などによりまして、対前年度比プラスとなっておりますが、詳しくは、後ほど歳出予算の中で説明を申し上げます。

3ページからは、歳入予算の特徴を記載しております。

4ページをお開きいただきたいと思えます。①自主財源の状況でございます。下の表をごらんいただきたいと思えます。まず、県税でありますけれども、個人県民税や法人事業税の増な

どによりまして、31億4,000万円増の989億7,000万円となっております。また、地方消費税清算金であります。地方消費税の清算基準の見直しなどにより、16億8,700万円増の420億6,800万円となっております。

さらに、下から3段目の繰入金であります。財政調整のための財政関係2基金からの繰り入れが、7億3,800万円減の200億8,100万円となったことなどによりまして、10億3,300万円減の294億9,900万円となっております。

次に、5ページのほうですが、2つ目の表、基金残高の推移をごらんください。当初予算編成後の財政関係2基金の残高は、一番右であります。245億円となっております。

次に、6ページ、7ページであります。②の依存財源の状況であります。

7ページの上の表をごらんください。交付税関係であります。地方交付税は51億3,700万円減の1,772億8,800万円、それから、臨時財政対策債も7億9,900万円減の241億5,200万円で、いずれも減となりまして、この2つをあわせました実質的な地方交付税、これは59億3,600万円減の2,014億4,000万円となっております。

次に、2つ目の表をごらんください。県債の状況であります。県債の発行額は647億3,500万円でありまして、地域総合整備資金貸付事業費の増などによりまして、38億9,400万円の増となっております。

表の下の方、県債残高でありますけれども、平成30年度末で120億600万円減の8,499億7,800万円、括弧書きの臨時財政対策債を除いた残高につきましても、94億8,400万円減少しまして、4,746億300万円となる見込みでございます。

次に、8ページをごらんいただきたいと思っております。8ページからは、歳出予算の特徴を記載

しております。8ページ、9ページは、性質別の歳出予算の状況であります。

まず、義務的経費であります。人件費が増加いたしますものの、扶助費と公債費の減によりまして、38億3,900万円減の2,479億8,500万円となっております。

次に、2つ目の投資的経費でありますけれども、普通建設事業費の増により、43億2,300万円増の1,058億8,700万円となっております。右側の中ほどの枠内に記載のとおり、普通建設事業費の増の主な要因は、防災拠点庁舎整備事業などの単独事業でありますとか、畜産競争力強化整備事業などの国庫補助事業の増によるものでございます。

それから、最後に、一般行政経費でありますけれども、繰出金や貸付金の増などにより、34億7,000万円増の2,279億1,800万円となっております。

次に、10ページから12ページであります。款別の歳出予算の状況と主な事業、主な増減要因などを記載しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

次に、13ページをごらんいただきたいと思っております。特別会計と公営企業会計についてまとめております。

まず、上のほうの特別会計でありますけれども、この表の3つ目にもあります国民健康保険。この国民健康保険制度の改正によりまして、新たに国民健康保険特別会計を設置したことから、全体として956億7,100万円増の2,212億円となったところでございます。

それから、下のほうの公営企業会計であります。このうち県立病院事業会計につきましては、宮崎病院の改築に係る建設改良費の増によりまして、44億円増の415億2,600万円となって

いるところでございます。

次に、少し飛びまして、19ページをごらんいただきたいと思っております。上のほうの表は、税率引き上げ分の消費税収と社会保障関係費についてまとめたものでございます。消費税率の引き上げに伴います地方消費税の増加分は、平成30年度は、上のほうに歳入と書いてありますが、87億円程度であります。一方で、歳出と記載しております社会保障関係費の歳出は、一般財源ベースで申し上げますと、総額881億円程度にも上っております。

下のほうのグラフであります。社会保障関係費、棒グラフのほうと一般財源総額、折れ線の推移を示すものでございます。一般財源の総額が伸びない中で、社会保障関係費については毎年度着実に増加しております。今後とも増加が見込まれるところでございます。

次に、20ページをごらんいただきたいと思っております。20ページは、不断の取り組みとしての財政改革でございます。2つ目のフレーズにありますとおり、歳出につきましては、引き続き各部局に徹底した事務事業見直しを行っていただく一方で、より積極的に事業を構築していただくために、今年度も捻出されました財源の全てを新規・改善枠として各部局に配分いたしまして、別途特別枠も措置しました結果、新規事業が83件58億円、改善事業が95件24億円の事業を計上しているところでございます。

また、下から2つ目のフレーズであります。県債に関して記載をしております。本県の県債残高は、財政改革の取り組みによりまして年々減少をしてきておりまして、現時点では、本県の財政状況は、おおむね健全な状況を維持しているものと思っております。

しかしながら、今後とも歳入の大幅な増が見込

めない中、先ほども申し上げましたが、社会保障関係費増加に加えまして、公共施設の老朽化対策や国体関連施設の整備など多額の財政需要が見込まれており、特に施設整備に伴う県債の発行が増加し、県債残高も増加に転じ得ることが想定されます。このような中であっても、県政の課題に的確に対応をして事業を展開していくためには、財政改革の取り組みを不断の取り組みとして続けていくことが不可欠であるというふうに考えております。

今後とも事業の必要性、役割分担のあり方を十分検討しながら、スクラップ・アンド・ビルドにより事業を構築してまいりたいと考えているところでございます。

21ページであります。参考までに国の予算及び地方財政計画の状況を記載しております。

平成30年度の当初予算の予算案の概要につきましては、以上でございます。

次に、資料の23ページをごらんいただきたいと思っております。総務部における平成30年度当初予算の課別の集計表であります。今回お願いしております総務部の一般会計と特別会計をあわせた予算額は、一番下の表にございますように2,430億7,489万6,000円でありまして、前年度当初予算額と比較しますと8.0%の減となっております。

次に、24ページをごらんいただきたいと思っております。この24ページから30ページにかけては、総務部の主な新規重点事業を掲載しております。後ほど関係課長等のほうから御説明を申し上げます。

次に、31ページをごらんいただきたいと思っております。31ページであります。債務負担行為についてであります。表にあります3つの事業につきまして、追加をお願いするものであります。

予算議案については以上であります。

次に、32ページをごらんいただきたいと思っております。特別議案についてであります。特別議案といたしましては、この32ページから38ページまでになりますが、ここに記載の議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」など、2件についてでございます。

最後に、39ページをごらんいただきたいと思っております。その他報告事項でございます。本日御報告いたしますのは、平成30年度組織改正案についてなど、2件となっております。それぞれの詳細につきましては、危機管理局长、担当課長のほうから御説明を申し上げますので、御審議のほうをよろしく願います。

私からは、以上でございます。

○棧税務課長 それでは、税務課から県税及び地方消費税清算金の当初予算につきまして御説明をいたします。

委員会資料の4ページをお開きください。初めに、地方消費税清算金について御説明いたします。

ページ中ほどの自主財源の状況の表の上から3段目、地方消費税清算金の欄をごらんください。これは、本県を含めた全国の都道府県に国から払い込まれました地方消費税総額を、消費に関連した基準によって、各都道府県間において清算、配分するものでございます。

平成30年度の予算額は、420億6,794万8,000円を計上しております。平成29年度と比べまして16億8,689万7,000円の増、対前年度比増減率4.2%の増と見込んでおります。

この地方消費税清算金は、全国の地方消費税の総額の動向に影響されます。全国の地方消費税の税収見込みが前年比で約2.4%増加すると見込まれていること、さらに皆様御承知のとおり、

平成30年度税制改正におきまして清算基準の見直しが行なわれたことによりまして、この影響による増が約1.8%程度と見込まれますことから、このような額としておるものでございます。

続きまして、県税収入予算につきまして御説明いたします。

ページが飛びまして、資料の22ページをお開きください。県税収入につきましては、経済動向や主要企業の業績見通し、平成29年度の税収状況及び税制改正等の影響を総合的に勘案しまして見込んだものであります。

当初予算は、表の一番上の段、県税計の右の①の欄のとおり、989億7,000万円を計上したところであります。これは、前年に比べまして31億4,000万円の増、対前年度比103.3%となっております。

それでは、主な税目について御説明いたします。

増減額①―②及び備考の欄をごらんください。

まず、県税計の下の段、個人県民税ですが、個人所得の増などによりまして、11億7,060万円余の増と見込んでおります。

次に、その4つ下の法人事業税につきましては、過去の実績をもとに、申告額の大きな法人などに対しまして、今後の収益の見通しなどのアンケート調査を行い、その結果などを平成29年度の見込み額に加味して見込んだものであります。平成30年度は、主に製造業等の業績が堅調に推移するものと見込まれることによりまして、8億2,184万円余の増と見込んでおります。

次に、その下ですが、譲渡割地方消費税につきましては、本年度と同様に、納付額自体は若干増加すると見込まれているものの、還付額が高どまりしたままではないかと見込まれることから、1億485万円余の減といたしております。

次に、その5つ下の自動車税につきましては、自動車保有期間の長期化に伴う重課対象自動車の増等によりまして、3億2,419万円余の増と見込んでおります。

次に、その2つ下の自動車取得税につきましては、税制改正によるエコカー減税の見直し等によりまして、課税対象がふえると見込まれることから、3億6,586万円余の増と見込んでおります。

また、その下の軽油引取税は、軽油の消費量の増加によりまして、4億4,984万円余の増と見込んでおります。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○二見委員長 概要説明及び歳入予算等の説明が終了しました。

ここまでのところで質疑はございませんか。

○蓬原委員 ゴルフ場利用税。ピークが十二、三億あったかなと思っているんですけど、ピーク時に比べて何%ぐらいに減っていますかね。

○棧税務課長 しばらくお待ちください。

○蓬原委員 後でいいです。

○棧税務課長 後ほどまた御説明いたします。

○緒嶋委員 観光みやぎき未来創造基金の(3)の国際観光都市へのレベルアップの、観光都市というのは、宮崎市のことを指しているわけですか。イメージはどういうこと。14ページ。

○川畑財政課長 国際観光都市ですが、具体的な都市を想定しているものではなく、宮崎全体がということの基金でございます。

○緒嶋委員 何か観光都市と言いましたけれど、観光県へのレベルアップでもよかったんじゃない。何かイメージするものがあるから、都市のイメージになったわけじゃないと。

○川畑財政課長 具体的に言えば、一つの市に

なるのかもしれませんが、この観光みやぎき未来創造基金については、県全体の底上げということイメージしたものとなっております。

○緒嶋委員 そのイメージが県なら、都市というのでは。都市という意味は、我々から見れば宮崎市かなというイメージが強いわけ。都市というのと宮崎県というのを一緒にするのはイメージとしてどう違うのかと。

○桑山総務部長 おっしゃるように、都市というと、特定の場所を指定しているかのような印象があるかと思いますが、我々としては、やっぱり県内に幾つもの観光拠点があるわけですから、そうしたものを核とした、それぞれの地域を指すようなイメージで使っているわけでございます。15ページのほうに、基金を具体的に当てている事業が一覧で記載されております。外国人にも優しい快適な国際観光都市へのところで、一番上のほうに、中山間・地域政策課の地域資源ブランド強化事業でありますとか、下から2つを取り上げますと、神楽の関係でありますとか、あるいは世界遺産ですね。こういったように、あくまでもタイトルとしては都市と言っておりますが、事業としては、やはり全県展開を図りながら、観光の底上げを図っていくという趣旨でございます。よろしく願いしたいと思います。

○緒嶋委員 今言われたことと都市というのが、イメージが一致しないもんだから。都市という言葉に、ちょっと違和感があるなと思ったもんだから。内容としては、こういう事業というのはわかるけれど、そのイメージとしてよ。観光都市と言われると、特定の都市というイメージからすれば、宮崎市とか延岡市とか日南市とかそういうイメージが強い感じがするもんだから。都市というイメージと本当に整合性があるのか

なという気もせんでもない。内容的にはわかるけれど、そういうこと。

○**棧税務課長** 先ほど御質問のありましたゴルフ場利用税に関してでございますが、収入ベースでいいますと、*平成16年度の収入が7億1,600万円程度ございました。今回それが4億1,500万ですので、約3億円程度マイナスで、率にしますと58%、約6割に減少をしておるところでございます。

○**蓬原委員** ずっと前は十何億越していたと思いますよ。それはそのデータですから、16年度に比べたらこんだけ減ってきているということかなと認識したところで、おそらく私の記憶では十二、三億あったかなというふうに。まあ念のため調べてみてください。半減以下だと思っています。

○**二見委員長** よろしいですか。

それでは、引き続き3課ごとに班分けして議案の審査を行い、最後に、その他報告及び総括質疑の時間を設けることとします。執行部の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いいたします。

まず第1班として、総務課、人事課、行政経営課の審査を行いますので、順次議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は、3課の説明が全て終了した後をお願いします。

○**丸田総務課長** 総務課でございます。総務課の当初予算について御説明をいたします。

資料変わりまして、分厚い冊子の平成30年度歳出予算説明資料、こちらの63ページをお願いいたします。

総務課の平成30年度当初予算額は、48億7,043万9,000円でございます。

主要内容について御説明をいたします。

65ページをお開きください。

まず、下から3段目、(事項)文書管理費5,077万5,000円でございます。これは、文書収発業務に要する送料や非常勤職員などの人件費、文書管理システムの運用保守に係る経費でございます。

次に、一番下の(事項)浄書管理費4,301万1,000円であります。めくっていただきまして、66ページの上段をごらんください。これは、庁内で作成をいたします冊子類の印刷・製本業務に要する経費でございまして、印刷機器の保守・リース料、用紙などの消耗品代、非常勤職員の人件費などでございます。

次に、(事項)情報公開推進費444万7,000円あります。これは、情報公開・個人情報保護制度を推進し、適正な運営などを図るための経費でございまして、審査会や審議会の開催経費及び、情報公開の窓口であります県民情報センターの運営費等でございます。

次に、(事項)文書センター運営費3,357万7,000円あります。これは、歴史的価値のある公文書や県史資料などを適正に保存管理するための経費でありまして、公文書のマイクロフィルム撮影委託、消火設備など維持管理に要する費用や、非常勤職員などの人件費でございます。

次に、(事項)庁舎公舎等管理費4億8,433万7,000円あります。これは、本庁舎や総合庁舎などの維持管理に要する清掃・警備などの委託料や光熱水費、職員宿舎などの維持管理経費等でございます。

次に、(事項)防災拠点庁舎整備事業費36

※18ページに訂正発言あり

億1,568万5,000円であります。これは、今年度着工いたしまして、平成31年度末の完成を目指しております防災拠点庁舎の建設につきまして、引き続き事業を継続するために要する工事請負費や関連業務委託料などがございます。

続いて、67ページをお願いいたします。

(事項) 東京ビル運営費2,924万5,000円あります。東京ビルは、東京事務所職員の宿舍、長期研修生の職員寮、また、本県出身者の学生寮などから構成されます複合ビルであります。このビルの管理運営に要する委託料や学生寮の指定管理料でございます。

次に、(事項) 公有財産管理費2億8,376万7,000円あります。説明欄の1にあります公有財産維持管理費は、県有財産の災害共済保険料や公共下水道受益者負担金などでありまして、3の県有資産所在市町村交付金につきましては、県営住宅や職員宿舍などが所在する市町村へ、固定資産税に相当する額を交付するものでございます。また、4の県有財産利活用強化促進事業は、県有財産の貸し付けや未利用財産の維持管理、売却等を促進するための経費でございます。

次に、一番下の(事項) 県有施設災害復旧費9,270万円あります。めくっていただきまして、68ページをお開きください。これは、台風や大雨などの災害によりまして県営施設が被害を受けた場合に、復旧措置を行うための経費でありまして、財源は県債となっております。

総務課からの説明は、以上でございます。よろしく願いをいたします。

○吉村人事課長 人事課の当初予算につきまして御説明いたします。

引き続きまして、歳出予算説明資料の69ページをごらんください。

人事課の平成30年度当初予算額は、51億427万円あります。

主な事業について説明いたします。

71ページをごらんください。

ページ中ほど、(事項) 人事調整費7億4,745万1,000円あります。これは、説明欄にありますように、1、非常勤職員の雇用、2、職員の赴任旅費、3、産休及び休職者等の代替臨時職員の雇用など、人事給与管理の全庁的な調整に要する経費であります。

次に、(事項) 人事給与費37億756万8,000円あります。

主なものとしまして、ページをめくっていただき、説明欄の72ページの上のほうに、退職手当35億8,901万5,000円あります。29年度当初に比べまして1億4,495万1,000円の増となっております。これは、一般職の退職見込み者が174名と、29年度の170名に対しまして4名増となること、また、特別職3名の任期満了による退職が予定されることによるものであります。

次に、(事項) 県職員研修費3,071万4,000円あります。これは、自治学院において行います県職員の研修に要する経費であります。

その次、(事項) 職員派遣研修費2,212万2,000円あります。このうち、説明欄にあります1、職員の国内派遣研修としまして自治大学校等への派遣を、また、2、海外派遣研修としまして、職員の自主企画による短期海外研修、加えまして、自治体国際化協会シンガポール事務所等への派遣経費を計上しております。

次に、(事項) 東日本大震災被災地職員派遣事業費980万円あります。被災地へ派遣する職員の代替としまして、非常勤職員や臨時的任用職員を配置するための経費、それと、派遣職員の業務報告のための経費などあります。

次に、(事項)熊本地震被災地職員派遣事業費1,680万7,000円であります。被災地での災害復旧業務に従事する職員の派遣に要する経費であります。

人事課からの説明は、以上です。よろしくお願いたします。

○日高行政経営課長 行政経営課分について御説明をいたします。

歳出予算説明資料の73ページをお願いいたします。

行政経営課の平成30年度当初予算額は、1億1,736万8,000円でありまして、前年度当初と比べまして210万円の増となっております。

主な事業について御説明いたします。

75ページをお開きください。

ページ中ほどの(事項)行政管理費291万3,000円であります。これは、行政管理・行政改革に要する経費でありまして、行政組織・事務の管理改善や宮崎県行財政改革懇談会の開催等に要する経費であります。

次に、一番下の(事項)法制費737万円であります。これは、条例の審査等に要する経費でありまして、条例・規則等の審査事務や宮崎県公益認定等審議会の開催等に要する経費であります。

76ページをお開きください。

最後に、(事項)県公報発行費944万8,000円あります。これは、条例や規則など県民に周知すべき事項を掲載する県公報の発行に要する経費であります。

行政経営課分については、以上であります。

○二見委員長 各課長の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○緒嶋委員 東京ビルの運営費。これは将来的にいろいろと検討もされておると思うんですけ

れども、この財産収入は、学生とか県職員の、負担になるのだらうと思うけれど、具体的にどういう形で負担分を徴収しとるわけですか。

○丸田総務課長 先ほど説明しましたように、東京ビルにつきましては、職員宿舎そして学生寮等々がございますけれども、まず学生寮につきましては、寮生のほうから指定管理者に寮費が支払われるという形になっております。そして、職員宿舎につきましては、入居者から県のほうに支払いがなされるという形をとっております。

○緒嶋委員 であれば、学生が指定管理者に幾ら払っておるかは、県は関与していないということですか。

○丸田総務課長 県のほうも、学生寮の入寮者の状況でありますとか、寮費の支払い状況等につきましては随時チェックをしております。寮生からの寮費の収入につきましては、28年度で1,600万円ということになっております。

○緒嶋委員 それは、具体的に一人当たり、月幾らというふうになるわけ。

○丸田総務課長 月額で一人当たり1万9,100円でございます。

○緒嶋委員 今、学生はどの程度入っておるわけですか。

○丸田総務課長 100名の定員でございますけれども、今年度4月当初の段階で、74名が入寮をしております。そして、現在ですけれども、やはり3月に入り、退寮される方も随時出てまいりまして、3月当初の段階で、64名ということになっております。

○緒嶋委員 将来的に東京ビルのことについては、どの程度今検討がされているわけですか。

○丸田総務課長 東京ビルのあり方については、現在検討を進めておりまして、課題がいろいろ

あろうかと思えますけれども、まず老朽化が進んでいることであるとか、あるいは、ビルが2つに分かれておりまして、敷地内の未利用のところもございますから、そこあたりをさらに利用できないかという点。また、都心の立地環境、これをさらに有効に活用をしていくというような観点から、現在、課題を整理しておるところでございます。あり方につきましては、今総務課のほうで取りまとめをやっておりまして、来年度には方向性を案という形で、県議会のほうにも御意見をいただきながら取りまとめしていきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 来年度というのは、30年度か。

○丸田総務課長 はい。30年度でございます。

○緒嶋委員 そのことを含めて、今のところは進んでおるといことですね。

○丸田総務課長 東京ビルに求められる立地環境等を生かした機能でありますとか、あるいは、もし再整備するとすれば、どのような整備手法、PFIとか定期借地権とかそういうものを含めまして、現在、検討を進めているところでございます。

○緒嶋委員 PFIが私はいいいんじゃないかなという。私個人としてはですね。それは、結論は何か出るかわかりませんが、そういう気はいたします。

人事課で72ページ。災害地、東日本とか熊本地震に対する派遣職員の処遇とか、派遣費の負担とかは違うわけですかね。

○吉村人事課長 派遣としましては、人事課付なり、技術系ですと、県土整備部の管理課付になります。職員を派遣しまして、行った先の県で併任発令ということで、両方の身分をもって向こうの業務をやっていただくというような形になっております。

○緒嶋委員 そうすると、職員の給料はどういうふうになるわけですか。

○吉村人事課長 職員の給与につきましては、その業務をしていただいたところで支払って、お互いの負担をまた支給するというか、実際に仕事をしたところが負担するような形で、年度末に支払うという形になっております。

○緒嶋委員 そうすると、負担費については、よくわからんですけど、宮崎県の持ち出しはないのですか。

○吉村人事課長 負担としてお金をいただきますので、県としては、ございません。

○緒嶋委員 それは時間外も含めてということですか。

○吉村人事課長 はい。そのとおりでございます。

○緒嶋委員 それならば、新年度は何人を派遣予定ですか。

○吉村人事課長 この予算上で見てみますと、まず東日本につきましては、派遣職員を送ったところから職員が行っていますので、その職員が抜けた穴の非常勤職員というような形で、この予算上はちょっと違うんですけども、実際に派遣する予定の人数を申し上げます。30年度の予定でございますけれども、東日本大震災分で、岩手、宮城、福島3県に、あわせて8名を派遣する予定にしております。それから、福岡、熊本、九州地区であわせまして9名を派遣する。合計17名でございます。

○緒嶋委員 29年度は何人派遣しとる。

○吉村人事課長 29年度につきましては、東日本が9名、九州内が12名で、合計21名です。来年度が17名の派遣を予定しております。

○緒嶋委員 これは、まだもう少ししばらくこういう状態が続くというふうに理解していいわけで

すかね。

○吉村人事課長 東北3県なり九州のほうからも、なかなか事業の繰り越しとかがあって、年数がただただではない現場の状況があるということで、今しばらくは引き続きお願いしたいと要請を受けているところでございます。

○二見委員長 関連質疑はありますか。よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○中野委員 67ページでお尋ねしますが、ここに県有資産所在市町村交付金とありますが、一番大きいところはどこか、少ないところはどこかを教えてください。

○丸田総務課長 県有資産所在市町村交付金ですけれども、県が所有します固定資産につきましては非課税でございますが、その使い方といいますか、使用実態が民間のほうと同じような、例えば、県営住宅でありますとか職員宿舎等の使い方につきましては、固定資産税相当額を所在する市町村に交付をしておるところでございます。一番多く交付しておりますのが宮崎市でございます。1億1,100万円余を交付いたしております。一番少ないのは、こういった県有施設がない市町村、ゼロのところがございますけれども、綾町、木城町、日之影町につきましては、交付をしていないところでございます。

○中野委員 各市町村ごとで固定資産比率が変わりますよね。これは、もうみんな同率なんですかね。

○丸田総務課長 価格につきましては、固定資産税の課税標準に相当する金額を県において算定をいたしまして、交付金額を決定いたしております。

○中野委員 この交付金の中には、県有資産とありますが、例えば、教育財産とか公安委員会の財産とか、そういうのも含んでこの金額とい

うことですか。

○丸田総務課長 これにつきまして、*総務課のほうで所管をしております施設の分についてでございます。

○中野委員 いわゆる教育財産なんかは含まないということですね。であれば、教育委員会は教育委員会で、やっぱり相当額が関係する市町村に交付されているわけですかね。

○丸田総務課長 教育財産については、今手元に資料がございませんので、ちょっと確認をさせていただきますけれども、そのほかに知事部局でありますと、漁村振興課でありますとか港湾課で、港湾施設等の部分で交付している部分がございます。

○中野委員 知事部局でも別途支出しているということですね。

○丸田総務課長 失礼しました。教育委員会の教育に資する資産についてはないんですけれども、教職員宿舎の分につきましては、総務課のほうで交付をしているということでございます。訂正させていただきます。

○中野委員 教育財産もここの中に含んでいるという意味ですか。

○丸田総務課長 学校とかの教育財産については、教育行政に資することで、負担をする必要がないということでございます。非課税になっておるということでございます。

○中野委員 ということは、教育委員会の財産とか、まあ公安委員会はどうか知りませんが、そういうもの等は交付金の支払いの対象でないということですね。

○丸田総務課長 はい。そのとおりでございます。

○中野委員 例えば、えびのには、えびの高原

※このページ右段に訂正発言あり

に国民宿舎がありますよね。ああいうものは支払の対象になっているんですかね。

○丸田総務課長 *国民宿舎については特別会計でございますので、この一般会計の中には含まれていないということでございます。

○中野委員 ここは総務のことですから、総務以外は尋ねられないと思うんですが、ただ、県の支払いの対象になっているかということだけを知りたいんですが。

○丸田総務課長 国民宿舎も、この負担金の対象になるということでございます。

○中野委員 そういう固定資産税に見合う分が、宮崎県からいろんな形で支払いされていますよね。それを一回まとめて、宮崎市には幾ら、えびの市には幾ら、日之影町にはゼロちゅうことでしたが、幾らとか、そういうのをまとめたことがあられますかね。もしあれば、何か我々が目にする機会があればいいかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○丸田総務課長 今手元には、一般会計の各市町村別の交付金額しかございません。ほかの教育委員会でありますとか特別会計でございますとか、そこまでちょっと取りまとめた資料は、今手元にはございません。

○中野委員 そういうのは、どこの部局がまとめるんですかね。

○丸田総務課長 総務課でございます。

○中野委員 お願い、要望でいいと思うんですが、さっき言ったそういうようなことはできないものでしょうか、我々が目にすることはできないものでしょうかという質問にさせていただきたいと思うんですが。

○丸田総務課長 ちょっとお時間をいただきまして、整理をさせていただきたいと思います。

○中野委員 ありがとうございます。

○二見委員長 関連の質問がありますか。いいですか。

○中野委員 行政管理費のことでお尋ねしたいと思うんですが、ここで宮崎県行財政改革懇談会と言われましたかね。その組織というか運営状況とかメンバーとか、それをお尋ねしたいと思います。

○日高行政経営課長 行財政改革懇談会につきましては、現在16名の委員に就任をいただいて、年に1回、県の行財政改革の状況を報告し、御意見をいただいて、県の行政改革推進の参考として役立てさせていただいているところであります。

委員につきましては、マスコミの関係ですとか、いわゆる経済関係団体の代表の方、あるいは、いろいろな経営のコンサルタントを専門にされている方、それから、いわゆる大学等の学識経験者、それから、町村の代表として町村会の会長などにも入っていただいておりますし、労働組合からも代表として入っていただく、あるいは、公認会計士といった経営の専門家、こういった方々にお話を伺っておるところであります。毎年議会にも報告をいたしておりますけれども、行財政改革の推進状況をこういう席でも御説明をするとともに、いろんなテーマについて掘り下げた報告をして、それに対する御意見などをいただいております。

今年度につきましては、例えば、いわゆる働き方改革に関連して、朝方出勤などを初めとしたいろんな働き方の選択肢についての取り組みですとか、いわゆるIT関係を活用した情報面での効率化の取り組み、そういったものについて御説明をして、意見を伺ったところでありませぬ。

※27ページに訂正発言あり

説明としては、以上であります。

○中野委員 メンバーがかなり豊富ですが、かなり意見・要望とか出るもんですかね。

○日高行政経営課長 時間が限られておりまして、大体2時間ぐらいで進めておるもんですから、16人フルに出席して活発な意見交換ということでは、なかなかいつも時間が足りないなというところなんですけど、各委員から少なくとも一言、二言の御意見はいただけているところがあります。

○中野委員 私から見れば、かなりすばらしい懇談会だと思うんですが、もっと時間を多くして、そういう専門家というか、それぞれの立場の人の意見をかなり述べる機会にしてほしいなと今思ったところです。よろしく検討をしてください。

○日高行政経営課長 御提言をいただきましたので、今後に備えて、いろいろ検討はさせていただきますと思っています。

○中野委員 その下の訴訟費が209万4,000円ありますよね。訴訟事務に要する経費ということですが、これは、今何か係争中のものに対する予算なのか、それとも、新しく提訴されるということを見込んでの予算なのかをお尋ねしたいと思います。

○日高行政経営課長 私どもの訴訟費と申しますのは、いわゆる県を当事者とする争訟事件、それから、そういったものに対して生じた法律問題について処理を図るための経費ということで、例えば、実際に訴えられた、あるいは県が訴えを提起した、そういう実際の裁判になった場合の経費につきましては、それぞれの関連課のほうで予算の対処をすることになります。その予算につきましては、事前には訴えられる、あるいは訴えるということについては予想がつか

きませんので、実際に発生した場合には、県の予備費から裁判費用については支出をすることにしております。私どもの訴訟費につきましては、裁判にまで行き着く前の段階で弁護士さんに法律的な相談をする、法律の解釈とか取り扱いとか県の方向性等について助言をいただく、そういった部分の弁護士報酬などを中心として計上をいたしておるところであります。

○中野委員 それは、いわゆる顧問料ということですか。

○日高行政経営課長 報酬という形で組んでおりますけれども、一般的に言う顧問料というイメージで受けとめていただければと思います。

○中野委員 顧問の弁護士さんは今、何名いらっしゃるんですか。

○日高行政経営課長 今、弁護士の事務所には、3名いらっしゃいます。

○中野委員 それから、実際に訴えられた場合の費用は、各課でもって予算化はされていないということでしたね。それは県の予備費からの支出ということですが、実際訴えられた場合には、改めて訴訟費用を補正か何かで組まれるんですかね。もう予備費のまんまで支出をされるわけですか。

○日高行政経営課長 各課のほうで補正予算を組んで、予備費のままの支出ということになります。

○川畑財政課長 毎年度、財政課の予算の中に予備費を1億円持っております。これを各課に充用する形にしまして、ここから支出をしていくということになります。

○中野委員 訴訟にかかわる経費が予備費として1億円計上をされて、そして、各課に流しているということですか。

○川畑財政課長 そういった認識で大丈夫です。

予備費については、訴訟に要する経費のほかに、損害賠償など予期せぬものに充てるということで計上をしております。

○中野委員 1億円も組むような予算を予備費ですかね。なぜ訴訟費という項目では上がってこないんですかね。

○川畑財政課長 毎年度訴訟があるという前提に立って行政を行うことが余り適切ではないと考えており、予備費という形で予期せぬ出費に対応する予算としております。

○中野委員 今、世の中で訴訟というのは、普通だと思うんですよ。それを行政としては、まあ異常とは言いませんけれども、発生することのほうが通常でないという認識だから、予備費という計上の仕方なんですかね。

○川畑財政課長 毎年度、結果的には発生をしているところですが、来年度何件生じるということが予測を立てづらいことがあり、予備費という形で計上をしております。

○中野委員 それでいいとは思いますが、何か今それを聞いて、じっくりいかないなと思いましたがね。どうせ発生するのを見込むわけだから、まあ訴訟があることが前提ではないという見方でしょうけれども、素直に何かそういう名目で計上をされたほうがいいんじゃないかなと、今ふと思いました。今私が云々ということではないですけれども、今まで発生しなかったことはないわけでしょう。

○川畑財政課長 ここ数年を見る限り発生しなかったことがないので、さかのぼって、いつなかったということ、持ち合わせがありませんが、ここ数年は少なくとも発生をしているという状況でございます。

○中野委員 なぜ私がこういう質問を今したかという、どこかの新聞に載っていたんですが、

ある町が何かで訴えられるという予測が立ったので、訴訟費用を補正予算でぱっと組んだというのを見たもんだから、あれ、訴訟費用というのは、事前に組んでいないかなと思ったんですよ。そしたら、ここにそういう項目が、訴訟費用に係ることがあったもんだから、県はちゃんとそういう提訴されたときのためにやっぱり組んでいるんだなと思ったんですけども、これはちょっと認識不足でしたが、結果的に組んでいないという。予備費からということでしたので、そのことは理解したんですけども、なぜ当初から組まないのかなという一つの疑問を今持ったところでした。もうこれは、ただ私の発言にさせてください。

○二見委員長 関連はありませんか。ほかに質疑は。

○蓬原委員 さっき聞きそびれたんですが、東日本大震災と熊本地震にかかわる5県があったようですが、県への派遣なのか、あるいは、県からさらに例えば、東北であれば山元町かどこか町に行ったのか。市町村までちょっとわかっただら教えてください。

○吉村人事課長 県職員の部分につきましては、相手の県に派遣しまして、ただ、何々事務所とか現場の土木事務所とか、宮崎でいいますと振興局みたいなどの出先機関で仕事をされているという認識でおります。

○蓬原委員 ということは、向こうの派遣先の県で市町村にということはないと理解しとっていいですか。

○吉村人事課長 県内の市町村の方が向こうの市町村に派遣されていることはあるかと思いますが、県職員につきましては、先ほど申し上げたふうにしております。

○蓬原委員 ないですね。はい、わかりました。

それと、退職手当ですが、4名ふえて、特別職3名の見込みということですが、この特別職は何と何ですかね。

○吉村人事課長 特別職3名の退職手当でございますけれども、これにつきましては、任期を迎えました知事の分と常任監査委員お二人、あわせて3名分を計上しているところでございます。

○蓬原委員 確認です。知事と監査委員お二人ということですかね。

○吉村人事課長 常任監査委員お二人。

○蓬原委員 はい、わかりました。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

○前屋敷委員 人事課の71ページでお願いいたします。この人事調整費のところですが、1の非常勤職員の雇用、それから3の産休及び休職者の代替職員の雇用。これは、一応予算的には、若干ふやしているみたいなんですけれども、何名ぐらい予定されているのか。

○吉村人事課長 まず、非常勤職員の雇用の分でございますけれども、これにつきましては、昨年度も今年度も72名を想定しているところでございます。

もう一方の産休及び休職者等の代替臨時職員の雇用につきましては、月数で考えていまして、人数に直しますと29人ほどを想定しております。

○前屋敷委員 この3番の休職者の中には、育休あたりもカウントされているんですかね。

○吉村人事課長 カウントされております。想定しております。

○前屋敷委員 ちなみに、ことしの分は何名ぐらいいらっしゃいます。

○吉村人事課長 手元に28年度の数字がございますけれども、育児休業取得者自体は82名いらっしゃいました。予算上、先ほど申しあげました

人数との誤差は、部局で予算を取っている部分で代替職員を置いているというのもございますので、その差が生じているところでございます。

○前屋敷委員 それから、1番の非常勤職員の雇用ですけれど、再任用の方はここに入るわけですかね。

○吉村人事課長 再任用の方は再度任用ですので、職員としてのカウントになっています。ここはあくまでも非常勤職員ですとかの雇用の分になります。続けて申し上げますと、仮に再任用という時間で勤務されるのではなくて、退職された職員の方が、非常勤という形のほうがいいという方がいらっしゃれば、ここで費用として負担することにはなりません。

○前屋敷委員 わかりました。

○二見委員長 ほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上で、第1班の審査を終了します。

次に、第2班として、財政課、税務課、市町村課の審査を行いますので、順次議案の説明をお願いいたします。

○川畑財政課長 財政課の平成30年度予算案について御説明いたします。

歳出予算説明資料の77ページをお開きください。

財政課の平成30年度当初予算額は、一般会計、特別会計合わせて1,838億4,338万8,000円をお願いしております。その内訳は、一般会計が839億3,101万6,000円、公債管理特別会計が999億1,237万2,000円となっております。平成29年度当初予算に比べ、260億5,055万2,000円の減となっております。

30年度当初予算額が29年度当初予算に比べて減少した理由としましては、公債管理特別会計

における県債の元利償還額が減少したことなどが主な要因となっております。

それでは、主な事項について御説明いたします。

79ページをお開きください。

まず、一般会計について御説明いたします。

(目) 一般管理費の中で、上から2番目に記載しております(事項) 諸費が18億4,079万2,000円であります。その内訳としましては、説明欄に記載しておりますとおり、国庫補助事業の確定等に伴う国への償還金など、税以外の収入について還付が生じた場合に備えた全庁的な経費としまして、16億1,000万円を財政課で一括計上しております。

また、各課ごとに執行額を見込むことが困難な経費など、いわゆる庁内一般共通経費としまして2億3,079万2,000円をお願いしております。

次に、ページの一番下の(目) 財産管理費であります。これは、財政課において所管しております財政調整積立金など、5つの基金に係る利子の積み立て等に要する経費であります。ページをおめくりいただきまして、80ページの一番下の(事項) 県営電気事業みやざき創生基金積立金につきましては、利子の積み立てに加えまして、30年度に基金の財源として、企業局から一般会計に繰り出される10億円の追加積み立てを計上しております。

次に、その下からは公債費について記載をしております。

まず、ページ変わりをしまして、81ページをごらんいただきまして、(目) 元金の(事項) 元金償還金であります。742億3,849万7,000円となっております。その主なものにつきましては、県債の償還を行う公債管理特別会計に、その財源を一般会計から繰り出すものであります。

次は、その下の(目) 利子の中、(事項) 利子償還金であります。63億9,510万2,000円となっております。これは、県債の利子の支払いに要する経費であります。その主なものは、元金と同じく公債管理特別会計への繰出金となっております。

次に、(目) 公債諸費の(事項) 事務費であります。県債を発行するために要する事務経費として4,370万9,000円をお願いしております。

次に、ページの一番下、(事項) 予備費であります。例年と同様に1億円を計上させていただいております。

続きまして、公債管理特別会計について御説明をいたします。

ページをおめくりいただきまして、83ページをごらんください。

公債管理特別会計は、一般会計からの繰出金による県債の元金及び利子の償還等に要する経費を措置するものであります。

まず、(款) の総務費であります。 (事項) 県債管理基金積立金で17億1,390万円を計上しております。これは、将来の満期一括償還に備えて県債管理基金に積み立てを行うものであります。

次は、その下の(款) 公債費であります。981億9,847万2,000円を計上しております。その内訳としましては、(事項) 元金償還金が920億9,522万8,000円、(事項) 利子償還金が60億9,262万8,000円、次に84ページをごらんいただきますと、84ページの公債諸費は、(事項) 事務費が1,061万6,000円となっております。

財政課の歳出予算関係は、以上でございます。

続きまして、資料変わりますが、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

委員会資料と別に配付されております決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況と書かれております資料をごらんいただきたいと思っております。

資料の1ページになります。

これは、決算特別委員会の指摘要望事項に対する現時点での対応状況を取りまとめたものでございます。

総括的指摘要望事項の①本県財政について、引き続き財政改革を着実に実行し、効率的・効果的な予算の執行に努め、将来にわたり安定的な財政運営に取り組むことについてであります。

本県では、平成16年度から財政改革に取り組んできており、県債残高の減少など一定の成果を上げてきたところであります。

しかしながら、平成30年度当初予算においては、中期財政見通しを下回ったものの、201億円の収支不足が生じております。

今後、社会保障関係費の増加に加え、公共施設の老朽化対策や国体関連施設の整備など、多額の財政負担が見込まれており、特に施設整備に伴う県債の発行が増加し、県債残高も増加に転じることが予想されるところでございます。

このような中であっても、県政の課題に的確に対応をしていくためには、引き続き歳入・歳出両面からの財政改革の取り組みを一体的に進めていくことにより、基金の取り崩しに頼らない、将来にわたって持続的に健全性が確保される財政構造への転換を進めていく必要があると考えております。

財政課からの説明は、以上であります。

○**棧税務課長** 歳出予算の説明に入ります前に、先ほど蓬原委員から御質疑のありましたゴルフ場利用税について訂正をさせていただきます。

委員御指摘のとおり、資料をさかのぼります

と、平成9年度に11億6,400万円余ございました。ですから、来年の当初の予算は、その約36%程度になると見込んでおります。これにつきましては、ゴルフ人口の減少と、平成15年度に創設されました非課税もしくは軽減の適用者の増と、経営努力の中でゴルフ場の皆様方は料金を引き下げる等のことを行われまして、税率等が下がってきていると、等級が下がってきているという3つの要因があるものというふうに考えております。

それでは、税務課の平成30年度当初予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の85ページをごらんください。

税務課の平成30年度当初予算額は、448億9,046万4,000円であります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

ページをおめくりいただきまして、87ページをごらんください。

ページ中ほどに記載しております(事項)諸費は、税の過年度収入分に係る還付等に要する経費でありまして、15億円を計上しております。

次の(事項)賦課徴収費は、23億9,485万4,000円であります。これは、県税の賦課徴収に必要な経費でありまして、その主なものとしましては、その下の説明欄1、徴税活動費の(1)徴税活動経費としまして、1億9,704万4,000円を計上しております。これは、県税の徴税活動に必要な郵送料、印刷費、旅費等の事務経費であります。

次に、2つ下の(3)ですが、個人県民税徴収取扱費交付金としまして、15億4,106万4,000円を計上しております。これは御承知のとおり、個人県民税の賦課徴収は市町村長に法定委任さ

れておりますことから、その経費を補償する目的で市町村へ交付するものであります。各市町村における納税義務者一人当たり3,000円を乗じた額等を交付することとなっております。

ページをおめくりいただきまして、88ページをごらんください。

2、自主納税の推進費の(2)各種団体との協力体制推進費であります。2億5,192万9,000円を計上しておりますが、その主なものとしましては、ウの軽油引取税徴収取扱費報償金で、2億3,932万3,000円を計上しております。これは、軽油引取税の特別徴収義務者であります元売業者や特約業者に対しまして、その申告納入額に応じて交付するものであります。

次に、3、管理機能の充実費の(4)税務電算トータルシステム運営費としまして、2億7,653万5,000円を計上しております。これは、税務電算トータルシステムの維持管理費及び税制改正等に伴いますシステム改修経費でございます。

次に、(款)諸支出金であります。これは、都道府県間の清算に伴い支出する清算金と、県内の市町村に対しまして、県税収入の一定割合を交付する法定交付金でありまして、397億1,331万5,000円を計上しております。

主な事項について御説明いたします。

まず、(事項)地方消費税清算金ですが、本県に納付された地方消費税について、各都道府県間で清算を行うために支出するものでありまして、166億3,100万3,000円を計上しております。

次の(事項)利子割交付金以下6つの各種交付金につきましては、いずれも市町村に対する法定交付金でありまして、平成30年度の税収見込み額を基礎に算出したものでございます。事項別の説明は記載のとおりでございますので、

省略させていただきます。

ページをおめくりいただきまして、90ページをごらんください。

最後の(事項)利子割精算金につきましては、本県で徴収した利子割県民税のうち、他の都道府県に帰属するべき額について、関係する都道府県間で精算を行うために要するものでありまして、10万円を計上しております。

予算につきましては、以上でございます。

資料変わりました、委員会資料の31ページをごらんください。

債務負担行為の追加でございます。この税務課分でございます。これは、再来年度であります平成31年度の自動車税の納税通知書などの印字、封入・封緘業務を委託するものでございます。31年4月の印刷作業の前に、台紙やチラシの作成、コンビニ納付のためのバーコード読み取りテストなどを行う必要があります。その期間として1カ月以上を要しますことから、平成30年度から31年度にかけての実施をお願いするものであります。1,610万2,000円を計上しております。

説明は、以上でございます。

○横山市町村課長 市町村課の平成30年度当初予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の91ページをごらんください。

市町村課の平成30年度の当初予算額は、21億9,361万8,000円であります。

主なものについて御説明いたします。

93ページをお開きください。

中ほどの(事項)地方分権促進費、4,071万4,000円あります。これは、県から市町村に権限移譲した事務の執行に要する経費を、市町村へ交付するものであります。

次に、94ページをごらんください。

一番上の(事項)自治調整費、7,944万5,000円ですが、これは、市町村の行財政運営に関する助言等に要する経費であります。主なものといたしましては、説明欄の6の住民基本台帳ネットワークシステム事業費6,138万4,000円です。全国的な運営を担っております地方公共団体情報システム機構への負担金や、関連機器の使用料などになります。

説明欄の7、改善事業、県・市町村連携推進事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、下のほうの(事項)市町村公共施設整備促進費、6億16万3,000円です。これは、市町村が行う建設事業等に対し、無利子貸し付けを行うものであります。

次に、95ページをお願いします。

一番上の(事項)市町村振興宝くじ事業費、5億3,612万1,000円です。これは、市町村振興宝くじとして発売されるサマージャンボ宝くじとハロウィンジャンボ宝くじの収益金と時効金の本県配分額の全額を、公益財団法人宮崎県市町村振興協会に交付するものであります。

次に、中ほどの(事項)運営費、999万1,000円です。これは、選挙管理委員会委員の報酬や選挙管理委員会の事務費であります。

次に、(事項)選挙常時啓発費、399万3,000円です。

説明欄の2、改善事業、「わけもんが考える未来」選挙啓発事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、96ページをお願いします。

一番上の(事項)知事選挙臨時啓発費から、一番下の(事項)県議会議員選挙執行費までは、来年1月に任期満了を迎える知事選挙及び、

来年4月に任期満了を迎える県議会議員選挙に要する経費であります。

まず、(事項)知事選挙臨時啓発費及び(事項)県議会議員選挙臨時啓発費ですが、これは、テレビや新聞広告を用いた広報など臨時啓発に要する経費でありまして、予算額はそれぞれ1,093万6,000円、296万2,000円をお願いしております。

次に、(事項)知事選挙執行費ですが、投開票事務など市町村が行う事務に対する市町村交付金や、候補者の選挙運動に対する公費負担に要する経費など、宮崎県知事選挙の執行に要する経費であり、予算額は5億3,902万7,000円をお願いしております。

次に、(事項)県議会議員選挙執行費ですが、これは、ポスター掲示場の設置など市町村が行う事務に対する交付金や、投票用紙その他必要となる資材の作成に要する経費でありまして、予算額は1億2,681万3,000円をお願いしております。

次に、資料が変わりまして、常任委員会資料の24ページをお願いいたします。

改善事業、県・市町村連携推進事業であります。これは、1の事業の目的・背景に記載のとおり、市町村における行政サービスの安定的かつ効果的な提供を維持するため、県と市町村との連携を一層推進するとともに、市町村間の広域的な連携を支援するものであります。

次に、2の事業の概要であります。

まず、(1)の予算額は282万9,000円で、(2)の財源内訳は、特定財源として、中山間・地域政策課が所管しております宮崎県市町村間連携支援基金から100万円を繰り入れることとしており、残りの182万9,000円が一般財源となっております。

(3)の事業期間は、平成32年度までの3年となっております。

次に、(4)の事業内容であります。

まず、①の県と市町村との連携推進としまして、アの宮崎県・市町村連携推進会議、イの円卓トーク、ウの役場でスクラム談義、エの市町村長トップセミナー、オの市町村サポートチームを実施し、県と市町村との連携を一層推進してまいりたいと考えております。

次に、②の市町村間の広域連携支援として、アの市町村間行政サービス連携支援事業を実施することとしております。これは、行政サービスの充実・向上を図るため、2つ以上の市町村が連携した取り組みに要する経費について、その一部を補助するものでありまして、補助対象、補助率、補助額につきましては、記載のとおりであります。

3の事業の効果であります。県と市町村の連携及び市町村間の広域的な連携を推進・支援することによりまして、将来にわたり行政サービスを安定的かつ効率的に提供するための体制整備につながるものと考えております。

次に、25ページをごらんください。

改善事業、「わけもんが考える未来」選挙啓発事業であります。

1の事業の目的・背景であります。昨今、選挙の投票率が低下傾向にあり、特に20歳代を初めとした若い世代が、ほかの世代に比べ低い水準にあります。

そこで、新しく有権者となる若い世代を中心に、選挙啓発を効果的に展開することにより、政治や選挙に関する意識の向上を図り、投票を通じた政治参加や投票の質の向上を促進することとしております。

2の事業の概要であります。

予算額は、359万3,000円をお願いしております。

(2)の財源内訳は、全額一般財源であります。

(3)の事業期間は、平成32年度までの3年間となっております。

(4)の事業内容であります。新たに組み込む事業は、①のボーターズゼミであります。これは、従来ボーターズカフェとして開催してきましたワークショップ研修や意見交換会を、年間を通して実施し、内容の充実を図るものです。

これまでは、一日で完結する研修として実施してまいりましたが、時間の制約から十分に掘り下げて考えることができなかつたため、参加者を固定し、毎回テーマや講師を変えて考えてもらうことで、しっかりと政治や選挙を理解し、未来を考えることのできる「わけもん」を育てていくものであります。

このほか、②の意見発表会「わけもんの主張」や、③の「明るい選挙ポスター・書道作品コンクール」を実施いたします。

これらの取り組みにより、3の事業の効果にありますように、若い世代を中心とした有権者が、政治や選挙に関心を持ち、投票を行うことにより、積極的な社会参加が図られるものと考えております。

続きまして、31ページをお開きください。

債務負担行為の追加であります。

上から2つ目の市町村課の欄であります。県議会議員選挙につきましては、31年度当初の平成31年4月の執行が見込まれるところであり、その経費につきましては、円滑な事業の推進と適正な選挙を執行する観点から、平成30年度から31年度にかけてお願いするものであります。

1つ目の県議会議員選挙臨時啓発費は、テレビや新聞等の各種広告の制作や放送等について委託契約を締結するために、限度額479万6,000円を、また、2つ目の県議会議員選挙執行費は、選挙公報の発行について契約を締結するために、限度額954万8,000円を計上しております。

続きまして、少し飛びまして、38ページをお願いします。

議案第32号「宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

議案書では175ページになりますが、説明は常任委員会資料でさせていただきます。

まず、1の改正の理由であります。住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、氏名や住所などの都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供ができる事務を追加するなど、関係規定の改正を行うものであります。

次に、2の改正の概要についてであります。

まず、(1)の都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供ができる事務の追加ですが、今回、①及び②に記載の2つの事務を追加するものであります。

中ほどの図をごらんください。

まず、①の事務につきまして、育英資金の返還に際し、返還者には納入通知書を、滞納者には督促状または催告書を、それぞれ県教育委員会から送付しております。

また、②の事務につきましては、違法駐車の場合、車検証に記載されている使用者に対し、県公安委員会から放置違反金の通知を送付しております。

転居などにより返還者や滞納者、使用者の住所が変わっている場合は返戻されてきますが、

その際、現在は、それぞれの市町村に対して住民票の写しの交付申請手続きを行い、新しい住所等を確認しております。

今回の改正により、住基ネットの利用が可能となれば、米印に記載のとおり、住民票の写しの交付申請手続きが省略でき、事務処理の効率化が図られることとなります。

次に、(2)のその他所要の改正につきましては、条例上の文言の修正及び引用するほかの条例の番号を削除するものであります。

最後に、3の施行期日は、(1)の事務の追加については平成30年4月1日、(2)のその他所要の改正については公布の日としております。

市町村課の説明は、以上であります。よろしくお願いいたします。

○二見委員長 各課長の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。ないですか。

○岩切副委員長 市町村課長に、資料の38ページの議案第32号についてなんですけれども、住民基本台帳法に基づいて、ネットワークから情報を把握できるようにするという事なんです。このネットワークから直接データをいただく場合には、条例にこの事務を個別に記載していかないといけないんだろうと思うんです。今回は、具体的には、育英資金の貸与条例に基づく債権や、放置違反金の納付命令書類等が返戻してきた場合ということで、本当に限定をされているんですけれども、こういうものはどこまで広がっていく見通しなのかということについて、どこで、この事務は入れよう入れまいという議論があるのかという点をちょっと確認したいと思っています。というのは、例えば、駐車違反ということなんですけれども、公安委員会さんのほうが、今はスピード違反も写真を撮って呼

び出すという方法をとったりするじゃないですか。そうすると、ここでは放置違反金となっていますけれど、そういうスピード超過の反則金とかいうようなものは含まれているのかいないのか現在わかりませんが、含まれていないとすれば、いずれ含むようにするのか。そういうような趣旨で、この事務一個一個をどこで議論をして広げていっているのかを少し知りたいんですけれども。

○横山市町村課長 現在のところ、今回の改正につきましては、あくまでこの道路交通法に基づく事務のうち、放置違反金の徴収に関する事務ということでございます。

今後どう拡大していくかということにつきましては、個別に所管課等からの相談があつてになると思いますけれども。どう利用するかというところは、市町村課とよく相談をしますけれども、さらに個人情報保護審議会を、この住民基本台帳法に基づく県の審議会というふうにしておりますので、そちらのほうにもかけてしているところであります。

○岩切副委員長 ありがとうございます。審議会が議論をして、これはよかろうというふうに最終的には決めていただいていると伺いました。

実は、こういうケースは、住民票と、住んでいる場所が違うんだろうと思うんですけれども、結局は戸籍附票などで展開していかないと、本来住んでいらっしゃる場所がわからないということで、そんなに事務の改善にはならないんじゃないかなどの感想も持ちましたものですから、そういう趣旨で尋ねました。

審議会というのは、例えば、年に1回とか2回とか、相談があつた都度とか、そういうような形で開かれるものなんですか。

○丸田総務課長 個人情報審議会につきまして

は、私どもが情報公開あるいは個人情報保護を担当しております、私どものほうで所管をしております。いわゆる個人情報の開示請求があり、その妥当性について審議会のほうに諮問したり、諮問があつた場合についても、この審議会を活用しております、今年度この個人情報審議会については、随時という形で*5回審議を行っております。

○岩切副委員長 ありがとうございます。

○蓬原委員 94ページの、市町村課です。市町村公共施設整備促進費、無利子で経費を貸してくれるんだという話がありましたが、貸付金が6億円。これは、何か具体的に各市町村で何かをつくるというのが上がってきた話なんですかね。

○横山市町村課長 この貸付金につきましては、市町村のほうに照会をかけた上で、そして、この貸付金を使いたいという市町村からの要望に応じ、県のほうから貸し付けを行っているところです。市町村では、それぞれ起債をすることができますので、起債で借りることもできますけれども、そこでどうしても間に合わなかったもの、資金需要が急にでてきたものとか、そういった最終的なセーフティーネットで、年度末に貸し付けをしているものであります。

○蓬原委員 ということは、ことしの見込みとしては、具体的にどこどこ市町村が何かをつくるに当たって、この予算が計上されたと理解していいんですか。

○横山市町村課長 平成30年度につきましては、今のところ、ある程度の調査はかけており、その要望に応じて6億円としておりますけれども、最終的には、市町村で起債ができなかったとか、借りれなかったとか、そういったことが出てく

※27ページに訂正発言あり

るので、必ずしもそのとおりにはないと思いますが、今のところ6億円を見込んでいますところであります。

○**蓬原委員** ということは、具体的にということではなくて、これぐらい要るであろうと、そういう要望にお応えするための枠を確保したというふうに理解しとっていいね。

○**横山市町村課長** 委員のおっしゃるとおりであります。

○**蓬原委員** もう一つです。市町村振興宝くじ事業費。ハロウィンと、もう一つ何か大きな宝くじのお話がありました。それで、市町村振興協会へ行く交付金となっているんですが、ちょっと一連の仕組みというか、その市町村振興協会なるものが、何をされるどころか、我々もちょっと漠としかわかっていないので、そこ辺の仕組みと流れを具体的に教えてください。

○**横山市町村課長** 市町村振興協会には、それぞれサマージャンボとハロウィンジャンボの収益金として、県のほうに歳入として受け入れたものを全額交付しているところです。サマージャンボにつきましては、全額を市町村振興協会が受け入れをしまして、そのうち9割が市町村への貸し付け事業ですとか、それから、市町村職員を対象とした研修事業等に使われているところです。それから、残りの1割につきましては、全国の市町村振興協会のほうに納付金として収められることとなります。

それから、ハロウィンジャンボにつきましては、一旦振興協会のほうで受け入れをしまして、全額を県内の各市町村へ配分しているものであります。

○**蓬原委員** 今、そこでとめときます。はい、わかりました。

○**緒嶋委員** 今の宝くじですが、県にも来るシ

ステムがあるんじゃないかと思って。財政課のほうに来るとか。

○**川畑財政課長** 宝くじの歳入につきましては、毎年度、ここ数年30億程度でございましたが、30年度の当初予算の要求としまして、歳入で27億9,000万円余を計上しております。これは歳入予算説明資料ですので、歳出のほうには載っておりませんが、歳入予算説明資料だと71ページの中ほどちょっと上でございますが、宝くじ収入という欄がございます。71ページの真ん中より少し上に、宝くじ収入の中の当せん金付証券発行収入としまして、27億9,618万9,000円を計上しております。前年度当初は28億1,700万円余でございます。

○**緒嶋委員** これは県の場合、一般財源になるわけですか。収入は、何かの目的に使うとかいうことじゃないわけですね。

○**川畑財政課長** 収入としましては、一般財源の中で受け入れることとなりますけれども、全国的にどういった事業に使っているかという調査などがありまして、本県としましては、道路の維持整備などの公共事業、乳幼児医療費助成などの子育て支援事業、また地域情報化対策などの情報化に係る事業、防災対策など、幅広い分野に役立てております。

○**緒嶋委員** 一般財源になれば、何に使ったかはっきりはわからんようなことと思うんだけど。

それから、税務課で、87ページ、個人県民税徴収取扱費交付金。市町村に3,000円掛ける市町村の人数を。この3,000円の根拠は何ね。

○**棧税務課長** これにつきましては、法令等で定められている金額でございまして、私どもが独自に積算したものではありませんが、一応事務経費として3,000円程度かかるという積算のも

とで、なっております。

○緒嶋委員 それと、人数は何を基準にしとるわけね。

○棧税務課長 これは、ただの人数ではございませんで、納税義務者数というふうになっております。

○緒嶋委員 それと、市町村課で、常任委員会資料の24ページ、県・市町村連携推進事業。これは、知事が市町村に出向いて、首長さんや市町村の職員といろいろな意見交換会をされるわけですが、問題は、いろいろな意見が出たのを、行政の中でどういうふうにも有効に、市町村の思いを反映させるかが一番大きなテーマでもあるし、それをいかに行政に反映させるかが行政の力でもあるわけですが。これについては、具体的にその成果がどの程度出ているのかなというのが気になるわけですが、どうですかね。

○横山市町村課長 委員おっしゃるとおり、そういう視点を持って事業を実施していかなければならないと考えているところですけども、これまでの成果が出た内容としましては、平成27年に西都児湯ブロックで行われた円卓トークで提案がありました中から、西都児湯公平委員会、西都児湯固定資産評価審査委員会、西都児湯情報公開・個人情報保護審査会の共同設置などができたところであります。

それから、やはり西都児湯ブロックなんですけれども、平成29年度の円卓トークでは、市町村間連携支援交付金という中山間・地域政策課が持っている交付金について、交付対象は農林振興局単位となっているけれども、これを圏域を越えた連携の対象としてほしいというような意見がありましたことから、現在、中山間・地域政策課が見直しを実施したところです。これについても、平成30年度から制度が若干改正さ

れることになると考えております。

それから、役場でくるま t h e 談義につきましては、今年度、諸塚村でありましたときに、役場の職員の方から、県の会議に出ていくときに非常に移動の時間がかかる、たった1時間、2時間の会議のために一日が潰れることになるという御意見もありまして、働き方改革の観点から、説明が主な会議については、県もそうですけれども、市町村向けの会議であっても、テレビ会議システムを使ったほうがいいですよねというような御意見がありまして、それについても、その方向で今、庁内で呼びかけをしているところでございます。

○緒嶋委員 それと、日之影町やったかな。県の職員と市町村の職員との交流をやるべきだと。私は、これはなかなかいい案だと。今でも市町村課に研修という形で何名か、それ以外の部署にもおいでであろうと思うんですけども、これを逆に、それこそ県の職員も、市町村に副市町村長とかで出ておる人はおりますけれども、市町村の職員と県の職員との交流人口をふやすとか、そういうことも含めて、この市町村連携事業であつたら。これはもう市町村課じゃどうにもできない。人事課やら全体の中で考えないかんと思うんですけども、私はそういうこともやっぱり進めていかないかんのじゃないかというふうにも思うんですが、それはもちろん希望をする市町村があればの話やけれど、そういう点は具体的にものにならんのかな。

○吉村人事課長 委員のほうからお話がありましたように、以前ですと、市町村課を初め、研修生という形で片道で来られた方が多かったですけれども、現在におきましては、おっしゃっていただいた交流人事ということで、県からも行きますし、市町村からも受け入れるという、

一対一、まあ複数もございますが、そういう形でやっております。29年度に研修生という形の実務研修が17名、相互交流という形で15名を交流しているところでございます。

○緒嶋委員 市町村の場合は、市町村内の体制で、もう異動も限られておるわけですね。県は広域的に異動もされるわけですが、やっぱりいろいろな意味で刺激を、市町村もやっぱり活性化というか、そういう勉強する機会にもなるわけで、ぜひ私はこれをもうちょっと広めていくべきだと思っているんですね。この17名とか15名とかも、毎年、割と限られた市町村に限定されているかなという気もする。そういうことを、全体的に26市町村に広がるといいんじゃないかなという気がしますので、十分検討していただきたいと思います。

それと、25ページ、「わけもんが考える未来」選挙啓発事業。これは大変重要なことだと思うんですけども、今年度も行われた首長選挙なんかでも、投票率がもう50%前後ということで、半分以下の投票の中で首長なんか決まるというのは、本当に民主主義の選挙制度を反映しておるかという、どう考えても、やっぱり疑問も発生すると思うんですよね。そういうことになると、このメニューの中で、今までと何か今度はこの啓発活動で大きく変わったものがあるわけですかね。

○横山市町村課長 大きく変わったところとしては、ポーターズカフェというものをポーターズゼミに変えましたということで、先ほど若干御説明いたしましたけれども、今までは一日限りで、その限られた時間の中でワークショップですか、それから研修、意見交換をしていただいたところなんですけど、それを年間を通して大体6回ぐらいを考えているんですけども。

例えば、政治家の方のお話を聞くとか、それから、やはり政治、社会について考えるようなワークショップをすとか、そういったものを複数回ある程度連続して受けていただくということで、より充実した啓発をしたいと考えております。そして、それをぜひメディアの方に引き上げていただいて、事業の中でも、ちょっとラジオとの連携というところを考えてはいるんですけども。それをメディアに引き上げていただくことによって、限られた参加者だけではなくて、より若い方、それから県民の方に、選挙に行こうというような意識の啓発が図られるように仕組んでいきたいというのが、今回の改善点でございます。

○緒嶋委員 このゼミに参加する人数は、どの程度を考えておられるんですか。

○横山市町村課長 現在、15名程度を考えております。

○緒嶋委員 これは、15名ではなかなか啓発の裾野を広げることにはちょっとどうかなという気がするわけですけども。年間を通じて、15名は、6回とも人が変わるんですか。

○横山市町村課長 一応固定でと考えておりますけれども、後から参加したい方があれば、さらに途中からでも参加できるとか、この回だけは参加できるとか、そういったことは仕組んでいきたいとは考えておりますが、先ほど申しましたように、それをどう全体に広げていくかというところが、これからの工夫だと考えております。

○緒嶋委員 まだいろいろ十分検討する時間もあるだろうと思いますので、どういうのが効率的で効果的かということも含めて検討する必要があるんじゃないかなというふうに思います。そのあたりを十分考えていただきたいというこ

とを要望しておきます。

○二見委員長 12時になりましたので、ここで一旦休憩し、午後の再開を1時10分といたしたいのですが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 1時10分の再開とし、暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時7分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

○丸田総務課長 総務課でございますけれども、私の午前中の説明の中で誤りがございましたので、お詫びして修正したいと思います。

まず、岩切副委員長のほうからの住民基本台帳ネットワークの審議の関係で、個人情報保護審議会の今年度の開催件数を5回と申しあげましたけれども、正しくは4回の誤りでございました。

もう一点は、中野委員のほうからの県有資産所在市町村交付金で、国民宿舎等の特別会計が総務課のほうで取りまとめていないという発言をいたしました。この特別会計の分につきましても、総務課の交付金の額の中に含まれておりまして、含まれていないのは公営企業会計、病院事業会計、企業局会計の分だけでございました。ですので、特別会計は、国民宿舎を含めまして、この交付金の金額に含まれております。お詫びして訂正をしたいと思います。

以上でございます。

○二見委員長 この件はよろしいですか。

○緒嶋委員 警察署の駐在所とかは特別ないのですか。

○丸田総務課長 駐在所等については警察行政で活用しておるということで、民間等の使い方

とは異にしているため、非課税という形になっております。

○二見委員長 それでは、第2班の質疑はございませんでしょうか。

○前屋敷委員 市町村課で、これは94ページの市町村公共施設整備促進費ですけれども、無利子で貸し付けをするということで、6億ですね。これは、財源は諸収入ということですが、諸収入の中身を。

○横山市町村課長 これは、過去の貸付金のお金の償還金を原資としているということで、諸収入になっております。過去に市町村にお貸ししたお金が、10年で毎年償還されますので、その償還金を、さらにまた貸付金の原資に充てているということです。

○前屋敷委員 じゃあ、もともとの元金は、一般会計あたりから出たのですか。

○横山市町村課長 申しわけございません。この事業が、もう相当大昔といいますか、何十年も前からやっている事業です。

○前屋敷委員 わかりました。

それで、この貸付金は、上限は幾らぐらいになっているんですか。返せば、償還してしまえば何度借りてもいいという。

○横山市町村課長 一応原則として、1事業当たり1億円というふうにしております。

○前屋敷委員 それを10年以内に返還ということですね。

○横山市町村課長 10年で償還するということになっておりますので、毎年借りても、特に問題はありません。

○前屋敷委員 じゃあ何件借りても構わないということですか。返済がきっちりされれば、重なって借りてもいいのですね。

○横山市町村課長 はい。そのようになってお

ります。

○前屋敷委員 はい、わかりました。

○二見委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それじゃ、私からいいですか。県・市町村連携推進事業なんですけれども、この財源内訳の特定財源、宮崎縣市町村間連携支援基金というものはどういう基金になっているのか、詳しく教えていただけないでしょうか。

○横山市町村課長 この基金につきましてですけれども、これは中山間・地域政策課のほうで所管しておりまして、この基金が、従来は、2つ以上の市町村が市町村間の連携推進計画というものをつくりまして、その中で、例えば、地域振興のような広域的な活力の創造につながるようなものに対して、中山間・地域政策課のほうで交付金を交付してきたものであります。この事業に対して、今回市町村課で実施します市町村間の行政サービスに連携して取り組むような事業に対して、補助金を交付するということで枠を広げてもらいまして、そのうちの100万円をこの事業に充てるというものであります。

○二見委員長 そしたら、この特定財源分については、この②の市町村間の広域連携支援のところを充当されるという認識で。あと一般財源からどれだけ充当されているかちょっとわからないんですけれども。

○横山市町村課長 この100万円をこの②の連携支援事業に充てておりまして、補助率としては、通常ですと2分の1以内、連携市町村のうち中山間地域を含む場合には、3分の2以内を補助金として支援するという内容になっております。その財源がこの基金になります。

○二見委員長 この①の県と市町村との連携推進のア、イ、ウについては、知事と、というふ

うになっていますよね。エについては、市町村長を対象としている、もしくは、オの県職員に対する制度になっているんじゃないかなと思うんですけれども、おそらく県内の市町村との連携を図る中で、市町村長並びに知事との連携というのは非常に大事かなというふうに思います。やはりそれぞれの行政のトップが、いろんな意見交換を通じて、あと行政サービスを推進していくための意思疎通というのは非常に大事だと思うんですけれども、やっぱりちょっと前から引っかかるのは、このウの役場でスクラム談義という、先ほど諸塚村の例をお話いただいたわけなんですけど、知事という立場と市町村の職員という立場を考えたときに、これというのはどうなのかなという感じがするんですね。一つは、行政という一つの企業体の中での職員に対して、知事が直接いろいろとアプローチしていくということが、悪いことじゃないと思うんですよ。ただ、これは県費を使ってやるということに対して、どういふこれまでの課題があつてこういうことを始められたのかなと。その前の市町村長とのいろいろな意見交換会を通じてでは拾えなかった、現場の声を拾わないといけないという何かがあつたのかなとも思うわけなんです。そこ辺の背景というものは、どのように考えればよろしいんですかね。

○横山市町村課長 もともこの来年度からの事業につきましては、役場でスクラム談義としておりますけれども、現在やっておりますのが、役場でくるま t h e 談義ということで、知事が市町村の役場に出向いて、そこで職員と意見交換をするということで、平成26年度からしているものです。今、別の課がふれあいフォーラムというのをやっておりますけれども、それと近いものがありますが、役場の実際に現場で仕事

をしていらっしゃる方と意見交換をして、現場の声を拾うとか、それから、27年度からの3年間は、市町村の若手職員の方を中心として意見交換をすることで、こちらがいろいろ意見を聞くということ等を加えて、それから、市町村の若手職員のいろいろモチベーションとか、それから意識だとか、それから、研修にもなるのではないかということもあって実施してきたところなんです。3年間で全ての市町村を回り終えたということもありまして、平成30年度からは役場でスクラム談義ということにしまして、今までは個別の市町村でやっていたものを、今度は複数の市町村の若手とか中堅の方々に集まっていたいただいて、そして、そこで知事も入って一緒に意見交換をすることで、その地域の課題であるテーマについて、市町村間の広域での連携もスクラムを組んでやっていきたいと思いますというように、さらに改良をいたしまして、継続していきたいと考えているものです。

○二見委員長 これは公務扱いになるわけですよ。公務と政務の線引きというのについて、もいろいろ議論をされたかと思えますけれども、そこはどのようなふうに理解すればよろしいんですか。

○横山市町村課長 これは公務でやっておりますので、政務で行かれるのとはまた違って、やはり市町村間の連携というところに重きを置いてやっております。

○二見委員長 市町村間の連携を深めるのであれば、別の方法が必要なんじゃないかなというふうに感じるんですが。知事がされること、市町村課がされること、まあ中山間も含めてなんですけれども、こういう市町村間の連携を深める取り組みというのは、ほかにはされていないんですか。

○横山市町村課長 県と市町村との連携もありますし、市町村間の連携もありますけれども、その中で、このア、イ、ウ、オ、この4つをやっております。アについては、もう全体の26市町村長と知事が一堂に会して意見交換をするというものの、イの円卓トークは、県内を5ブロックに分けて、それぞれのブロックごとに知事と市町村長がその地域にある課題についての意見交換をするというものの、それから、ウが、先ほど言いました、若手・中堅の職員の方々と知事の意見交換ということで実施したいと考えております。

それから、オの市町村サポートチームというのが、市町村課の職員に加えて、その市町村から特に希望があった、例えば、企業誘致についていろいろ意見交換をしたいですとか、それから、何かほかのいろいろ課題があって、例えば、地方創生だとかそういったものについて意見交換をしたいということであれば、それについて担当課に相談をしまして、一緒に出て行って、そこで市町村と意見交換をするといったもので、全体として県と市町村、それから、市町村同士の連携を進めていきたいと考えております。

○二見委員長 先ほどちょっと最初に確認した市町村間連携支援基金とはまた別に県費でやるということですので、これは知事がしたいと考えられて、実施され始めたことなんですかね。それとも市町村、もしくは市町村の職員のほうから、こういう場があったらいいなということで上がってきた事業なのか、そこ辺はどうなんですか。

○横山市町村課長 ア、イについては、もう従前からやっていた事業ですので、どちらかというのはちょっと、申しわけございません、わかりませんが、ウに関しては、今の河野知

事から、26年度から始めたものなんですけれども、これに関しては、特に市町村からというよりは、こちらからお話をしたことだと考えております。

○二見委員長 わかりました。もう一つ、25ページの「わけもんが考える未来」選挙啓発事業なんですけれども、最初の当初予算の財政課に対する予算要求の段階から、何かこの選挙啓発に対する予算がちょっと減らされていた資料を見たような気がしたんですけれども。この近年、最近の選挙結果を見ていると、もう少しこの投票率向上については、本当に真剣に取り組んでいかなければならないなと思っているところなんです。そんな中で、予算が認められなかったのが何だったのかなという。済みません、これはもうちょっと勉強していかなきゃいけないと思うんですけれども。

午前中の質問の中でも出たボーターズゼミというのが、今回6回開催して、15名程度を予定しているということなんですけれども、これが、中身としては、いろんな政治とか社会とのかかわりというものを勉強するところになっているんですが、ほかの②、③、④とかに関しては、④はちょっと違うかな。②と③については、全体の子供たち、生徒たちを対象とした、若者を対象にした事業かなと思うんですが、①と④については、いわゆる若手リーダーの育成というふうなイメージがあると思うんです。リーダーを育成するという事業と考えると。これは、選挙運動というか、社会活動をするとか、選挙ってある意味公平でなければならないという前提があると思うんですけれども、それが、行政が積極的にリーダーを育成、推進して、その人たちが周りを巻き込むような選挙運動をさせることを目的としているというふうにもとら

れかねないと思うんです。それを、ある意味こういう取り組みをやっていいのかなと。本来であれば、やっぱり教育委員会なり学校教育なりでしっかりと、この間18歳選挙権に変わったので、学校現場でもいろいろな取り組みを始めたと思うんです。でも、このリーダーとかをつくるというふうになると、その人たちを知っている人たちが、ある意味有利になるような制度にもなりかねないとも感じるんです。いわゆる無関心層が多いとかであるから、そういう人たちがもうちょっと周りの人たちを巻き込んで、選挙運動を起こせるような人たちを育てようとの意味であれば、これを行政が本当にやっていいのかなというのも感じるんですが、そこ辺はいかがお考えなんですか。

○横山市町村課長 このリーダー養成というのが、今、学生選挙サポーターという方たちがいらっしゃるしまして、特定の政党ですとか特定の主義主張というよりは、選挙に行きましょうというような啓発活動を一緒にやっていただいている方たちで、偏った選挙運動をやるとは認識しておりません。

それから、これまでやってきましたボーターズカフェにつきましても、高校生ですとか、ことし延岡で実施しましたけれども。延岡の高校生それから大学生の方たちが集まって、これからの延岡のまちづくりをどうしていこうというふうな視点からのワークショップですとかをやっております。だから、特定の政治についてというようなことはやっていませんので、行政がやる場所でも、特にそのような認識を持ったことはありません。

これまでもいろいろな選挙啓発の取り組みをやってきたにもかかわらず、やはり投票率がなかなか上がらないというところで、非常に残念

には思っているところなんですけれども、ここをやはり何かを続けていかないといけないし、それから、学校で実施していただいている主権者教育につきましても、私たちも協力しまして、例えば、このポーターズゼミでこんなことをやったら、こういう効果が、こういう議論が活発になるよとか、そういったことは我々もまた教育委員会にもつないで、そこは連携しながら。これだけの事業では絶対に投票率は上がりませんので、それは教育委員会にもぜひ情報を提供して、活用をしていきたいと考えております。

○二見委員長 そこから提案された取り組みとか活動、そういったものを醸成していきたいという認識かなと、今ちょっと聞いていて思ったんですけれど。この説明だけ見ていると、ワークショップとか政治家との意見交換を通じて、その人たちを育てていくというイメージだったんですけれど、そうじゃないわけですね。そこでいろんな企画なり立案なりをしていく中身になっているということですか。

○横山市町村課長 私どもが政治家を育てようとか、そういうことではなくて、責任を持って一票が投じられるような、世の中についてよく考えるような、新しい主権者を育てていくようなことを考えております。

○二見委員長 これは、だから、主権者教育というよりか、企画する場所ということでもいいんですか。

○横山市町村課長 そうですね。ワークショップでは、やはりそういう政策についての模擬企画といいますか、企画体験というか、そういったことをしております。そういった選挙とか政治とか社会についての関心を持っていただくような啓発をしているということですか。

○二見委員長 よくわからないのが、その人た

ちが社会に出て、リーダーとして活用をしてほしいというところなのか、そうじゃなくて、教育委員会なり学校現場でいろんな事業に取り組んでいるけれど、なかなか結果が出ない。だから、こういうことをやったらもっとよくなるんじゃないかという企画立案をしていくようなところなのか、その差がわからないんですよ。どっちなんですか。その人たちが社会に出て、いろんな活動を期待しているのか、それとも、ここに来るゼミの人たちは、その人たちの感性とか感覚とか若者の意見というものを吸い上げた上で、じゃあ、こういうふうな啓発活動をやったほうがいいんじゃないですかという提案をする場所なのか、それはどうなんですか。

○横山市町村課長 どちらかというと、やはり参加者の方たちの啓発というか、その人たちを育てることが一つあります。それが主なんですけれども、その波及効果として、学校現場なりの主権者教育にもそれを活用してくださいということです。委員長がおっしゃられるような政治的に偏ったということは、ないようにしております。

○二見委員長 要するに、今の段階で政治的に偏っているとは思いません。ただ、そういう人たちを育てていくということに対して、行政からそういうふうにアプローチしていいのかなという気がするんですよ。例えば、いわゆる選挙管理委員会が所管するにしても、行政としてそういう人たちを育てていこうとする、この目的と背景のところに、最後に出ていますけれども、投票の質の向上を促進するというふうにもなっています。言わんとすることはわかるんですけども、これを書くと、今の投票の質が低いのかというふうにも思っちゃうんですよ。今そういう意識を持って、しっかり投票へ行っ

てくれている人たちは実際にいるわけなので、そこに対する改善をしていこうという中身なのかなとも思ってしまいますし、何かそこがどうなんだろうというふうにですね。決して僕は、今の質が低いとか高いとか、そういうことじゃないと思いますよね。やっぱり関心が足りないから、どうやってかわかっていいのかわからないという人たち、投票に行ったことがないという人たちにも何人も会ってきましたけれども、本当に投票所はどういうところかも知らない。だから、今、学校とかでは模擬選挙とかをやったりとかしているんでしょうけれども、それでも、それだけじゃやっぱり行かないんですよね。だから、そこ辺に対してどうアプローチしていかないといけないのかなというところの取り組みとかが出てくるならわかるんですけども、こういう特定の人たちを育てるとかになると、これというのは本当に選挙管理委員会がすべきことなのかなと思うわけなんですよね。例えば、明るい選挙ポスターをつくってもらうとか、「わけもんの主張」で自分の持っていることを発表する場があるとか、そういうのは自発的に行くところなんでしょうけれども、こういうポーターズゼミとか、セミナーとかを通じて育てていくというふうになると、特定の人たちを育てることになりますよね。それを本当に行政がすべきことなのかなと。

さっき、最初に申し上げたように、いわゆる有権者としての学びというものが一番必要だと。みんな一緒なので、特定の人たちだけを育てるということじゃないと思うんですよね。それだったら、誰もが通えるところといたら、やっぱり学校なのかなというふうに行き着くんだと思うんですよ。だから、学校とかでやるべきところ、また、選挙管理委員会として啓発をしない

といけないところを、本当に何か連携させながらやっていくべき取り組みなのかなというふう思うので、そのところがどうもしっくり理解しがたいなと感じるわけなんですけど、課長はいかがお考えですか。

○横山市町村課長 投票の質というところがちょっと誤解を呼びやすい表現だと思っております。ただ、やはり日ごろから社会とか政治、それから、地域の問題についてよく調べて考えて、その上で自分が選ぶ候補者に投票しようというような意味で、投票の質という言葉を使っております。

委員長がおっしゃるように、特定の15人の方だけ育ててもしょうがないですし、その中で出てきたいろんな問題ですとか課題とか、それから、そこでこうすれば皆さんに関心を持ってもらえるとか、そういったことをやはり全体に広げていくという視点がないと、非常にこの事業をやる意味がないと思っておりますので、そこはしっかり学校とも連携しますし、また、メディアのほうにも、この中でこういうことをやって、こういうことが出てきましたよということもしっかり伝えて、広がりが出るようにしたいと考えております。

○二見委員長 わかりました。

○中野委員 いや、先ほどの委員長の質問ですね。県・市町村連携推進事業、これに関連して質問をしたいと思います。

この知事と市町村長とか職員の関係、いわゆるこれは行政サイドの話ですよ。行政サービスの安定的かつ効果的な提供を行う事業ということで、体制づくりでの事業ですから、当然な事業で、これはこれでいいと思うんですが、受け手の側ですよ、住民側。知事とか市町村も含めてですが、サービスを受ける住民側へのい

ろんな事業というのがあるわけですかね。

○横山市町村課長 住民の側というところに関して言うと、やはり間接的で、うちの市町村課でやっておりますこの連携推進事業では、行政サービスを充実させることで、ひいては行政サービスが継続的に実施されるということで、住民の方にとっても身近なところでしっかり行政ができるとか、そういった効果はあると考えております。

○中野委員 正直言って、知事と市町村とか、そういういわゆる行政側というのは、実は、住民サービスをするプロなんですよ。住民サービスをするのが当然のことだから、あえてこんな事業に取り組まないと、何か安定的かつ効果的な提供をする体制ができないから、その整備に当たるというふうに受けたんですけれども。要は、どっちかという、住民サイド、そういうサービスを受けたい側のほうにどういうニーズがあるとか、いろんながあると思うんですよ。そっちのほうを組んでどんなサービスをしていけばいいかということをしたほうがいいと思うんですよ。そういう話を聞く側というか、住民側の事業というのも大変大切だと思うんですけど、そういう事業はないということですがね。

○横山市町村課長 住民と知事が意見交換をする場としては、秘書広報課の広報戦略室が実施しております知事とのふれあいフォーラムというのがございますので、そこで住民から直接いろいろな行政に対する御意見をお伺いするというのがあります。

それから、この市町村課の広域連携支援では、今、各市町村も職員の数が減少をしているということ、それから、行政に対するニーズも多様化、複雑化しているということもありまして、

この中で共通してできることについては広域連携をしていきたいと思いますとか、それから、行政コストを下げれるものについては連携してやっていきたいと思いますというところで、その市町村で暮らしている方が継続的にサービスを受けれるように、この連携支援をやっているところです。

○中野委員 この事業については、知事と云々というのがずっとあるんですが、非常にこの目的・背景とか事業の効果という意味では、そこに書いてあるのが、何か無理があるような気がするんですよ。要は、秘書広報課のほうにいろいろあるという話でしたが、この事業とそういう秘書広報課の事業、いわゆるサービスを提供する側と提供を受ける側が、それこそ連携するような形での事業というのを、うまくまとめて進めていただきたいなと思います。それは要望にしておきます。

それから、知事と市町村長、あるいは市町村の職員とのこういう意見交換が実施されるわけですが、肝心の知事と県庁職員との意見交換の場というのは、どういう事業があるんですかね。それを教えてください。

○二見委員長 これは担当になりますかね。

○桑山総務部長 日ごろ公務中は、さまざまな事業に関してのレクチャーであるとか、あるいは、例えば、予算編成に当たったの会議であるとか、いろんな場面で知事と職員が話をし、議論をする機会がありますが、別途何かあるということで今ちょっと申し上げられるのは、夜に知事と、毎回20名とかそのくらいでしょうかね。もうフリーに人を集めて、だれやみトークとか知事はおっしゃっていると思いますが、そういった場面を設けて、若い職員、なかなか話す機会の少ないそういった職員との意見交換なども行われているところでございます。

○中野委員 いろんなレクチャーをする機会があったり、伺いをとるときに、いろいろ接触する場はあると思うんですよね。一部あるような話でしたが、知事は、住民から県民から選ばれた知事ですからね。それがいろいろと政策を打ち出したりする中で、要は、職員を通じて県政をするというか、やるわけだから、そこ辺の連携をすごく密にする。そしてまた、若い職員を育てるという意味から、ぜひ日ごろの中でうまくやってほしいなと思います。お願いしておきます。

○桑山総務部長 今、中野委員からお話がありました。この市町村との連携推進においても、やはり首長さんあたりと意見交換するというのも大事でありますし、この若手職員との、今回はスクラム談義ということで、また事業が変わってきておりますが、若手の市町村職員から話を聞くのも、やはり育った世代、環境の違う若い職員から聞くことによって、また違った住民のニーズを知事が直接聞く機会があると。そういう意味では、大変有意なことだと。上の階層だけではなくて、下の若い職員からも聞くと。それが県庁の中でも同じようなことが言えるんだということだと理解しております。今後ともそういう機会をなるべくつくれるように、予算でもチャレンジ枠とかいろいろやっておりますが、今後ともそういった機会の拡充に努めていきたいと思っております。

○中野委員 一言言わせてもらえば、皆さん方はみんな総務部の職員ですよ。ここにいる方はある程度の幹部職員だと思うんですが、あるいは総合政策部内とか、こういう人たちは、いつも知事と接触する機会があると思うんですよ。そうでないほかの部局の職員の皆さんですよ。意外と知事とは、顔も見たこともないという人

も多々あると思うんですよ。前にそういう話を聞いたもんだから、一回似たような一般質問をしたこともあるんですが、県庁内の職場によっては、知事とまだ一回も話をしたこともないという人もいると思うんですよ。もっと総務とか総合政策部以外への働きかけをして、知事が職員との接触を持つような機会をもっと。市町村に出向くこともいいけれども、知事の政策は皆さん職員を通じてやるわけですから、それこそ県民に対してサービスをするわけですから、その辺のことをもっと密にした取り組みをしてほしいなというも思っているんですよ。その辺をよろしくお願いしておきます。

○二見委員長 私ももう一点あるんですけど、いいですか。

96ページ、同じく選挙関係なんですけれど、要するに、もう年末、来年度に向けて啓発等をやっていくわけなんです。この知事選と県議会議員選挙の臨時啓発費には、啓発に関する経費にこれだけ差があるということ。まあ執行に関しては、選挙期間中の期間が違うので、17日間と9日間でこれぐらい差が違うのかなと思うんですが、執行費では4倍、5倍ですね。啓発においては3倍変わると。

何でこれをちょっとお聞きしたいかという、この間の国政選挙があったとき、地元の都城市なんですけれど、いわゆる掲示ポスター、選挙ポスターを張るとき枚数と、この間の市議会議員選挙のときで張る枚数じゃ、やっぱり異なるんですよ。何でかなといういろいろ考えたけれど、やっぱり国政だったら国費が出してくれる。市議会だったら市の予算でやらないといけない。であるならば、できるだけ予算は少なく、効果は大きくということで、そういうふうになっているんだろうなと私は解釈しているんですけど

も。同じ県知事、県議会だったら、全県的に執行される選挙なんでしょうけれども、この啓発に関しても、これだけ差があるのは、何が違うのか、ちょっとおしえていただけますか。

○横山市町村課長 県議会議員選挙につきましては、先ほど債務負担もお願いしたところなんですけれども、31年度の当初ということで、30年度の当初の予算プラス31年度の予算で臨時啓発もしますし、執行費のほうもお願いすることで、31年度の予算とあわせると、ここまでの差はないというところでございます。来年度になりますけれども、今のところ、まだ大体800万弱ぐらいを臨時啓発費については考えております。それから、選挙執行費についても、31年度も含めると、かなりの金額になるんですけれども、ただ、委員長がおっしゃったように、選挙運動期間の問題ですとか、選挙の公営負担というのがありまして、ポスターの印刷代とかを公営負担しているところなんですけど、その部分が、県議会議員と知事でちょっと違うとか、そういった部分もありますので、若干違っているところですよ。

○二見委員長 来年度、再来年度の予算もあるということなんですけれど、わかりました。ありがとうございます。

ほかはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上で、第2班の審査を終了します。

次に、第3班として、総務事務センター、危機管理課、消防保安課の審査を行いますので、順次議案の説明をお願いいたします。

○大田原総務事務センター課長 総務事務センターの平成30年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の97ページをごらんください。

当課の当初予算額は、7億2,909万1,000円でございます。

それでは、当初予算の主なものについて御説明いたします。

99ページをお開きください。

中ほどの(事項)総務事務センター運営費、予算額2,872万5,000円でございます。これは、本庁総務事務センター及び各県税・総務事務所の総務事務センターの運営費、給与計算事務に係る経費及び、職員の給与等の処理を行う人事給与オンラインシステムに係る経費であります。

次に、一番下の(事項)健康管理費、予算額7,051万2,000円でございます。次のページ、100ページをごらんください。これは、職員の健康管理事業等に要する経費であります。

説明欄2の職員のからだの健康に関する事業は、全職員を対象といたしました定期健康診断等を行うための経費であります。

3の改善事業、職員のメンタルヘルスケア総合支援事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次の(事項)職員厚生費、予算額2,921万8,000円でございます。

説明欄2の保健体育施設管理費は、職員健康プラザの警備、清掃や光熱水費などの施設管理に要する経費であります。

次の(事項)恩給及び退職年金費、予算額632万円、また、その下の警察費の(事項)恩給及び退職年金費、予算額5,517万3,000円でございますが、これは、元知事部局職員7名、元警察職員65名分に係る恩給等の経費であります。

次に、改善事業について御説明いたします。

常任委員会資料の26ページをお開きください。

改善事業、職員のメンタルヘルスケア総合支援事業でございます。

まず、1、事業の目的・背景であります。

こころの病による病休・休職者は、依然として発生している状況にありますことから、相談業務など従来から実施しておりますメンタルヘルス対策に加えまして、新たに、心理的な負担の程度を把握するための検査、いわゆるストレスチェックの結果に基づく職場環境改善のための研修や、こころの病から復帰する職員の対応方法を習得するための復帰前職場研修を実施しまして、メンタルヘルス対策の強化を図るものであります。

次に、2の事業の概要であります。予算額は1,112万5,000円、全額一般財源でありまして、事業期間は、平成30年度から32年度の3年間です。

事業内容といたしましては、①一次予防対策といたしまして、鬱病などのこころの病に関する啓発・研修や未然防止のためのストレスチェックの実施、また、ストレスチェックの結果、対策が必要な職場に対しては、産業医などによる職場環境を改善するための研修を行うものであります。

②二次予防対策といたしまして、早期発見、早期治療に結びつけるため、保健師・看護師にお願いしておりますこころの健康相談専門員や、臨床心理士などによる各種相談業務を行うものであります。

③三次予防対策といたしまして、こころの病で病休・休職で治療中の職員への相談対応や、復職に向けた試し出勤などの支援を行うとともに、復職する職員を受け入れる職場に対しまして、復職する職員の対応方法などを習得することを目的に、復帰前職場研修を行うものであり

ます。

3の事業の効果であります。これまでの取り組みに加えまして、職場に対する研修を行うことで、職場環境の改善や、こころの病の職員を抱える職場の理解が進み、メンタルダウンの未然防止や円滑な職場復帰が図られるものとしております。

総務事務センターは、以上でございます。

○藪田危機管理局長 続きまして、危機管理課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の101ページをごらんください。

危機管理課の平成30年度当初予算額は、6億5,616万1,000円です。

主な事業について御説明をさせていただきます。

103ページをごらんください。

まず、一番下の(事項)防災対策費、1億9,371万3,000円です。

主な内容について御説明いたします。

104ページをお開きください。

説明欄の10、災害対策本部運用体制等強化事業2,391万1,000円につきましては、大規模災害時における災害対策本部要員の使用いたします装備品や食糧の購入経費、Jアラート新型受信機等の整備や、BCPの推進等に要する経費でございます。

次に、その下の11の自助・共助による減災力強化総合啓発事業2,949万円は、大規模災害に対する県民の備えを促進し、減災力の強化を図るために、テレビ、ラジオ、新聞などの各種媒体を活用しました啓発キャンペーンや、県民参加型の防災イベント等を実施するための経費であります。

また、12のみんなの力で地域を守る！地域防

災力向上推進事業2,646万9,000円は、地域防災力の向上を図るため、防災士の養成や防災士の能力向上、自主防災組織の資機材整備に対する助成等に要する経費であります。

次に、1つ飛びまして、14の南海トラフ地震応急対策体制構築支援事業2,006万円は、国の南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画に基づきまして県が策定いたしました実施計画に基づき、県が指定をしております広域物資輸送拠点などにおける円滑な燃料供給体制を構築するための資機材の配備を行うとともに、市町村の受援計画に位置づけられた拠点等の運営に必要な資機材整備への補助等を行う経費であります。

次に、15の減災力強化推進事業4,340万7,000円は、南海トラフ地震等の大規模災害から県民の生命を守るため、市町村が行う津波避難タワー、避難経路などの整備や、避難訓練に要する経費の助成を行うものであります。

次に、16の新規事業「防災情報共有システム整備事業」につきましても、後ほど委員会資料のほうで御説明をさせていただきます。

その次の17、新規事業「津波避難に関する実態調査」500万円は、新・宮崎県地震減災計画に基づいて進めております津波避難場所等の確保や、早期避難率の向上等の取り組みにつきましても、県民の意識や行動の実態を把握するための調査・分析を行い、より効果的な津波防災対策を推進するための経費であります。

次に、中ほどの(事項)火山対策費954万9,000円は、本県、鹿児島県及び霧島山周辺市町と共同で設置しております霧島山火山防災協議会におきまして、噴火警戒レベルの設定など警戒避難体制の整備を推進するとともに、硫黄山周辺の火山ガス濃度を測定・監視し、霧島山に係る

火山防災対策の強化を図るための経費でございます。

その下の(事項)危機管理総合調整推進事業費1,034万1,000円は、さまざまな危機事象に迅速・的確に対応するために、災害監視室における24時間監視体制の運用等に要する経費であります。

105ページをごらんいただきたいと思います。

一番上の(事項)国民保護推進事業費713万9,000円は、宮崎県国民保護計画に基づいて、国、市町村、関係機関等との連携を図り、国民保護に関する県民への啓発の実施や、国民保護の実動訓練を実施するための経費であります。

一番下の(事項)災害救助事業費1億1,063万6,000円であります。これは、災害救助法が適用される大規模な災害等の発生に備えまして、食糧などの備蓄を行いますとともに、大規模災害が発生した際に、市町村が災害救助のために支出した経費に対する県負担金の支払いや、災害救助法に基づく災害救助基金への積み立てに充てるための経費であります。

次に、資料が変わりまして、委員会資料の28ページをごらんいただきたいと思います。

新規事業の防災情報共有システム整備事業について御説明させていただきます。

まず、1の事業の目的・背景ですけれども、これまで実施してまいりました防災訓練や、熊本地震など近年の大規模災害対応の教訓から、災害対策を行う上で前提となります気象の情報や被害・避難情報などの災害に関する各種の情報の整理・分析と、リアルタイムの情報共有体制の強化及び、県民への適時の情報発信が大きな課題となっております。

このため、最新のICT技術や本県独自のひなたGISを活用いたしまして、情報収集及び

情報の共有が可能となるシステムを整備することによりまして、関係機関と情報を共有し、また、災害の全体像を把握しながら、避難、救助・救急活動、被災者支援などの応急対策業務を効果的に展開することが可能な体制を確立するものでございます。

2の事業の概要をごらんください。

まず、(1)の予算額ですけれども、平成30年度は2,007万円で、(2)のとおり、財源は全額特定財源で、緊急防災・減災事業債を活用するとともに、起債対象外の経費につきましては、宮崎県大規模災害対策基金を充てることとしております。

(3)の事業期間につきましては、平成30年度から平成31年度までの2年間で、防災拠点庁舎建設にあわせて整備をすることとしております。

(4)の事業内容ですけれども、まず、平成30年度にシステムを構築するための調査・設計を行いますとともに、国の研究機関であります防災科学技術研究所と連携しまして、ICTを活用した災害応急対策業務の支援機能につきまして、調査・研究を行うこととしております。

そして、その成果を踏まえ、平成31年度にシステムを整備するものでございます。

システムのイメージにつきまして、29ページのほうで御説明をさせていただきたいと思っております。ちょっと資料が小さく見づらくて申しわけございませんけれども。

上のほうが、災害対策本部における現状を示しております。県の河川砂防情報システムですとか、あるいは道路規制情報、気象庁のレーダーなど、既存のシステムやインターネットの情報を、ここにあるような形で画面を切りかえながら確認するほか、電話・ファクスなどの情報

をホワイトボードに職員が記入したり、あるいは、紙地図の上に記入をして情報を共有しておりますけれども、こういった方法では、まず情報共有に時間がかかるということ、それから、いろんな場所の位置の特定が困難であり、情報の整理・統合ができずに対応がとれないなど、正確性や効率性という点で劣っていることが問題となっております。このことは、東日本大震災ですとか、あるいは、熊本地震における災害対策本部の課題でもございました。

下が、システム構築後のイメージとなります。既存のシステムやインターネット情報などを今回整備を予定しておりますシステムの中に取り込みますとともに、電話やファクス情報もシステムに入力することができるようにし、それらを左側にありますような電子地図の上に表示をさせることとします。この際、必要な複数の情報を重ね合わせて表示することができるようにいたします。

右側が、そのように情報を重ね合わせて表示した端末画面のイメージとなります。ごらんいただくように、自衛隊等の進出状況ですとか道路や鉄道の不通箇所、避難所の位置、被害状況など、応急対策に必要な情報、位置及び、例えば、移動に利用できる経路などを直ちに把握することが可能となります。

このことは、人命にかかわるような緊急案件での速やかな活動に有用となるほか、情報の共有や整理・統合を容易にしまして、的確な分析と判断を支援するということにつながっていきます。また、リアルタイムで状況を把握することによりまして、住民やマスコミ等にも正確な情報提供が可能になるものと考えております。

28ページにお戻りください。

3の事業の効果ですけれども、ICT技術を

活用した情報収集、情報共有体制を構築することによりまして、防災拠点庁舎の災害応急対策の司令塔としての機能が強化され、適切かつ迅速な対策を行うことが可能になるものと考えております。

危機管理課は、以上でございます。

○福栄消防保安課長 消防保安課に関する当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の107ページをお開きください。

消防保安課の平成30年度当初予算額は、6億7,009万7,000円であります。

当初予算の主な事業につきまして御説明いたします。

109ページをお開きください。

まず、一番上の(事項)防災行政無線管理費、2億4,983万6,000円あります。

説明欄1の無線設備の維持管理につきましては、総合情報ネットワークを適正かつ円滑に運営管理するための防災行政無線設備の電気料や衛星回線の負担金、機器類の修繕や更新等に要する経費であり、2の無線設備の保守委託につきましては、防災行政無線設備や防災・水防情報処理システムなどの保守委託に要する経費であります。

3の総合情報ネットワーク設備更新事業につきましては、防災行政無線等の設備更新に要する経費でありまして、平成30年度は、大森山中継局や総合庁舎の鉄塔塗装などを行います。

5の防災行政無線落雷対策事業につきましては、防災行政無線中継局に近年多発しております落雷被害を軽減するための対策機器設置に要する経費であります。

次の(事項)航空消防防災推進事業費、2億5,960万7,000円あります。これは、防災救

急ヘリコプターあおぞらの管理・運航に要する経費であります。なお、平成30年度は、機体の5年点検を実施することとしております。

次に、下の(事項)消防防災施設設備整備促進事業費、3,695万円あります。これは、市町村の消防防災施設等の整備促進及び緊急消防援助隊の体制強化に要する経費及び、消防非常備町村の常備化への動きに対する支援に要する経費であります。

110ページをお開きください。

一番上の(事項)消防指導費、1,952万8,000円あります。

説明欄2の救急振興財団に対する出捐等は、救急救命士を養成する目的で、平成3年に都道府県が共同出資して設立いたしました救急振興財団への負担金であります。

3のふるさと消防団活性化支援事業につきましては、消防団の活性化及び消防団員の士気高揚を図るため、消防団員等の表彰や消防大会等のイベントの開催、県消防協会等関係団体との連携等に要する経費であります。

4の改善事業、「消防団に新しい力を！」事業につきましては、後ほど委員会資料で説明いたします。

次の(事項)予防指導費、1,650万7,000円あります。これは、消防設備士に対する再講習や危険物取扱者に対する免状交付及び講習等に要する経費であります。

次の(事項)消防学校費、8,110万3,000円あります。これは、消防職員、消防団員等を対象に、消防学校で教育訓練を実施するために要する経費であります。

説明欄4の消防学校訓練機能強化事業は、国の運営基準に基づいた資機材整備や施設改修を計画的に行い、消防学校の教育訓練の充実強化

を図るものであります。

111ページをごらんください。

次の(事項)火薬類取締費63万6,000円、また、次の(事項)高圧ガス保安対策費524万5,000円、一番下の(事項)電気保安対策費68万5,000円につきましては、それぞれ火薬、高圧ガス、電気工事業に関する許認可や保安指導等に要する経費であります。

次に、委員会資料で御説明いたします。

資料の30ページをお開きください。

改善事業の「消防団に新しい力を！」事業であります。

まず、1の事業の目的・背景であります。消防団は、火災や自然災害の対応に加えまして、住民に対する防火防災の啓発活動など、地域防災の中核として非常に重要な役割を果たしておりますが、過疎化、少子高齢化などに伴いまして、団員の減少や高齢化など多くの課題を抱えております。

このため、これらの課題につきまして、意見交換を行う検討会の実施や、団員確保のための各種広報の充実強化を行うことによりまして、消防団の活性化を図るものであります。

2の事業の概要であります。予算額は566万7,000円で、事業期間は平成30年度から平成32年度までの3年間です。

事業内容の主な改正点であります。①の消防団検討会の実施につきまして、これまでの事業では、今後活躍が期待される若手団員を対象として研修や意見交換等を行ってまいりましたけれども、消防団の中核である副団長や分団長など次の団長候補の方々が、県北・県央・県南の3つのブロックに分かれ、消防団が抱える課題につきましてテーマを定めて検討・協議してもらい、課題の解決と活性化を図っていくもの

であります。

また、③の消防団活動の広報・PRにつきましては、消防団広報紙や加入促進のリーフレットの作成部数やテレビコマーシャルの回数をふやすなど、消防団の活動を広く県民に紹介して、地域防災に対する関心を高めてもらうとともに、消防団への加入促進を図っていくものであります。

3の事業の効果であります。消防団の課題解決に向けまして、消防団幹部等を中心に真剣に解決策を議論・検討をいたしまして、みずからが率先して活性化を図るという意識醸成を図るとともに、若者や女性などを中心とした多くの県民に対し、今後の地域防災を考える機会を創出することによりまして、消防団員の加入促進が図られるものと考えております。

次に、委員会資料の32ページをお開きください。

議案第22号の「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

まず、1の改正の理由であります。地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正されたことに伴いまして、使用料及び手数料徴収条例の手数料額の改正を行うとともに、引用法律の規定条項の修正等、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容であります。①の手数料の改定につきましては、政令の一部改正に伴い、危険物製造所等の設置許可申請等に係る手数料額の一部を改定するものでありまして、詳細につきましては、33ページ及び34ページに記載しております別紙1の新旧対照表のとおりであります。

②のその他の改正であります。①の表

記の適正化につきましては、条例別表第2の備考表記につきまして、政令の表記に合わせた修正を行うものでありまして、詳細につきましては、35ページ及び36ページに記載しております別紙2の新旧対照表のとおりであります。

②の引用法律の条項ずれ修正につきましては、引用法律の条項ずれの修正でありまして、詳細につきましては、37ページに記載しております別紙3の新旧対照表のとおりであります。

3の施行期日につきましては、平成30年4月1日としておりますが、危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施に関する事務につきましては、平成30年5月1日からの施行としております。

消防保安課からは、以上であります。

○二見委員長 各課長の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○緒嶋委員 何か防災ヘリで、5年間の点検を今度やられるとのことですが、実際、点検にはどのくらいの経費がかかるわけですか。

○福栄消防保安課長 5年に一遍の点検ということで、大体90日を予定しておりまして、経費につきましては、点検委託につきまして6,183万円、そして、代替機のリースを受けまして、これの経費が2,970万円を予定しております。

○緒嶋委員 2,970万もリース代が要ることは、点検にはかなりの期間がかかるんですかね。

○福栄消防保安課長 5年点検は大体3カ月かかるということで、90日間を予定しておりますが、そのうち50日間、代替機のリースを受けます。通常耐空検査は毎年受けられますけれども、これが40日間ということで、機体運休期間を平年と同じように考えております。

○緒嶋委員 それと、いいですか。消防体制強化支援事業ですが、これは市町村の消防車とか

貯水槽とか、そのほか施設整備に対する支援の金額ですか。これはどう理解したらいいですかね。

○福栄消防保安課長 委員おっしゃるとおり、消防車あるいは機器類等々の更新、また消防団員の個人装備、こちらについても支援を行っているということでございます。

○緒嶋委員 これは26市町村でそれぞれ事情もあると思うんですけど、大体何か均等というか、うまく調整してやっておられるわけですかね。

○福栄消防保安課長 県内全部の市町村に照会いたしまして、その財政規模によりまして2分の1、もしくは3分の1の補助という形で支援を行っているところであります。

○緒嶋委員 その中で、一番市町村の希望が多いのは何ですかね。

○福栄消防保安課長 特に数的に多いのは、消防用ホース等がやはり定期的に更新する必要があるということで、各消防本部、消防団等々から希望が来ております。

○松村委員 関連していいですか。消防で、「消防団に新しい力を！」ですけれども、もう団員の不足とか高齢化というのは長く言われていますけれども、具体的には、定員規模が何人で、何%足りなくて、将来見込みがどうなのかというところとか、それと、地域間でかなり消防団員の定員の減少の激しいところとか、そうでもないところとかあるんでしょうけれど、今、消防団は、具体的には、現状というのはどんなものですか。

○福栄消防保安課長 現在の消防団員の人員ですけれども、条例定数が平成29年4月1日現在で1万5,877名なんですけど、実員数は1万4,688名となっております。各市町村の定員につま

しては、それぞれの条例で定められておりますが、ここ最近で特に減少をしておりますのが串間市、こちらが定数等の見直し等を行いまして、60名減少をしたと。そして、ほかに大きく減少をしたところとしましては、延岡市が43名、日南市が23名の減少というふうに報告を受けております。

○松村委員 高齢化率とか平均年齢とか、質はどうですか。

○福栄消防保安課長 細かなデータはちょっとこちらのほうに持ってきていないんですが、山間部におきましては、特に高齢化が進んできておるというふうに把握しております。

○松村委員 そのあたりもちょっとしっかり把握しとかなないと、団員数の減少や高齢化など多くの課題を抱えているということだから、課題を地域別でもしっかり把握してから問題提起していただきたいというのが一つと、そのことも事業内容でブロック別に御意見をいろいろ聞いていくということですから、地域のニーズ内容等については、今回この事業の内容で新たに把握して、それを次の対策に向けていこうということだと思っておりますが、団員の幹部さんというのは結構忙しいんですよ、もちろん消防団も忙しいですけど。あとは、それぞれの地区というんですかね。高鍋あたりといたら5町ありますから、児湯郡あたりは。そういうあたりとの協議とか、結構たくさん出方が多いんで、そういう幹部の方を一堂に会して、いろいろまた検討会とかされるという内容でございますけれども、あらかじめ地域の現状をしっかりと把握し、ニーズもしっかりある程度はわかった中で、協議会を進めていただきたいとは思っております。

あと、処遇、待遇とかそういうことに関して

は、直接関係ないんですね。今の団員の処遇といたしますかね。

○福栄消防保安課長 この新規事業については、処遇とかは直接関係するわけではございませんけれども、当然、活性化を図るための処遇改善等々についても、議題に上がってくるかと思っております。

○松村委員 はい、わかりました。

別件ですけれども、104ページの15番目の減災力強化推進事業。この中で、避難タワーの設置を進めていくというお話もあつたんですけれども、県内の避難タワーは、それぞれの市町村で、もう設置数の目標が出ていると思うんですけれども、今、設置率というんですかね。取りかかっているところとかを含めて、この事業の進捗率というのはどれぐらいなんですか。

○藪田危機管理局長 県内の市町村におきましては、この津波避難タワーの整備については、計画を立てて、その上で実施していただいておりますけれども、今年度末までに県分を含めて……。まず、全体での計画自体が、31年度までに26基を県・市町村で整備をするという計画になっておりまして、このうち、29年度末までに15基が完成、または完成予定。今月末に完成予定のところがございますので、15基が完成することになっております。30年度につきましては、この事業等を活用しまして、7基に対して整備・調整をすることにしており、その結果として、来年度末になりますと、15プラス7と。あと、これとは別に、県で宮崎港のほうにもう1基整備をすることになっておりますので、来年度末までに23が整備予定ということになりました。残りの3基が31年度となっております。

○松村委員 わかりました。もう一息というところですね。またよろしく申し上げます。

○緒嶋委員 職員のメンタルヘルスケアで。今までメンタルヘルスケアを受けておる職員は何名ぐらいおるわけですか。

○大田原総務事務センター課長 今、対象職員としているのが、基本的には、病休で30日以上休んだ人とか休職中の人を対象にいろいろ対策をとっているんですけど、一応第一次、第二次、第三次というふうにここの対策をやっているわけですが、職員に対する一番の対策としては二次予防対策、これが、こころの健康相談専門員とか臨床心理士とかドクターあたりの相談を直接受けて改善を図っている。それと、三次予防として、ある程度改善が図られた人や、休職中の人でもうそろそろ復帰してもいいかなというふうに思われている人、そして、主治医がそれを認める職員については、うちの職場で職場復帰支援というのをやっています。この職場復帰支援会議というのを持ちまして、そこで復職適当と判断された人は、一応復職支援プログラムという1カ月程度のプログラムをつくりまして、そのプログラムにのっとって、正式復帰までを緩やかにやっていくというような対策をとっているところであります。

復帰した後は、再発しないような形で、1カ月後、3カ月後、場合によっては6カ月後、面談等を行って、順調に勤務が続けられているかというような支援を行っているところでございます。

○緒嶋委員 私は何名おるか聞いたので、改めて聞きます。

○大田原総務事務センター課長 病休休職者については、平成29年度が41名です。

○緒嶋委員 41名。大体このメンタルヘルスケアをやれば、三次とかいろいろ対策を立てていけば、今までの実績から、どの程度の人が職場

復帰ができるわけですかね。

○大田原総務事務センター課長 平成29年度につきましては、一応その病休休職者に対しまして、26名を復職支援会議にかけました。そのうち復職した人が17名です。あとの9名については、まだ試し出勤中であつたり、また、復職したけれど療養に入った人が1名ということになっております。1月末現在で17名の方が復職しているということです。

○緒嶋委員 そういように復職する人がいて、最終的には復職ができないような人もおるんじゃないかなと思うんですが、こういう対策を立てていけば、ほとんどの人が復職できるわけですか。

○大田原総務事務センター課長 いや、復職して勤務を継続するというのは、全員が全員はなかなか難しい状況です。中には、復職したけれど、ある一定の期間で再度休職に入るとか、そういう職員の方もいらっしゃいます。

○緒嶋委員 全員が復職してほしいわけですが、やっぱりそれも病気というか、いろいろなこういうメンタル的なものは、対策もなかなか難しいのかなと思うんですけども、数字的には41名ということですが、まあこれは少ないほうがいいわけです。毎年やはり41名ぐらいは、年によって違うかなと思うんですけど、大体やっぱりこういう数字になるわけですかね。

○大田原総務事務センター課長 大体40名台で推移をしている状況ではございます。

○緒嶋委員 教育委員会とか県警とかはもう関係なしに41名ですかね。

○大田原総務事務センター課長 総務事務センターで一応このメンタル対策をやっている対象職員というものは、基本的には知事部局なんですけれど、あとは、各種委員会についても御相談

があったときには、それなりの対応をさせていただいているところがございます。ただ、教育委員会、病院局、企業局あたりは独自でやられていると思います。

○緒嶋委員 その全体的な数というのは、総務事務センターではわからんということですかね。

○大田原総務事務センター課長 申しわけございません。知事部局と先ほど言った人数の範囲内しか把握しておりません。

○緒嶋委員 教育委員会はやっぱり教職員の数が多いから、まだ相当おられるんじゃないかなという気もせんでもないんですが、これは県職全体の意味で、本当にいろいろ総括的に対策をやらんといかん面もあるんじゃないかなという気もいたします。メンタルヘルスを受けなければならなくなる最も大きな原因というのは、どのあたりだというふうに考えておられるわけですか。

○大田原総務事務センター課長 先ほども申し上げましたが、私のほうで相談業務を実施しているところなんですけど、実際に直接メンタルダウンする要因というのを特定するのはなかなか難しいんですけど、相談内容で申し上げますと、約6割程度が職場環境の改善での相談、人間関係であったり仕事の質、仕事の量、そういう職場環境での相談業務が最も多いところではございます。

○緒嶋委員 今、働き方がどうあるべきかというのがいろいろ議論されておるわけですけども、これは、また働き方にも関係してくるのかなという気もせんでもないわけで。これは一応わかりましたので、いいです。

○中野委員 今の関連で、このメンタルヘルスケアは非常に大事な事業で、改めてまた事業が進んでいるわけですが、現時点でこれは、まだ

職場の理解は図られていないという認識でいいわけですね。

○大田原総務事務センター課長 啓発とか研修とか、管理監督者に対する研修とか一定の研修はやって、ある程度の理解はしていただいているとは思いますが、ただ、今回新たをお願いするのは、メンタルダウンの人が復職するとき、その復職する職員を迎える職場の個別的な研修を実施しようとしているところがございます。

それと、28年度からストレスチェックを導入していますけれど、その結果に基づいて、職場環境の改善が必要だという所属に対する研修、この2つの研修を今回実施するわけですが、復職した人が、より仕事をしやすい雰囲気をつくるために、まだまだ対策が足りていないとの感じを持っていますんで、今回その部分について充実をお願いしたところでもあります。

○中野委員 さっきの説明では、なかなか進んでいなくて、こころの病の方が大体40人ぐらい継続されておるという説明でしたよね。これは、そういう人のためには、家庭内でも、あるいは職場でも、そういう人たちを理解する体制というか、その状況がないと、なかなか回復しないと思うんですよね。そういう人のために、ぜひそういう理解するところを深めていただきたいと思いますね。

この事業とは直接関係ないですが、県庁の自殺、いわゆる自死ですよ。この数字をちょっと教えていただけませんか。

○吉村人事課長 手元に持っていますのが、平成12年度以降で24名が自死されております。

○中野委員 これは大体年平均、同じような数字ということですかね。

○吉村人事課長 1人なり2人、多い年で4人

というような状況で推移しております。

○中野委員 自殺した人の理由というのはたくさんあると思うんですが、そのうちに、いわゆるこころの病でという方もおられると思うんです。病名とかそういう把握はされているわけですかね。メンタルヘルスケア事業があるわけですから、こころの病でという、これにかかわる人がいたのかどうか、人数がわかれば教えてください。

○吉村人事課長 自死に関しまして、直接的にどれがというのはなかなか難しいんですけども、亡くなられた方につきまして、メンタルダウンをされていたという経歴があらわれる方はいらっしゃいますので、メンタルダウンも何らかの原因であったという方はいらっしゃるかと思います。その人数については、ちょっと明確には把握はしていないところでございます。

○二見委員長 ほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上で、第3班の審査を終了します。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○日高行政経営課長 常任委員会資料の39ページをお願いいたします。

平成30年度の組織改正案について御説明をさせていただきます。

まず、1の基本的な考え方ですが、県総合計画に掲げる政策課題等への的確な対応や業務の効率化、効果的な施策の推進・強化などを念頭に置きまして、第二期のみやざき行財政改革プランに掲げる、行政需要に対応した簡素で効率的な組織体制の見直しといった観点から所要の改正を行うものであります。

2の主な組織改正の内容ですが、枠内二重枠

線の囲みの中の8つが主な改正の内容となっております。内容は個別に説明したいと思いますので、次の40ページをごらんいただきたいと思います。

まず、(1) 国体準備課の設置であります。

2 巡目国体の開催に向けた全庁的な準備体制を構築するとともに、国体開催後も見据えた国体関連施設の整備及び利活用方法の検討を行うため、現在、教育庁に設置されております国体・高校総体準備室から、国体に関する業務を知事部局に移管して、総合政策部に国体準備課を設置するものであります。

次に、41ページをごらんください。

財産総合管理課の設置であります。

老朽化が進行する県有施設につきまして、管理の最適化を図ることを目的として、平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定いたしております。その全庁的な推進体制を構築するため、総務課及び営繕課の県有施設等に関する保全業務を集約して、一番下の欄にありますとおり、総務部に財産総合管理課を設置するものであります。

また、これに合わせまして、防災拠点庁舎整備室を総務課から財産総合管理課に移管をいたします。

なお、総務課につきましては、その1つ上の段に注記してありますが、法制担当を行政経営課から総務課に移管することといたしております。

次に、42ページをお願いいたします。

人事課への行政改革推進室の設置であります。

行政改革を人事制度と一体的に推進し、業務効率化による行政サービスの向上と、職員が働きやすい職場環境の整備を行ってまいりますため、人事課と行政経営課の庁内働き方改革に関

係する業務などを再編いたしまして、改正後の欄にありますように、人事課内に行政改革推進室を設置するものであります。

先ほど御説明いたしましたとおり、法制担当につきましては総務課に移管をいたしますので、この再編に伴いまして、現在の行政経営課は廃止することといたしております。

次の43ページをごらんください。

スポーツランド推進室の設置であります。

ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックなどの事前キャンプの誘致活動や受け入れ体制の強化を図りますとともに、これらを契機としたスポーツランドみやぎの全県化、通年化、他種目化の進展などを進め、ブランド力向上などを図りますために、観光推進課にスポーツランド推進室を設置するものであります。

続きまして、44ページになります。

中山間農業振興室の設置であります。

農林業者にとりまして深刻な課題であります鳥獣被害対策を効率的に推進し、中山間地域農業の振興対策を充実させるため、総合政策部が現在所管しております鳥獣被害対策の総合調整、あるいは、ジビエ推進の業務を農政水産部に移管をいたしまして、業務の集約により、農政企画課に中山間農業振興室を設置するものであります。

また、これにあわせまして、現在の農政企画課、新農業戦略室につきましては、TPP対策など新農業戦略担当の業務を、親課であります農政企画課で行うということで移管をいたしまして、新農業戦略室は廃止することといたしております。

続きまして、45ページの(6)であります。

農業担い手対策室の設置であります。

本県農業の未来を支える担い手の減少や高齢化への対策を強化するため、新規就農者の確保・育成と、その受け皿となっております農業法人の新規参入・育成に関する業務を集約いたしまして、農業経営支援課に農業担い手対策室を設置するものであります。

また、これにあわせまして、現在の農地対策室につきましては、農地中間管理事業など農地対策担当の業務を、親課の農業経営支援課に移管いたしまして、廃止することといたしております。

次に、46ページをお願いいたします。

美しい宮崎づくり推進室の設置であります。

宮崎の美しい郷土を未来に引き継いでいくため、昨年度には美しい宮崎づくり推進条例を制定し、今年度には美しい宮崎づくり推進計画を策定したところでありまして、今後、全庁的な推進を図りますとともに、市町村や民間団体と一体となった関連施策を推進するため、都市計画課に美しい宮崎づくり推進室を設置するものであります。

47ページの(8)をお願いいたします。

設備室の設置であります。

県有施設の老朽化に伴い、庁舎保全工事におきまして、空調や給排水などの電気・機械設備の工事が増加しております。また、省エネルギー等の観点から、内容が高度化・複雑化していることを踏まえまして、営繕課にこれらの設備工事に専門的に対応をする設備室を設置するものであります。

また、先ほど御説明しましたが、県有施設等の保全に関する業務は、新しく設けます財産総合管理課に集約することに伴いまして、営繕課の施設保全対策監は廃止することといたしております。

最後に、お手数ですが、最初の39ページに戻ってごらんいただきたいと思います。

今回の改正に伴います知事部局の組織数の増減についてであります。一番下の表にありますとおり、全体で課が1増、室が4増ということになっております。

説明は、以上であります。

○横山市町村課長 市町村課から説明いたします。

常任委員会資料の48ページをごらんください。

議案第31号の「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について御報告いたします。

この議案につきましては、厚生常任委員会、商工建設常任委員会及び環境農林水産常任委員会に付託されておりますので、ここでは全体の概要について御報告させていただきます。

まず、1の改正の理由であります。今回の改正は、知事の権限に属する事務について、取り扱いを希望する市に権限を移譲するほか、法令の改正に伴い、引用する関係規定を改正するものであります。

2の改正の概要についてであります。

まず、(1)についてであります。1つ目は、障害児通所支援の指定等に関する事務を宮崎市に、2つ目は、農地等の転用許可等に関する事務を都城市に、それぞれ権限を移譲するものであります。

次に、(2)についてであります。商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律及び土地改良法の改正に伴い、それぞれ引用する関係規定を改正するものであります。

なお、施行期日は、それぞれ表の一番右の欄に記載のとおりであります。

次に、49ページをごらんください。

参考といたしまして、平成18年度からの移譲事務数の推移と、市町村別の移譲事務数を記載しております。

説明は、以上であります。よろしく申し上げます。

○二見委員長 説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○緒嶋委員 組織改正、これは時代に応じて改正するというか、変えることはもう当然のことだと思うんですけれども、割と室がふえたのかな、いろいろと考えてされたと思うんです。問題は、職員がそこで、いかにその立場立場で働くかということだと思うんですけれども、そのあたりのやはり職員の自覚というか、そういう点を含めて、改正したから、意義が発揮されることでもないと思うんですけれども。そのあたりの心構え的なもので、職員の教育というか、それが重要だと思うんですけれども、これは担当が変わったからどうこうよりも、適材適所というか、そこ辺が問題だと思うんですが、大丈夫なんですかね。

○桑山総務部長 緒嶋委員がおっしゃるとおりでありまして、これはもう組織改正に限らず、職員の人材育成は永遠の課題だと思っています。それで、まず、その形をつくって、一つ県の目指す姿をアピールするといいますか、政策目標を組織に具体化して取り組むという形づくりも大事でありますし、当然そこでそういう職責を担っていけるような人材を、まあよく言っておりますが、若いうちにはいろんなことを経験させ、そして、一定の年齢になったら、自分の専門性とかそういう特徴を生かしたような配置などにも努めながら、そういう重責を担えるような職員づくりに努めていきたいと思っております。

○緒嶋委員 ついでですが、今度の人事異動が、予定されている日程はどうなってるんですか。今度の人事異動の発表の日程は。

○桑山総務部長 最近は、内示の予定日も内緒にしているわけではございませんで、一応一般、主査以下の方々については3月19日、それから、副主幹以上の役付の方には3月20日ということで、広く言いなさいということはありませんが、あらかじめそういうのは、みんなやっぱり業務とか出張とかありますので、それに差しさわりのないように所属内では伝えていいよというふうに取り扱っております。

○緒嶋委員 はい、わかりました。

○中野委員 関連ですが、この組織改編で、法制担当ですよ。もともと総務課にありましたよね。どのくらい総務課から外に出て、また今度帰ったもんですかね。なぜ総務課から出て行って、今度また帰るんだろうかとふと思ったんですが。

○日高行政経営課長 法制担当につきましてですが、行政経営課が設置されましたのが平成17年度になりますので、そのときに総務課から移管をいたしまして、それで、今回また総務課に戻るとい形になります。行政経営課が設立されましたときに、組織定数ですとか行政改革などとあわせて、全庁的な基本的な下支えとなります法制、こちらも行政経営の一環ということで、行政経営課に移管をさせたものと理解しております。今回につきましては、当面の行政改革の大きな課題が、働き方改革を初めとして、人事制度と一体となった取り組みがこれから重要になってくるというふうに考えております。そのため、人事課の中に行政改革の部分について移管をいたしまして、県庁が働きやすい職場になることによって業務効率を上げ、そし

て、行政サービスの向上につなげていくと。そうした取り組みに軸足を主に置いていきたいというふうに考えたものであります。そういった考えに伴いまして、法制担当も総務課に今回移すことにしたわけですけれども、公文書の管理などとあわせて、引き続き県庁の中の基本的な部分の下支えを、総務課という立場でしていってもらえるものと考えております。

○中野委員 もともとこの法制担当は、総務課でよかったんじゃないかなという気がしてならないんですが、その約10年とはそれなりにあったんだろうというふうには理解するんですが、もともと帰ったから、そう思ったところでありました。

○桑山総務部長 行政経営課をつくったときに、法制もといった理由の一つという意味では、やはり政策本部というような考え方もあろうかと思えます。県議会でも、議員発議で政策にかかわるさまざまな条例を制定されておられますが、やはり法制というのが、単に法令的なチェックを行うだけではなくて、予算が一番の政策を語るツールであろうかと思えますが、組織とか、あるいは条例規則といったそういう政策本部ですね。そういうものも重要であるという観点が、行政経営課に置いた理由の一つではあったと思います。これが総務課に移ったから失われるというものではなくて、今後ともそういった政策の意味合いを含めた法制の役割というのを、引き続き持ち続けていきたいと考えております。

○二見委員長 ほかはございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上で、その他報告事項について終了します。

各課ごとの説明及び質疑が全て終了しました

ので、これから総括質疑を行います。

総務部全般について質疑はありませんか。

○蓬原委員 3割自治、これが4割自治まで来て、非常に自主財源もふえたのかなというようなことですが、入りを図って出るを制すというのは、全ての会計の基本でありますけれども、一点お尋ねしたいと思うんですが、ゴルフ利用税を聞いたのは、一つはそういうこともあったんですけれどもね。かつては十何億あったので。歳入の話ですけれど、ふるさと納税というのは県にはないんですかね。

○川畑財政課長 県でもふるさと納税を行っておりまして、今オールみやざき営業課で所管しておりますけれども、毎年歳入を1億見込んでいるところでございます。

○蓬原委員 実績的には大体どれぐらいの数字ですかね。

○川畑財政課長 少々お待ちください。今年度1月末までの速報値でございますが、寄附の受け入れ件数が1,304件、金額にして7,403万となっております。昨年の同期比でいきますと1,726件、8,437万円ですので、1月末の段階では、昨年度よりは少し落ちているということでございます。

○蓬原委員 この歳入は、項目は何に入るんですかね。

○川畑財政課長 これが寄附金となっております。歳入予算説明資料の54ページ。寄附金が1億1,623万7,000円とございまして、昨年度までは総務費寄附金として計上をしておりましたが、事務をオールみやざき営業課に移管しておりますので、予算としても、30年度から商工寄附金という形で1億円としております。

○蓬原委員 47都道府県あるわけですけれど、地方の県として、この金額は大体予算規模に比

べて多いのか少ないのか。もう一つ聞いておきますが、本県として、このふるさと納税に対して、いっぱいくださいみたいなキャンペーン活動は、何か外にされているのかどうかということをちょっとお尋ねしたいです。

○川畑財政課長 具体的なものはオールみやざき営業課で取り組んでいただいているところではございますが、ほかの県の状況ですね。申しわけありません。手持ちで把握している資料がございません。県のアピールになるということで、オールみやざき営業課で物産と合わせて事務をしていただいていることもありますので、宮崎のことを知っていただく、宮崎のよさを知っていただく、また応援していただくという意味では、今後も活用をしていく必要があると思いますが、市町村で過熱している競争ほどに県で力を入れることは、今のところないのではないかと考えております。

○蓬原委員 ですから、財政側として歳出については、査定とか数百%上がってきたものの中からいろいろ選出されて、こういう歳出になると思うんですけれど、歳入もどうにかやって頑張っただけという、まさにわずかなもんかもしれませんけれども、そういう努力も必要なのではないか。入るを図る部分について、総合政策部があしたあるので、その辺の成長産業をどうするか。税収をふやそうかという話の議論になっていくわけだけれども、総務部長としてこの歳入をふやすという、そのことに対する期待感というか、例えば、こんなことをすればふえるんじゃないのというところの考え方だけでもいいんですけれども。どうしてもここは歳出だけの議論になりますよね。

○桑山総務部長 大変難しい問題だと思います。やはり県の収入の大宗を占めますのは県税であ

りますので、まず県税について、しっかり税収を伸ばすように、そして、県税の収入のもととなるのは、やはり県民の収入であったり、あるいは企業の売り上げでありますので、そこをたどっていけば、そういうところにやはり力を入れていくことが、税収の伸びにつながっていくものであると思っています。

また、当然本県のような県は、地方交付税に頼らざるを得ない財政構造になっておりますので、そういった地方交付税のあり方についても、やはり本来の標準的なサービスが提供できるように、目的が損なわれることのないように、今後とも国に対してしっかり要望をして、必要な交付税等の確保にも努めていく必要がある。この2つが大きな収入であります。

その他、財産収入でありますとか、お話にありましたふるさと納税であるとか、そういったところにもこまめに気を配りながら、確実に可能な限り多くの収入を上げる努力は行っていく必要があると思っています。

○蓬原委員 後輩への貴重なメッセージだったというふうにも受けとめておきたいと思います。

ちょっと別な件で。

危機管理課の予算がここにあるわけですから、この前、本会議でもいろんな議論がありました。ここに来て、南海トラフでしたかね。発生確率が非常に上げられたという、そういう議論もあったわけですが、ということは、もう30年以内がどうのこうのという話じゃなくて、今夜かもしれない、あしたかもしれない、あさってかもしれないというふうに我々はもう思いやいなきゃいかんということなんです。いろいろやっつけていただいているのはわかっているんですが、例えば、あした、南海トラフの地震が発生して、宮崎に地震が、津波が来るという事態に

なったときに、今の状況で、予算でそれにばつと即応できるかという。できないとは言いきれないのかもしれないけれども、それは予算的にも設備的にも、これからのいろいろ備蓄という考えで万全かどうか。その辺の状況を忌憚のないところでちょっとお聞かせ願えませんか。

○田中危機管理統括監 これまで予算でもいろいろ御説明しましたように、ハード部分については計画的に進めているところであります。先ほども御説明しました津波避難タワー、これも順次整備をしているところであります。このほかにも避難経路ですとか避難場所の確保、それから津波避難ビルの指定とか、さまざまな対応をとっているところであります。それから、備蓄につきましても、県・市町村あわせて必要な量の3分の1ずつを、これも計画的に進めていることであります。行政としてやらなきゃいけないことについては、一遍にというのはなかなか難しいので、これを順次進めているところであります。やはり一番大事なのは、住民の方々が、まずは自分の命は自分で守ることですね。すぐに対応をしていただくことが必要だろうと思っています。今回の本会議でもいろいろ御質問をいただきましたけれども、やはり行政の支援というのは、すぐにはできません。大地震が起こったときには、しばらくは自分の命というのを、やはり自分で何とかしていかなくちゃならないということで、そういった自助の意識を高めていくことが重要だと思っています。

これにつきましては、以前から緒嶋委員からも、もっと自助の意識を高めるために啓発とかいろいろやるべきだという御意見も伺っております。いろんなセミナーとかCM活動とかいろいろやっておりますけれども、セミナーに来ら

れるのは、いわば意識の高い方でありまして、そうじゃないもっと一般の方と言いましょか、意識を余り持っていらっしゃる方をいかにそういった避難していただくように結びつけるか、これが一番重要だと思っております。これは一朝一夕にはなかなかいかないところがありまして、我々も苦慮しているところですが、引き続き今回、津波に対する意識調査も行いますけれども、そういったところでの問題点、課題点等を踏まえて、できるだけ効果的に自助の意識を高めていくようにしていきたいと思っております。

○蓬原委員 要は自助、自分で先に逃げると言うのが一番でしょうから。ゆうベテレビでやっていたけれども、国でやったアンケートで、南海トラフ地震、それによって生じる津波の発生について知っているかということでアンケートをとったところ、これは全国でしょうけれど、8割の人が知らなかったという非常に衝撃的な数字だったということで。宮崎県にしたらどうなのかということも、今からアンケートをとれるんでわかると思うんですけど、意外と認識のない人が多いというこの現実を。やっぱりハードはおそらくまだ道半ばでしょう。100%とは言えないですね。避難タワーにしてもですね。だから、そういうハードルもありましょか、要は、おっしゃったように意識の部分ということになれば、アンケートをとられたら。いつでも津波が来るんだよと、知らないことへの啓発をすぐに。確かにそこが大事なんだろうとは、ゆうベテレビを見ながら感じたところではあったので、よろしく願いをしておきます。

○緒嶋委員 今のことだけれど、行政はすぐにはできないだけに、前もって準備しておかないかんわけよね。そのときにすぐできんからとい

うのは、仮に来たときに、避難する仮設住宅やらを市町村ごとにどこにつくるとか、そういう準備だけはしとかな。東日本のときはそれから始まったから、なかなか。だから、市町村ごとにどこを仮設住宅の場所にするかと。また、逆に言えば、民間に対してどれだけ被害が出るかと。南海トラフが起こったら、33万人が亡くなる想定も出とりませんかかったですかね。

○藪田危機管理局長 3万5,000人ぐらい。

○緒嶋委員 3万5,000人、宮崎県では。全国では33万。3万5,000というたら、東日本大震災でも2万二、三千よな。関連死まで入れて2万2,000人。それ以上の人が宮崎県では亡くなることを物すごく深刻に受けとめて、やはりこれは一人でも少なく死者を減らさないかんわけ。その対策は万全かということから立てていかな本当はいかんわけです。今のところ8,000人ぐらいに減らすというのは、8,000人は死んでも仕方がないという政策なわけじゃから、本当はそれじゃいかんわけですよ。ゼロにすることを目的にするためには、それぞれ民間がやる自助努力が一番です。それは、早く津波の来るところに避難して、やっぱり家屋でも耐震構造にして、地震の7が来ても大丈夫なものをつくるとか、いろいろなをやって。ゼロにするという目的があつて対策を立てていかないかんわけですよ。避難タワーが26もできたから大丈夫ですとみんなが思ったらいかんわけです。やはり防波堤なんかにしても、何らかのことをせんと、災害が来た場合は、宮崎県は防波堤の1メートルもつくっておらんかったと言われると、行政は間違いなく非難されると思う。どうしてもここは防波堤を緊急的にやらないかんという、そういう選択肢を持ちながらやっぱり対策を立てていかなければ、人の命というのは、予算がありませんだ

けで済む問題じゃないと思うんです。それぞれの市町村も、全体的な産業に与える影響はどうかということも含めながら、それぞれの立場でこれだけ深刻な被害を被るという前提で、やっぱり県民総力戦で被害対策を。やはり宮崎県の経済に与える影響等を減少させるためにはどうすべきかということも、これはJAはJAで農業に対する影響をどうして少なくするかという対策を立てていくということで、それこそ県民総力戦で、行政だけの力じゃなくて、全てのを加えて対策を立てるとい、そういう将来の全体ビジョンはあるのかな。

○田中危機管理統括監 おっしゃるとおり、最大級のクラスの地震が来たときには、これは甚大な被害が出るということでございます。今それを減らそうということで、当面耐震化と、それから早期避難率を上げることで8,600人に下げるということですが、これで満足しているわけではございませんで、これを限りなくゼロに近づけるのが究極の目的でございます。

さらに、経済面でもさまざまな影響が出る、これは必至でございます。私どもは、経済界の方々ともこの南海トラフ地震の被害想定等について御説明する機会をいただいておりますので、いろいろ御説明をさせていただいたりしております。

農業分野については、ちょっと私ども直接はやっていない部分がありますので、また農政セクションとも連携しながら、そういった部分についてもやっていきたいと思っております。

やっぱり経済界は経済界のほうで、自分たちの事業でいかに被害を減らして、あと継続していくかということも必要ですので、BCPの策定が必要になるんですけれども、これも商工観光労働部と連携しながらやっておるところでござ

います。

本当におっしゃるとおり、これについては県民総力戦で取り組まなければならないということで、我々も今以上にいろんな方々と連携しながら、地震の恐ろしさも認識していただいて、それに備えるためにどういったことが必要かということも、それぞれ考えていただきながら取り組んでいきたいと思っております。

○緒嶋委員 きのう、日南の高速道路の9キロが、開通したということで。やっぱり社会資本の整備というか、高速道路があつて、災害をいかに少なくするか、また後の支援をどうするか。これは中央道路も同じですが、やっぱりそういう全ての立場で、これは、ある意味じゃ宮崎県は、失礼な言い方かもしれないけれど、南海トラフ対策が、ほかの高知とか四国とか静岡、和歌山とかに比べたら一番おくれておると。私はそういう地域を見て、民間も金を出してでも防波堤をつくるとかもやっておるわけですよ。それはもう財政力、経済力が違うからやむを得んと言えどもそれまでですが、いろいろなことをやはり本当に深刻に考えていかんと、言われたとおり、あした来るかもわからんと。それは10年先か20年先かもわからんけれど、備えあれば憂いなしの言葉のとおりだと思つたので、これは一刻の猶予もないというような気持ちで、全ての対策を総合的にやはりやって。本当は予算的にもあらゆるものが、防災対策を優先した予算を組みましたというような、知事がそういうPRもやるぐらいの前向きのものであつていいと私は思つたんです。そういうのが、こういう予算だけではなかなか我々には見えてこないもので、私は高千穂じゃけれど、高千穂には津波が来ることはわかつておるけれど、やっぱり県民全体を思うと、何とかしなきゃいかんという深刻な

思いがあるので。本当に、やはり県民の命を守るのが、県政の一番の大きな仕事なんです。そういうものを忘れずに、私は、それこそ県民総力戦の、立場を明確にすべきだというふうに思っていますので、全力を尽くして頑張りたいと強く要望をします。

○河野委員 ちょっと関連で。総括的になりますけれど、期待させる事業名ですが、ちょっと内容がついてきていないなと思ったんですけれど、先ほど松村議員もおっしゃった「消防団に新しい力を！」事業というのを。この事業名だけを読むと、新しい観点で募ろうとしているんだなと思ったんですが、少子高齢化が進む中で、なかなか団員にというのがあって、全国的には今どういう動きかという、処遇への工夫を通して、さっき限られた時間しか動けないぞというのがありましたように、限られた時間の中で有意的な作業ができる方、例えば、重機のオペレーターとかですね。そういう特殊技能を持たれた方を探し出して、求めていくという流れがあるようです。だから、そういう観点でこの事業を進めていくべきじゃないかなと思うんですけれど、いかがでしょうか。

○福栄消防保安課長 機能別消防団という組織がございまして、本県におきましては、もともと団員であった方が定年退職等をされて、やはり被用者が非常にふえており、中間の消防力が弱いということで、OBの方を中心として、機能別消防団員として活動していただいているということをやっております。また、委員が先ほど御紹介されました大規模災害消防団員、こちらについては、新年度で消防庁のほうから、こういう事業に取り組もうということで今通知が流れてきておりまして、各市町村に御紹介をしているところであります。

○二見委員長 ほかほございせんか。

○松村委員 まだ時間はいいですか。市町村課でしたかね。さっき聞き忘れたんですけども、職員の交流といたら、市町村課だけじゃなくて全庁ですよ。全庁で今の人数と、市町村課の人数というのは、どれぐらいなんですかね。

○横山市町村課長 平成29年度に市町村からの研修生が全部で17名来られていまして、うち9名が市町村課です。あと企業立地課に3名、それから総合政策課に1名が本庁で、あと残りの方々は、東京事務所、大阪事務所、福岡事務所のほうに研修に行っておられます。

○松村委員 県庁から市町村に出向されている方というのはどれぐらいでしょう。

○吉村人事課長 県と市町村との間で交流させていただいているのは15名いらっしゃいます。県から15名が市町村に行って、市町村からも15名来られている。

○松村委員 それは、先ほどのとはまた別ですね。

○吉村人事課長 先ほど市町村課長が説明したのは、向こうからだけ来られている方が17名。

○松村委員 17名は単独で、見返りは要りませんと来ているわけで、交流は15名と。結構行っていらっしゃるということですね。

これが多いのか少ないのかというのはわかりませんが、例えば、県庁で働き方改革を進めていますよと。これから県庁がどのような働き方改革をしていくかというのを、市町村はしっかり見ていると思うんですよ。市町村の小さい町であればあるほど一人何役の担当を受け持っているわけで。働き方が過去よりも今、そして、さらに町村の人たちというのは大変な事業数というのを受け持つということで、土日

もないようなお話も聞きますよね。例えば、働き方改革一つとっても、県と町の職員の皆さんが交流を促進すると、県庁の方が市町村に行つて見本を示すとか、あるいは、市町村の方が県の中に来て、県の働き方はどうなんだというのを2年間の中で肌で感じていかれると思うんで、これからの連携がもっと密になるんじゃないかと思います。

先ほど、知事と市町村職員との、スクラム談義とか何かのお話もありましたけれども、知事がそういう市町村の職員の声を直接聞く、これも悪くはないと思うんですけれども、たった1時間とかそれぐらいの時間で、ちょっと一言ずつ話すような会議ですよ。それを2年間とか、職員同士がしっかりそれぞれの問題を肌で感じながら、それぞれが上を目指して進んでいける、そういう職員の皆さんが育っていけるということが、これからの市町村行政、県行政、地方行政の連携の中で本当にいいんじゃないかとか、それが大事だなというのを、いろいろな話を聞く中で思いました。

最後に一言。こういう市町村交流、あるいは市町村からの受け入れ、これの目標とか上限とかあるんですかね。

○吉村人事課長 特に目標を定めているところではございません。次年度に向けて市町村の、調査といいましょうか、交流しませんかというものを各市町村に投げまして、実際にどういうポストでどういう職員をとというような形でお互いやり取りをしながら、翌年度以降の交流の人数とかは決めていっております。市町村からも一回来ていただくと、次の年もとかいうような話はいただいておりますので、それが継続していけば、少しずつでもふえていくのじゃないかなというふうに思っております。

○横山市町村課長 市町村課では研修生で来ていただいているんですけれども、以前はもっと多い時期もあったようなんですが、最近はそれぞれ市町村も業務が複雑になっているし、業務量がふえていると。その中で職員は減っているということで、研修生に関しては、なかなかふえないような状況にあります。

先ほど委員がおっしゃった働き方改革についての県の取り組みというところでは、人事課長を集めた研修会をしましたときに、人事課の職員から県の取り組みを紹介していただいたりとかしているところなんですけれども。確かに研修生の方たちから話を聞きますと、市町村課は1年が多いんですけれども、やはり県の働き方について、全く仕事の内容も違いますので、一緒に働いている中で、仕事のやり方については非常に勉強になったという声は聞いているところです。市町村から一方通行で研修に来るというのはなかなか大変なことではあるんですけれども、それを意義あるものにしていって、また研修生の受け入れもしっかりやっていきたいと考えております。

○松村委員 上限がない、枠も決まっていないということだったんで、多分隠れた市町村の要望とか思いとか、市町村が今、何の事業をやっている、どういう県の人材が欲しいかということもよくお話をさせていただいて、できるだけ多くの交流をしていただくことで、それぞれのレベルアップになるんじゃないかと思います。組織再編で新しい課とかいろいろできますけれども、人材というところも、やっぱり組織をつくる上で、市町村にまで県が影響を与えるというぐらいの思いで、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○中野委員 予算のことで総体的な話ですが、30

年度の予算は、財政改革の取り組みを不断の取り組みとして、将来を見据えた予算として編成したということですよね。それで、いわゆる依存財源ですけれども、今ずっと県債残高が減ってきているんですが、ことしの県債発行を見ると、全体としては6.4%の増なんです。臨時財政対策債を除くと13.1%ふえたとなっていますよね。非常に将来をそれこそ見据えたときには、また、いろいろ投資もありますからね。どっかに書いてあったが、ふえてくるんじゃないかなということを懸念したんですが。

この臨時財政対策債、宮崎県の予算も前年度マイナス3.2%ですが、国も抑制する方向でというのを書いてありますよね。それで、この臨時財政対策債というのは、バブルがはじけた後に、何か制度的にできたと思っているんですが、この制度というのは、まだずっと続くんですかね。宮崎県の予算の中での前年対比が少しずつ下がってきているような気もしているんですが、ことしはマイナス3.2、去年もおととしも少しずつ下がってきたような記憶があるんですけども、この取り組みの仕方では、まだ臨時財政対策債というのをどんどんふやすことができるんですかね。国はこの制度を、何というか、抑制をしているわけだから、なくそうとしているのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○川畑財政課長 この臨時財政対策債ですが、地方交付税とあわせて実質的な交付税という呼び方を財政課ではよくいたします。というのも、臨時財政対策債というのは、本来地方交付税として地方に交付されるべき財源が、国において不足するために、地方においても起債をして、その財源を補償するといった形になっております。

今後の動きについては、まだわからないとい

うのが正しいところですが、本来地方交付税の制度の中では、国税の税収のそれぞれ何%何%と決まっております、その法定率の引き上げで財源不足には対応をすべきものでありますので、臨時財政対策債の比重をできるだけなくすということが、交付税制度上、地方財政制度上、望ましいものというふうには考えております。

また、本県において、臨時財政対策債の割合が国での減少率より大きいということは、いろんな地方自治体があります。その財政力に応じて地方交付税として配分する分、また臨時財政対策債として起債の枠を、発行可能額を配分する県とありまして、財政力のより弱い県には地方交付税として配分する傾向にあります。本県は財政力が弱いので、より地方交付税としてきちんともらえる割合が高いということがございます。

○中野委員 それから、その前段の県債残高の見通しも聞いたんですけど。

○川畑財政課長 県債の発行額が、今年度、全体で38億余、臨時財政対策債を除きましたのが46億余増加しております。しかしながら、県債残高については、これまでのところ、グラフも下にありますが、順調に減少傾向というのがこれまでのところでございます。

今後の見込みについては、主に箱物需要によってくるというのがございまして、国体の施設整備に要する起債が。今国体に関して基本計画を策定しておりますので、それが策定後、施設整備に要する経費が具体的に出てくることになろうと思います。なので、ここ二、三年のうちには、施設整備に要する経費が何十億という単位で各年度にのってくるのが想定されますと、県債残高も増加に転じるタイミングが近い内に来るといいうふうに考えております。

また、30年度の発行額がふえておりますのは、左の依存財源の四角囲みの中の説明書きの下から2段目に書いておりますが、地域総合整備資金貸付事業費の増等によりというのが、大きな要因としております。この地域総合整備資金貸付事業費というのが、ふるさと融資制度を活用したもので、県で30億の起債をしまして、日機装、立地企業に対して、その施設整備に要する経費を貸し付けるというもの。今年度30億と載っておりますが、これは単年度特殊な要因によるものと考えております。

○中野委員 将来を見通したときに、自主財源は今度は40%、おとしも40%ちょっとですよ。補正後はどうなったのかわかりませんが、当初ベースでは、おとし、ことし、30年度が40%で回復しているんですけども、もっと将来を見通した場合には、また自主財源がずっと減っていくんじゃないかなと。そういう中で、また依存財源のほうも県債の発行がふえたりしているんです。ことしの予算のここに不断の取り組みをと書いてあるけれども、それこそ不断の努力をせんといかんけれども、非常に見通しが厳しい状況になっているんじゃないかなという。今、税收があるからいいけれども、長い目では、厳しい県政の予算上の運営になるんじゃないかなと思ったところでした。

○川畑財政課長 委員がおっしゃるように、その自主財源比率40%を単年度的には超えることも予算上ありますけれども、消費税の引き上げによりまして地方消費税の収入が伸びたということも、自主財源の比率が高まった一つの要因であります。またもう一段階引き上がるということであれば、一応その税收としてはふえるであろう想定はありますが、とは言え、それ以外の歳入がふえる見通しというのは基本的にな

いので、厳しい財政状況の中、不断の取り組みとして、歳入歳出一体となって改革を進めながら予算を編成してまいります。

○中野委員 国体に向けてのいろいろな施設の投資とか、老朽化した施設とか言われますよね。何か防災センターをつくるときに、いろいろと県の施設もかなり古くなってきているんだけど、その見直しをしたら、まだずっと引き延ばしができて、すぐ建てかえをせんといかんとか、そういうのはしばらくはいいというような、防災センターをつくるときに、途中で説明があったんですよ。しかし、もう防災センターも着工になって、去年ごろからいろいろ施設が古くなったというのを、県もどんどん言われるようになってきたんですよ。だから、そういうお金もかなりのものになると思うんですよ。今、我々がいる周りの建物も、古いものが多いわけでしょう。林務が入っているあの建物もかなり古いし、この1号館も古いし、本館は昔造りやから古くても大丈夫なのか知りませんが、そういうことを考えたときには、かなりの努力をして当たらないと、また、借金づくめの県政にならないかなと、そういう懸念をしているもんだから、るる質問をしたところでした。もう答弁は要りませんので。

○前屋敷委員 質問というより総括的な意見というか。今、財政の論議にもなっているんですけど、ことしの予算は、前年度よりは増額の5,800億の積極予算と提示をされておりますが、その中身を見ると、地方交付税は前年度よりさらに、臨時財政対策債をあわせても下回るということで。この臨時財政対策債については、私も以前から議会の中でも質問などをしてきたんですが、今年度にきっちり交付税措置をするということでずっときて、県が借金をして地方

交付税の肩がわりをして県の事業をやるという
ようなシステムになっているんですよね。果た
してこの分がちゃんと交付税措置をされている
のかということも何度かお尋ねもしたところ
だったんですけれど、非常に不透明なんですよ
ね、はっきりこの分が交付税措置されました
ということにはならないので。でも、そこまで疑
うわけにはいきませんが。しかし、やはり特に宮崎のように財源の乏しいところでは、
地方交付税に頼るといところが非常に大きい
わけで、地方交付税を減らすこと自体が、私は
国に責任もあると思うんですけれど、それによ
って県も大変厳しい財政運営を迫られることにも
なります。ですから、やはりそうすると、県の
予算は、どこに重点を置いて組むのかというこ
とが非常に試されるわけで、やはり地方自治体
の本質であるところの県民の命と暮らしを守る、
先ほどお話も出ましたが、人命を守る、それか
ら、福祉の充実に努めていくというようなとこ
ろにきっちりやはり重点が置かれなければなら
ない問題で、特に宮崎、まあ全国的にもですけ
れど、医療や介護が大きく改定をされる中で、
やはり命も健康も非常に心配だと。また、南海
トラフは、特に宮崎あたりも、この大震災にど
う対応するかという点では、自助や公助が言わ
れていますけれど、私は、公助がしっかりして
こそ、やっぱり自助も働いていくんだというふ
うに思うんですよね。そういう観点も非常に大
事だと思います。ですから、防災対策も安心で
きるものにする、また、国体などに向けて
も、さまざまスポーツ施設も整備していかなきゃ
ならない。これは必然的なものもあるんですけ
れども、さらにはTPPの問題もずっと出てく
るという点では、非常にやはり課題を多く抱え
た県政運営の中で予算をどう組むか、生きたも

のにするためにはどうするかという点では、本
当に頭を悩ませるところだと思っているところ
です。ですから、さまざま今度の予算の中でも、
住民や自治体の声も聞きながら、県政の運営に
当たるといところも随時出てきましたけれど
も、やはり地方自治体や県民のそういった切実
な思いをしっかりと酌み取り、そして施策に生か
すという点をきめ細かにやっていくことが、何
より大事だなというふうに思っているところ
です。子育て、教育にしてもそうなんですけれど、
なかなか放課後児童クラブ一つとっても、もう
2年生があふれてしまうという実態が、今既
に出ているんですよ。そういう話を聞きますと、
本当にやはり隅々にそういった住民の声や実態
がつぶさに把握されているのかなと疑問に思
うところも多々あるもんですから、そういった意
味では、その辺のところはしっかり踏まえて、
行政運営にも予算の編成にも当たっていただき
たいということです。感想と意見・要望を述べ
ました。

以上です。

○二見委員長 ほかほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、その他で何かありま
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって、総務
部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさ
までした。

暫時休憩いたします。

午後3時27分休憩

午後3時29分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

その他で何かありませんか。

○緒嶋委員 この議会で一般質問、代表質問でありましたJR九州のダイヤ改正に伴う減便ということで、吉都線で1便だけ復活を認めてもらったというようなことでありますが、このことについて、意見書をやっぱり出して、国との関係で、やはり約3,900億の運営資金をJR九州はもらっておるわけですね。その大半は新幹線の建設のほうに充てたということで、本当は在来線の運営赤字が出るだろうことを予想して、その果実で赤字を大体カバーするというのが最初の本旨であったのが、こういう金利もない時代で、逆に新幹線も必要だということで、あのように九州新幹線のほうに使ってしまって、余り手持ちがなくなったというような状態であります。我々とJR九州だけでいろいろ言っても、やはり向こうは、本当は不動産部門では儲けておるわけですね。そして、宮崎駅の近くにもまたビルもつくる。このことについては、蓬原議長の提案で九州議長会でもJR九州へ行かれたということで、大変ありがたいし、共産党も何か九州各県の県会議員でJR九州まで行かれたことも聞いておるわけですが。そういうことであれば、総務政策常任委員会でこのことについて、国のほうも責任があるということでの意見書を出して。やはりこれは、このままでいくと、毎年ダイヤ改正のときに、減便とか運転手だけで車掌は置きませんかだんだんと来れば、地方はますます利便性も悪くなるし、何か車で運転もできないような高齢者という弱者にとっては、これは大変な時代がますます来るんじゃないかという気がするので、総務政策常任委員会が提案者になって。ここの1月閉会中の常任委員会でもいろいろ意見を言うたですよ。そういうことを含めて意見書を出したらどうかという動きがあるわけで、皆さん方の

賛同が得られれば、総務政策常任委員会が提案者になって議会でそういうものを議決してもらうことも必要じゃないかなと思うんですが、どんなもんかなと思ったんですよ。

○二見委員長 御意見がありましたけれども、何か皆さんから。

○前屋敷委員 必要な大事なことだというふうに思います。やっぱり公共交通機関として、本来JRそのものも責任をとらんといかんけれど、やはり国にも大きな責任があると思うんですよ。やっぱり住民の暮らしも守る、そういった意味では、学生も守っていくわけですから、必要だと思います。

○緒嶋委員 皆さん方が賛同していただければ、意見書の文面等は、またあしたの委員会で皆さん方に諮って、どんなものかというふうなことで進めて、あとは議運にお願いするということが進めたらと思うんですけども、議長はどうでしょうか。

○蓬原委員 おととい、金曜日でしたかね。専務が来ました。その前、個別に常務も来ました。というのは、なぜ常務が来たかというのは、我々には14本ワンマン化すると言っていたんですけど、ところが、マスコミがいろいろ取材で聞いたら、実際20本だったという話で、組織でそんな話があるかと、公的な機関同士の発表でそんなことがあるかということで来られました。やかましく言いました。最後まで私は納得しておりません、というところでお別れしておいたら、この前、金曜日でしたかね。今度は専務が来ました。最初はちょっと私もかっかしたもんだから、私の話も聞いてくださいと向こうが言わないかんぐらい、ちょっと陰悪な状態になりました、いろいろこちらの言い分も言って、やっていることがおかしいということで。そし

て、今おっしゃった3,877億円です。もともと確かに税金です。これを使ったということに対する認識、公共交通機関ということに対する認識、道義的・社会的そういう責任等々あんまりないような感じがしているんで、最後に言ったんですよ。我々が意見書を出すかもしれませんと。後で聞かれると気持ちが悪いでしょうから、場合によっては、まとまったら、我々が国のほうにこれを手持ちで持っていくと。我々のほうの与党の本部のほうにも多分持っていくことになるでしょうと、ここまで言うておきました。

だから、おもしろい話がありまして、常務が来たときに、社是は何ですかと聞いたんです。会社は社是、社訓が大体あるんです。そしたら、返ってきた言葉が、誠実ですと。そういう皮肉な事態もあったりしてきましたけれどね。僕も正直個人的にもかなりやりよっとなすね。それと、公的な交通機関だということについては、あのやりようは絶対おかしいと思っているんで、ぜひいい御提案だと思えますんで、国をもって、国のほうから税金の使い道にチェックを入れていただかないといけないと思います。

○前屋敷委員 どの県にも一言の相談もなかったと言っていました。

○蓬原委員 あれだけの計画をするには、相当綿密なことをやらないと、全九州でいくものですから。経済効果、経費節減効果は幾らですかというのに、わかりませんというわけでしょう。ということは、数字的根拠は何もないんですよ。数字的根拠が。根拠を示さずに理解してくださいと来たって、理解しようがないじゃないですか。だから、次のことがあるから、全部これを許していると、また次は、はい、廃線です、こうしてやってくるわけです。だから、ここはやっ

ぱりちゃんと言っておかないといけないと私は思います。

○二見委員長 ほかはないですか。

○緒嶋委員 特に吉都線がワースト2で、日南線がワースト3なわけですよ。それから、次の段階になれば、このあたりがまた減便とか、最終的には廃線とかいうようなところまで追い込まれるんじゃないかなと思うので、やっぱりここで宮崎県議会としての意思表示は、これだけいろいろと課題のある中では、出しとく必要があると思うとですよ。県議会はもう何も、結果としては国に対しても何もせんかったじゃないかと言われてもいかんと思うからですね。そういうことで進めたらと思いますが。

○二見委員長 よろしいでしょうか。今の御意見を参考にして、またあした意見書案を持ってくるということ。

ほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 何もないようですので、あしたは、午前10時から総合政策部の審査を行うことといたします。

本日は、以上で終了いたします。

午後3時36分散会

平成30年 3 月 13 日 (火曜日)

人権同和対策課長

工 藤 康 成

情 報 政 策 課 長

蕪 美知保

午前 9 時 59 分再開

出席委員 (8 人)

委 員 長 二 見 康 之
副 委 員 長 岩 切 達 哉
委 員 緒 嶋 雅 晃
委 員 蓬 原 正 三
委 員 中 野 一 則
委 員 松 村 悟 郎
委 員 河 野 哲 也
委 員 前 屋 敷 恵 美

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総 合 政 策 部 長 日 隈 俊 郎
県参事兼総合政策部次長
(政策推進担当) 井 手 義 哉
総 合 政 策 部 次 長
(県民生活担当) 鶴 田 安 彦
部参事兼総合政策課長 松 浦 直 康
秘 書 広 報 課 長 横 山 浩 文
広 報 戦 略 室 長 吉 村 達 也
統 計 調 査 課 長 和 田 括 伸
総 合 交 通 課 長 小 倉 佳 彦
中山間・地域政策課長 奥 浩 一
産 業 政 策 課 長 重 黒 木 清
生 活 ・ 協 働 ・
男 女 参 画 課 長 弓 削 博 嗣
交 通 ・ 地 域 安 全 対 策 監
み や ざ き 文 化 振 興 課 長 最 上 川 周 一
記 紀 編 さん 記 念 事 業
推 進 室 長 川 口 泰 夫
米 良 勝 也

会計管理局

会 計 管 理 者

福 嶋 幸 徳

会 計 管 理 局 次 長

中 原 順 一

局参事兼会計課長

青 山 新 吾

物 品 管 理 調 達 課 長

佐 藤 領 子

人事委員会事務局

事 務 局 長

原 田 幸 二

総 務 課 長

佐 野 由 藏

職 員 課 長

原 拓 実

監査事務局

事 務 局 長

奥 野 信 利

監 査 第 一 課 長

門 内 隆 志

監 査 第 二 課 長

福 嶋 正 一

議会事務局

事 務 局 長

甲 斐 正 文

事 務 局 次 長

上 山 伸 二

総 務 課 長

小 田 博 之

議 事 課 長

長 倉 健 一

政 策 調 査 課 長

谷 口 浩 太 郎

事務局職員出席者

議 事 課 主 査

原 田 一 徳

総 務 課 主 任 主 事

日 高 真 吾

○二見委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の概要説明を求めます。

○日隈総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。本日は、総合政策部の

当初予算議案について御審議をどうぞよろしく
お願いいたします。座って説明いたします。

早速ですが、今回の委員会で御審議いただき
ます総合政策部所管の議案等につきまして、そ
の概要を御説明いたします。

お手元にお配りしております総務政策常任委
員会資料を1枚おめくりいただきまして、目次
をごらんください。

今回、総合政策部からお願いしております予
算議案は、議案第1号「平成30年度宮崎県一般
会計予算」と議案第2号「平成30年度宮崎県開
発事業特別資金特別会計予算」の2件ござい
ます。

右側の資料の1ページをごらんいただきたい
と思います。

総合政策部の平成30年度一般会計当初予算額
は、一般会計の表の一番下の合計欄にあります
ように130億9,542万8,000円となり、29年度当初
予算と比較して、5,151万8,000円の増、率にし
ますと100.4%となります。

また、宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
につきましては、その下の表にありますよう
に、1,408万9,000円となっております、前年
度の29年度当初予算と比較して697万8,000円の
増、率にしますと198.1%となります。

これは、当該特別会計の主な財源であります
株式配当金の増額が見込まれておりまして、繰
入金が増額となったことによるものであります。

続きまして、2ページをごらんいただきたい
と思います。2ページからは、平成30年度総合
政策部に関する主な重点施策関連事業の概要を
新規・改善事業を中心に整理しているところで
あります。

来年度は、県総合計画アクションプランの最
終年度に当たりますことから、目標達成に向け

て全力を尽くすとともに、引き続き、中長期的
な視点に立った人口減少への対応や本県の未来
を支える人財育成・確保に係る取り組みなどを
強化していく必要があるかというふうに考え
ております。

このため、左上になりますが、括弧囲みにな
ります。1に書いてありますけれども、「未来を
支える人財育成・確保と中山間地域対策の強
化」、そして、3ページの下ほどになりますが、
括弧囲みになります、2番の「世界ブランドや
文化・スポーツを生かした地域づくりー2020年
に向けてー」の項目、そして、1枚おめくりい
ただいて、4ページの下になりますが、3と打っ
てありますけれども、「地域経済をけん引する産
業づくり」の3つの施策に重点を置き、みやざ
きの更なる飛躍と新たな挑戦をテーマに取り組
むこととしております。

主な事業の詳細につきましては、これから担
当課長それぞれ御説明いたしますので、御審議
のほどよろしくお願いいたします。

次に、6ページをごらんください。

平成30年度の総合政策部の組織改正案でござ
います。全体の内容については、昨日総務部か
ら説明があったかと思っておりますけれども、総合政
策部では、2巡目国体の開催準備を円滑に推進
するために、国体準備課を設置することとして
おります。

私からの説明は以上であります。どうぞよろ
しく御審議のほどお願い申し上げます。

○二見委員長 概要説明が終了しました。

引き続き、3課から4課ごとに班分けして、
説明及び質疑を行い、最後に総括質疑の時間を
設けることとします。執行部の皆様の御協力をお
願いいたします。なお、歳出予算の説明につ
いては、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、

あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いします。

それでは、これより総合政策課、秘書広報課、統計調査課の審査を行いますので、順次議案の説明をお願いいたします。なお、委員の質疑は、3課の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○松浦総合政策課長 総合政策課でございます。当課の平成30年度の当初予算案について御説明をいたします。

お手元の分厚い資料でございます。平成30年度歳出予算説明資料、横書きの資料でございますが、これの11ページをお開きいただきたいと思います。

総合政策課の予算につきましては、一般会計と特別会計、開発事業特別資金特別会計の2つがございます。総額で平成30年度当初予算といたしましては、*8億7,522万7,000円をお願いしております。一般会計につきましては、その下、2行目ですけれども7億7,113万8,000円で、前年度に比べ4,160万円、5.7%の増となっております。

それから、少し下のほうですけれども、特別会計、開発事業特別資金特別会計につきましては1,408万9,000円をお願いしております。前年度に比べ697万8,000円、98%の増となっております。

それでは、当初予算の主な内容につきまして、御説明をいたします。13ページをお開きください。

まず、一般会計でございます。事項ごとに主なところを御説明させていただきます。真ん中あたりの段のところ、(事項)連絡調整費1,409万円でございますが、これは、説明欄にありますように、部の連絡調整や新たな政策立案のため

の政策調整研究などに要する経費でございます。

その下の(事項)総合企画調整費1,483万6,000円でございます。これは、説明欄の1にありますように、全国知事会、九州知事会等の負担金や、2にありますように、主要施策の総合調整、あるいは国への提案要望等に要する費用でございます。

その下の(事項)地方分権促進費354万2,000円でございますが、これは、県内の市町村連携や隣県等との広域連携の推進に要する経費でございます。

ページをおめくりいただきまして、14ページをごらんいただきたいと思います。

一番上の(事項)県外事務所費7,677万2,000円でございますが、これは、説明欄にありますように、県外事務所の運営や維持管理に要する経費でございます。

それから、真ん中から少し下のところの場所ですけれども、(事項)県計画総合推進費4,656万4,000円でございます。説明欄のところにありますが、1の総合計画等管理運営費843万3,000円につきましては、政策評価や県総合計画審議会の開催等に要する費用でございます。

それから、2の県総合計画策定費1,112万4,000円につきましては、アクションプランが平成30年度で終期を迎えますので、新たな計画を策定するものであります。

その下の3、重点施策等推進費712万円でございますが、これは、アクションプランや総合戦略を推進するための調査研究等を行うものであります。

1つ飛びまして、5、地産地消県民運動発信力増進事業の380万円でございますが、これは、県・市町村経済団体が構成しております県民会議

※65ページに訂正発言あり

を推進母体としまして、広い意味での地産地消の情報発信やさらなる展開を進めるものでございます。

その下の6、東日本大震災復興活動支援事業529万2,000円でございますが、これは、被災地や被災者の状況に対応しながら、県内の団体が行う復興支援活動を支援するものであります。

それから、一番下のところですが、㊦8のプロジェクトンマッピングコンペ開催事業1,000万円につきましては、後ほど委員会資料で御説明をいたします。

その下の(事項)エネルギー対策推進費724万7,000円でございますが、主なものとして、15ページの説明欄の2、水素エネルギー利活用促進モデル事業でございます。これは、今年度策定いたします水素に関する構想に基づきまして、普及啓発や利用促進を図るものでございます。

一般会計については、以上でございます。

次に、16ページをお開きいただきたいと思います。

開発事業特別資金特別会計でございますが、この会計は、九州電力の株式配当を原資とする開発事業特別資金を主な財源としております。主な事項といたしまして、真ん中から少し下の段ですけれども、(事項)積立金697万5,000円でございますが、これは、株式配当金のうち、運営費や繰り出し金に充当した後の残金を開発事業特別資金積立金に積み立てるものであります。

それから、その下の(事項)繰出金685万5,000円でございますが、これは、一般会計に資金を繰り出し、当課所管の水素エネルギー利活用促進モデル事業、先ほど御説明いたしました、これに充当するものであります。

特別会計につきましては、以上であります。

続きまして、常任委員会資料で新規事業について御説明をいたします。常任委員会資料の7ページをお開きいただきたいと思います。

新規事業「プロジェクトンマッピングコンペ開催事業」であります。1の事業の目的・背景であります。2020年に本県で開催されます国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭に向けまして機運を醸成するとともに、本県の魅力を県内外へ発信するため、神話等をテーマとしたプロジェクトンマッピングの国際大会を開催したいと考えております。

2の事業の概要であります。1の予算額につきましては1,000万円、それから、3の事業期間につきましては、平成30年度の単年度としております。4の事業の内容であります。1の国際コンペティションであります。これは、1分から2分のプロジェクトンマッピングの作品について、世界一を競う国際大会「1 minute Projection Mapping」を誘致して開催をするものでございます。

2といたしまして、関連のイベントでありますけれども、コンペに関連しまして、メディアアート作品展、あるいはプロジェクトンマッピングの講座等を開催したいと考えております。

3の事業効果であります。2行目のところからありますように、県民が気軽に新しい芸術文化に触れる機会を創出するとともに、国際コンペの作品等を活用しまして、本県の神話をテーマとした観光プロモーションにもつながっていくのではないかと考えているところでございます。

総合政策課については、以上でございます。よろしく願いいたします。

○横山秘書広報課長 秘書広報課の当初予算に

つきまして御説明をさせていただきます。

歳出予算説明資料、分厚い資料でございますが、こちらの17ページをお願いいたします。

秘書広報課の一般会計当初予算額は4億7,616万7,000円でございます。平成29年度当初予算と比較しまして257万9,000円の減、率にしまして約99.5%となっております。

19ページをお願いいたします。

主な内容を説明いたします。中ほどの(事項)秘書業務費3,642万1,000円でございます。これは、知事、副知事の活動経費でありますとか、秘書・栄典業務に要する経費でございます。

次に、その下の(事項)広報活動費2億1,418万4,000円でございます。これは、各種の広報媒体を活用しまして、県政全般の広報活動を行うための経費でございます。

事業内容でございますけれども、まず、説明欄の1、印刷広報事業4,821万9,000円は、県の広報誌でございます「県広報みやぎ」を年6回、市町村の自治会組織などを通じて県民の皆様に配布するものでございます。

2の新聞広報事業7,008万2,000円は、新聞の紙面を使いまして、毎月2回の「県政けいじばん」ですとか、随時の広告を掲載しまして、広く県民の皆様に県政に関する情報提供を行うものでございます。

3のテレビ・ラジオ放送事業7,219万4,000円は、テレビ2局とラジオ2局で県政番組を制作、放送するものでございます。

4の県ホームページ情報発信事業890万7,000円及び5の県ホームページ魅力発信・充実強化事業798万円は、県のホームページ運用に係るヘルプデスクの設置や、システムの保守・管理を行い、利用者にとってわかりやすく使いやすいものとなるよう工夫しながら適時・的確で効果

的な情報発信を行うというものでございます。

6の「楠並木ちゃんねる」情報発信力強化事業56万3,000円は、ホームページにおきまして、さまざまな県政情報を動画で発信しますとともに、職員向けに広報に係るスキルアップのための研修を行うものでございます。

7の広報活動事業623万9,000円は、取材や番組ロケなどの各種広報活動、機材の整備等に要する経費でございます。

20ページをお願いいたします。

(事項)広聴活動費113万9,000円でございます。これは、県民の皆様の御意見をお聞きし、県政に反映させるために、知事とのふれあいフォーラムですとか、電話やメール等によります県民の声事業などを実施するための経費でございます。

次に、(事項)県政相談費451万7,000円でございます。これは、県庁本館1階の県民室のほか、各総合庁舎や西白杵支庁に10カ所設置しております県政相談室の運営ための経費でございます。

当初予算につきましては以上でございますけれども、決算特別委員会で御指摘のございました事項につきましては、広報戦略室長から説明をいたします。

○吉村広報戦略室長 別冊の資料、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況をお願いいたします。3ページになります。

個別指摘要望事項におきまして、②広聴活動について、県民の意見等を的確に把握し、県政に可能な限り反映させるという積極的な姿勢で取り組むこととの御指摘をいただいております。このことにつきまして、社会環境の変化やそれに伴う県民ニーズの多様化・複雑化、また、厳しい財政状況にある中で、県政の重要課題に的確に対応していくためには、県民の方々の声を

十分に踏まえて県政運営を行うことが重要であると考えております。

このため、引き続き、知事とのふれあいフォーラムや県民の声事業などを通して、県政に対する県民の方々の御意見を直接伺い、課題に対する認識や対策が適切であるか確認を行いますとともに、不十分な点につきましては、関係部局と連携を図りながら、県民の方々の御意見を踏まえ、新たな対応を検討するなど、県政に可能な限り反映するよう積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○和田統計調査課長 統計調査課の当初予算案につきまして御説明をいたします。

分厚い歳出予算説明資料の21ページをお願いいたします。

統計調査課の平成30年度の当初予算額は、総額3億5,088万6,000円で、平成29年度当初予算と比べますと1,631万5,000円の増、率にいたしまして4.9%の増となっております。

それでは、当初予算の主な内容につきまして御説明いたします。25ページをお願いいたします。

まず、上から2つ目の(事項)住宅・土地統計調査費でございます。6,460万8,000円につきましては、ことし10月1日現在を調査日として実施いたします住宅・土地統計調査のための経費でございます。この調査は、5年ごとに行います周期調査でございます。住宅や土地の所有状況、利用状況等について調査を行いまして、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としてございます。

次に、その下の(事項)漁業センサス費1,450万3,000円につきましては、ことし11月1日現在を調査日として実施いたします漁業センサスの

ための経費でございます。この調査も、5年ごとに行う周期調査でございます。漁業の種別や漁船の隻数、操業日数等について調査を行いまして、水産行政諸施策の基礎資料を整備することを目的としてございます。

統計調査課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○二見委員長 各課長の説明が終了しました。議案について質疑はありますか。

○松浦総合政策課長 済みません。先ほどの御説明の中で数字の言い間違いをしておりましたようでございますので、訂正をさせていただきます。

分厚い歳出予算説明資料の11ページをお開きください。

総合政策課の予算の総額につきまして、8億云々というふうなことで申し上げておりました。訂正をさせていただきます。総合政策課の当初予算合計額が7億8,522万7,000円、それから、一般会計につきまして7億7,113万8,000円ということでございます。申しわけございません。訂正をさせていただきます。

○二見委員長 質疑はないですか。

○緒嶋委員 14ページ、それぞれ県外の事務所に派遣しておる職員の数はどのくらいになっておるわけですか。

○松浦総合政策課長 人員としては、ことし1月1日現在の構成になっておりますけれども、東京事務所のほうで予算として県が負担をしている職員数が、省庁派遣等も含めましてですけども36名となっております。それから、大阪事務所につきましては8名となっております。福岡事務所につきましては8名という状況でございます。

○緒嶋委員 この数以外に市町村から派遣され

ている数はわからんかな。

○松浦総合政策課長 県外事務所のほうに、今、市町村から派遣をしていただいている職員がいますけれども、東京事務所が現時点で2名となっております。それから、大阪事務所、福岡事務所についてはそれぞれ1名ずつというふうな状況でございます。

○緒嶋委員 その市町村の名前はわからん。

○松浦総合政策課長 東京事務所が、都城市と延岡市が1名ずつ、大阪事務所が、川南町が1名、それから、福岡事務所が、新富町が1名となっております。

○緒嶋委員 新規事業のプロジェクトマップコンペ、これはまだちょっとイメージがよくわからんけれど、期間も30年度と書いてある。これ大体、どういう形のイベントになるわけですか。

○松浦総合政策課長 国際的プロジェクトですから競技大会なんですけれども、まず、そのプロジェクトマップと申しますが、建物とか、そういう場所に映像を映し出す技術がありまして、そういった場所に合わせて映像を映し出す。その中身について、その技術なり作品のでき上がりというのを競技するというふうな国際大会がありまして、それを本県で開催をしてもらおうということでございます。今年度につきましては、長崎県のハウステンボスで3月に行われることになっておりますが、期間から申しますと、本県で開催されるのは、その年度の後半ぐらいになってくるのではないかなというふうには思っているところでございます。おおむね30カ国とか、それぐらいの参加があるということでございますので、規模的にはそれなりの大会ではないかなというふうに考えているところでございます。

○緒嶋委員 その映像を映し出す場所はどこになるわけ。

○松浦総合政策課長 そういう場所につきましては、実際に場所決めとかしていくのが、この競技大会の実際の事務局になっておりますそのプロジェクトマップ協会というところがあるんですけれども、そちらのほうで決めていただきますので、まだその最終的な決定はしていない。これから調整を最終的にしていくということになります。

○緒嶋委員 それと、15ページの水素エネルギー利活用促進モデル事業、きのうも総務部のほうで話があったんですが、これの内容をもう少し詳しく説明してください。

○松浦総合政策課長 水素エネルギーにつきましては、短期的な目標ということではなくて、10年、20年先の社会を見据えて、水素をエネルギーの柱の一つとして使っていくような社会にしていこうというようなことで、国も基本戦略を立てて取り組んでいく、本県も、今年度構想をつくって取り組んでいこうというものでございます。その構想の主な柱立てとしましては、まずは普及啓発でありますので、こういうようなエネルギーの使い方がありますよというようなところをまずやっていく必要があると思っております。

それから、一般的な普及というか、使っていくものとしてエネファームというものがもう既にできておりますので、その普及啓発のための補助制度をどうするかという話はあるんですけれども、そういったものを少し考えていきたいということ。それから、特に水素関係の燃料電池自動車でありますけれども、そういったものももう市販をされ始めてきておりますので、そういったものを普及させていこうとすると、

当然水素のステーションというのが必要になってまいります。まだ国のほうでも、全国一律にそういったステーションを置いていこうという状況ではありませんので、国の状況を見ながらではありますけれども、経済界の皆さんと、どういふふうな形で設置していったらいいのかという研究、あるいは国の要望といったところを進めていく形になりますので、予算の内容としては、普及啓発、それから、何らかの形で水素を使えるようなエネファームなり、そういったものへの補助制度といったものをつくっていききたい。来年度については、そういうふうな形でやりたいと思っております。

○緒嶋委員 福岡県は、この水素産業を振興しようというプロジェクトもあるわけですが、そこまで将来を見通した場合、やっぱり水素というのがいろいろな意味で生活の中心にもなるんじゃないかなという、エネルギーとしては。そういう場合に、そこまで当てる、考えるというところまではまだいっていないわけですね。

○松浦総合政策課長 まず、福岡県の場合は、それぞれ製鉄の工場でありますとか、そういったところの工場の過程の中で水素がかなり出てくるというふうな条件がございます。ですので、水素そのものは、現状でもそれなりの量が確保できますので、少し条件が違うのかなと。

本県の場合は、例えば、太陽光の発電をした余剰電力というのがかなりありますので、そういったものを使った形で、水素のエネルギーとして転換しておけないだろうかとかいうような研究開発というのは、宮崎大学のほうでも進めようとしておられますので、そういった状況を見ながら考えていくことになるのかなと。事業化するという目線では、まだ少し遠いのかなと思っているところでございます。

○緒嶋委員 将来を考えた場合には、福岡と競争するという意味は別にして、やはり産業としての裾野が広がるんじゃないかなという気がするのですが、将来を見越してやはり考えるというのは必要じゃないかなという気がしますので、十分研究していただきたいと思っております。

○蓬原委員 20ページの広聴活動、知事フォーラム、具体的に何回どこでというふうなことがあれば教えていただきたいのと。きのう市町村課でしたか、県・市町村連携推進事業ということで、知事と首長だったり、職員さんだったり、いろいろなことをやっておられるわけですが、市町村課の場合は行政相手ということでしょうか。この場合は一般の人ということなのかなと、そこの違いとか、すみ分けとか、あるいは連携とか、そのあたりどうなっているのかお聞かせください。

○吉村広報戦略室長 知事とのふれあいフォーラムにつきましては、29年度は、トータルで10回実施をしております。内訳を申しますと、知事が市町村に出向いて意見交換を行います、いわゆる地域版と呼んでいますが、これが5回、あと特定の分野の方に集まっていただいて、特定のテーマで意見交換を行う分野版と呼んでおりますが、これを5回、合わせて10回実施しております。30年度につきましても10回から12回、それぞれ同数程度実施をする予定にしております。

地域版につきましては、地域住民の方から県政や地域の課題につきまして、自由に御発言をいただきまして、それを受けて知事が自分の考えを述べるというようなスタイルでやっております。分野版につきましては、それぞれ特定のテーマについて関係者の方に集まっていただいて、特定のテーマに限定する形で意見交換を实

施しているところであります。

○蓬原委員 この地域版については、手挙げ方式ですか、それとも、県庁のほうからここここでやるというふうに指定して開催するということですか。

○吉村広報戦略室長 市町村の選定につきましては、今、年度で大体五、六回にしておりますので、なるべく26市町村満遍なく回れるように順番に、こちらで選定して、市町村にお声かけをして、対応可能なところに行かせていただいているという状況です。

○蓬原委員 分野版という意味では、29年度の場合はどういう主だったものがあつたのか。

○吉村広報戦略室長 分野版5回のテーマを申し上げます。1回目が建設産業の魅力と若手技術者の活躍ということで意見交換をしております。2点目、世界ブランドを生かした地域づくりということで、ユネスコエコパーク、あと世界農業遺産に認定された地域の方々にお集まりいただいて意見交換をしました。3点目、未来へつなぐ美しい宮崎づくりということで、今年度、県土整備部のほうで美しい宮崎づくり条例ができましたので、それに基づいて活動をされている方々に集まっていたいただきました。4つ目がワークライフバランスというテーマで、ワークライフバランスの充実が今言われておりますので、企業の代表者、あと企業の総務管理者等に集まっていたいただいて、それぞれの取り組み等について意見交換を行いました。

5点目が、子育てをするなら宮崎ということで、子育て支援施設の運営者、あとそれを利用されているお母さん方に集まっていたいただいて、意見交換をいたしました。

○蓬原委員 これに参加された方々の、延べの人数は何人か。

○吉村広報戦略室長 地域版につきましては、市町村に20名から30名の方を通常選定をさせていただいております。分野版につきましては、1回につき10名程度お呼びをしております。29年度は10回で181人の方に参加をさせていただいております。

○蓬原委員 わかりました。

○岩切副委員長 14ページの東日本大震災復興活動支援事業は、県内団体の復興支援の活動に対する支援だと伺ったんですが、529万2,000円ということで。具体的に、先日もちょうどその時期だったんですが、どのような活動に対応されているのかをお聞かせください。

○松浦総合政策課長 今年度につきましては、3団体の活動を支援しております。まず、1つ目のところは、食と文化を通じて支援をしようというようなところでございまして、ここは、特定非営利法人の宮崎文化本舗でありまして、気仙沼の魚を食べようということで。なかなかそういったところが進まないことがありまして、そういったところについて学校給食で使えないかとかいうような取り組みをしていただいたりとか。現地で地域づくりのために、やっぱりみんなが集まる場所が必要ではないかということで、映画館というか、そういったものを地元の中につくって人が集まれるような場所をつくっていかうというような取り組みがされております。

それから、次のところとして、メディア・リテラシー市民研究フォーラムというところがありますけれども、ここにつきましては、特に大学生とかが、現地に地域活動の支援に行つて、実際の今の状況を見ながら、復興のためにどういったことが必要なのか、被害が、被災があつたときにどういったことが必要なのかというの

を現地で学ぶことも含めて、若者を派遣しているという活動でございます。

それから、もう一つですけれども、うみがめのたまごというところがございます。これは、大震災以後、遠く全国に避難をした方々、特に宮崎に避難をした方々の支援というふうなことで活動されておまして、現在になりますと、そろそろもう帰還をするのか、あるいは、こちらのほうにやっぱり定住をするのかというような段階にある方々もかなりいるということで、帰還をする方々については、現地にどういう形で帰還をしていったらいいのかというようなところのネットワークをつくっていったりとか、こちらのほうでやはり定住をしていこうというふうな方々については、そういった集まれる場所をつくって、皆さんの情報交換ができるような場所をつくっていくと。そういった活動についての支援をしているということでございます。

○岩切副委員長 ありがとうございます。よくわかりました。

もう一点、19ページのホームページの問題なんですけれども、ホームページの作成なんですけど、使いやすさだとか、見た目、見栄えとか、あと情報を抽出する方法、そういった面について、若干工夫が必要なのかなと時々感じておまして、PDFがよく使われているんですけれども、丸ごとぺたっと張りつけていらっしゃる。なかなかとりにくいんです。活用を制限されてらっしゃるかもしれないなと思ながら我慢しているんですけれども。他県のホームページだと、データがそのままエクセルとかでとれる場合も多くて、活用の程度においては若干難しさが残るなと思うんですが、そのあたりの県の広報媒体としてのホームページのありようについて、バージョンアップしようとか、比較検討し

ていこうとかいうような動きとかあるんでしょうか。

○吉村広報戦略室長 ホームページの管理につきましては、先ほど秘書広報課長のほうから2事業あるという御説明をさせていただきました。19ページのほうの4の情報発信事業では、専門業者にヘルプデスクという形で、作成の支援とか、専門的なアドバイスをしていただける方を1名雇って、職員が使いやすいように、指導等を行っていただいているところです。

2つ目のほうの魅力発信・充実強化事業、こちらのほうが、ホームページのシステムの賃借料、あと保守管理料となっております。これは、31年12月までの5年間の債務負担行為を設定して、契約を結んだ上で、システムの賃借と保守管理を行っていただいております。

したがいまして、ホームページを大きくバージョンアップするとか、大きな改正をするとなると、5年ぐらいの節目ごとでやっているというのが実情ですが、簡単な修正等については、随時要請があれば、なるべく使い勝手がいいように改正したりとか、あと見た目をよくしたりということにつきましては、できる範囲で行っているところです。

今後とも、ホームページについては、県民の方が見やすく、なおかつ使いやすい、そして、今、委員から指摘があったように、データの抽出等もやりやすくなるように、御意見を踏まえて、検討をしていきたいというふうに考えております。

○岩切副委員長 ありがとうございます。県民にお知らせをする際、ポンチ絵を引き出して広報したいなというときに、もうほぼ取り出せないの、何とかならんかなと勝手に思っていました。

別問題になるんですけれども、ちょっとルールがわかっていないところがあるかもしれませんが、国体準備課が設置されるということなんです。予算とかは、ここでは説明を受けることはないのでしょうか。

○松浦総合政策課長 国体の関連でいきますと、現在は教育委員会のほうに準備室がありますので、そちらで予算の関係については、議会のほうにお諮りをするという形になっておりますので、済みません、この委員会の中では出ておりません。

○岩切副委員長 わかりました。ありがとうございました。

○二見委員長 水素で前回いろいろ課題があったところでも、ことしも新しくまた取り組みをお願いしたいなというのがあるんですけれども。確認したいのは、この原資となる開発事業特別資金特別会計のほうで、今度はちょっと配当が多目に見れるんじゃないかというお話だったんですけれども、七、八年前ぐらいのときにはもう配当なしという時代もあったと思うんですが、ここ数年のその資金の配当の推移というのはどのようなになっていましたか。

○松浦総合政策課長 平成27年度までは、配当がございませんでした。28年度につきましては、株式全部で70万株ぐらいあるんですけれども、1株当たりで5円の配当がありまして、350万ぐらいだったと思います。それが28年度です。29年度につきましては、1株当たり25円というふうなことでありますので、1,700万ぐらいの配当が一応あるということになります。来年度につきましては、1株当たり20円ぐらいで一応現時点では見積もっておりますので、そういう形での金額でお願いをしているところでございます。

○二見委員長 以前、この配当については、九

電ダムの株式だったと思うので、この使い方についての指摘があったとも思うんです。今回、新しく水素利用のエネルギー開発にも必要なんでしょうけれども、そういうダムとかが設置されている上流地域に対する、いわゆる森林資源の確保というか、環境の保全とかにも使うようにというふうな話もあったと思うんですが。限られた今の資金の中でやっていくのは、もう非常に割り振りというのは難しいんでしょうけれども、やはり、そういうのも一応視野に入れてこういう事業に取り組んでいくという考えで進めていらっしゃる認識してよろしいんですか。

○松浦総合政策課長 御指摘のように、この資金そのものにつきましては、戦前にこういう地域のダムが国のほうにというふうなことがありまして、その後、それらの施設が九州電力に譲渡をされまして、そこの返還運動をしたんですけれども、結果として、株式という形で県のほうに入ってきたこととなります。そのもともとの考え方として、小丸川関係の総合開発事業というものをもともとメインとして行っていたということでありまして、この事業そのものにつきましては、昭和41年か2年ぐらいに終了しておりますので、その後についての取り扱いにつきましては、その時々状況に応じてではあるんですけれども、基本的にこういう地域があったということは、頭に置きつつ考えていく必要があるところが1点ございます。

最近でありますけれども、やはり、この株式そのものが九州電力のものであるというふうなこと、それから、新エネルギーについては、先々を見据えた取り組みが必要なんですけれども、そこがなかなか難しい状況もあるものですから、そういったところを踏まえながら、少し先を見た形で、新エネルギーの普及啓発も視野に入れ

ながら考えていこうというふうなことを審議会の中で御決議いただいたところでございます。

平成28年の中では、配当がなかなかそれまでのとおりは来ないという状況もあったもんですから、そういう配当の状況を見ながら、その事業の規模等についても考えていきましょうというような流れで今来ているところでございます。全体的な金額がふえたとは言っても、まだ十分ではないという状況がありますので、現時点では、新エネルギーの水素のところを充当していこうと今なっているところでございます。

○蓬原委員 統計調査課の26ページの統計データ地域分析事業費、金額は96万4,000円だったんですけれども、分析事業というのをやっておられます。要は統計を何のためにとるかということ、当然そのデータを生かして、将来を見越し、そのためのいろいろな政策を打ったり、その傾向を知ってということだろうと思うんですが、この分析事業というのは、具体的にどういうこと。もう金額にしたらちょっと小さいなとも思うんですけれども、具体的に教えていただけるとありがたい。

○和田統計調査課長 この統計データ地域分析事業につきましては、平成29年度の新規事業ということで認めていただき、今年度行ったものにつきましては、宮銀の経済研究所というところがございます。そこと共同で企業動向アンケートを、4回ほど今実施しております。それと、分析に精通しました外部講師を課内職員の資質向上という観点からお呼びしまして、研修を行っております。

それと、大学と連携した調査分析ということで、宮崎大学との連携で、宮崎大学の教授、学生との意見交換を行ったり、あるいは宮崎大学が実施しました就職に関するアンケート調査結

果とか、そのあたりの提供を受けての分析を行ったりとかやっております。

あともう一つは、九州関係団体からの情報収集ということで、九州経済産業局、あるいは宮崎財務事務所、宮崎労働局、そして、日銀の鹿児島支店、宮銀さんということで、四半期に一度集まっていたきまして意見交換を行って、今どういう状況にあるのかお互いに意見交換をしたところがございます。以上のような取り組みをやってきたところがございます。

○蓬原委員 委員会でもその他報告事項か何かでその分析結果については、御報告いただけるんですか。

○和田統計調査課長 3カ年の事業となっておりますけれども、29年度やった取り組みではまだそこまで行き着いていないというのが現状でございます。

○蓬原委員 大事な事業だと思いますので、統計をとって、それをどう分析して将来にどう生かしていくかということだろうと思いますから、それはまた出た時点で、我々もどういう結果が出て、どういう分析が、評価があるのか、しっかり期待しておきたいと思いますので頑張ってください。

○二見委員長 ほかがございませんか。

○前屋敷委員 秘書広報課の20ページですけれども、県政相談費ですが、県内10カ所に窓口があつて、いろんな相談を受けるということのようですが、この相談の受け方は、窓口直接住民の皆さんがおみえになって相談をされるのか、投書でされるのか、どういう形になっているのでしょうか。

○吉村広報戦略室長 出先の県政相談につきましては、県の出先機関、県内10地区に県政相談室ということで、県民の方が直接訪れていただ

ければ、相談に乗れるスペースを確保して相談の受付をしているところです。県政相談担当職員ということで、串間と西都を除く8地区につきましては、出先機関内にある県税・総務事務所の総務事務センターの長が委嘱を受けて、県政相談担当職員として対応しております。串間と西都、あと都城と延岡の4地区には、非常勤職員として、県政相談員を各1名配置をしております。あわせて、県政相談の受付等も行っております。あわせて、本館1階に県民室を設けておりますが、そこに県政相談員2名配置をして、来客時に県政相談等の対応をしております。

○前屋敷委員 年間どの程度の御相談が全県であるものなのでしょうか。

○吉村広報戦略室長 まず、本館1階にある県民室につきましては、相談、苦情、要望、紹介、案内も含めまして、28年度は1,307件ございました。出先機関につきましては、28年度同様に1,624件ほど案内等を行っております。

○前屋敷委員 かなりの件数、相談にみえたりということのようですが、解決に至るといいますか、方向性が見えるようないろんな事例があるんだと思うんですけど、どのような状況ですか。

○吉村広報戦略室長 県民室とか県政相談室に来られる方の相談内容の大部分が、案内とか、これこれこういう手続はどこでできますかとか、そういう相談に来られる方がほぼ8割、9割程度でして、実際いろんな個別の相談とか個別の苦情、要望というのはそれほど件数があるわけではありません。

ただ、そういう案件があった場合は、それぞれ担当している所管部署に話をして、それぞれの所管部署が対応しているというような状況でございます。

○前屋敷委員 本館でいえばインフォメーション的な役割を果たすところが大きいところですね。そういう部署は必ず必要なんだろうけれど。状況はわかりました。

○二見委員長 よろしいですか。それでは、以上で第1班の審査を終了します。

次に、第2班として、総合交通課、中山間・地域政策課、産業政策課の審査を行いますので、順次議案の説明をお願いいたします。

○小倉総合交通課長 総合交通課の当初予算につきまして御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料の27ページをお開きください。

総合交通課の平成30年度の当初予算額は、左から2列目にありますように、総額で8億8,393万1,000円でございます。これは、平成29年度当初予算と比較いたしますと1億7,516万3,000円の減、率にしますと16.5%の減となっております。

それでは、当初予算の主な内容につきまして御説明をいたしますので、29ページをお開きください。

中ほどの(事項)広域交通ネットワーク推進費でございますが、こちらが3,467万6,000円あります。このうち説明欄4、改善事業の「宮崎県物流強化推進事業」ですが、*2,437万7,000円あります。これは、本県経済の牽引役である誘致企業等への支援強化などによりまして、県内港湾等への荷寄せを促進し、海運・鉄道的大量輸送能力を生かした効率的な物流の維持・充実に努めるものです。

次に、説明欄5の宮崎県長距離フェリー航路利用活性化支援事業の512万4,000円ありますが、これは、航路の利用促進、PR支援等を目

※80ページに訂正発言あり

的とする宮崎県長距離フェリー航路利用促進協議会を通じて、旅客の団体利用を喚起するなどの利用促進事業を図るものです。

次に、(事項) 地域交通ネットワーク推進費3億3,664万円であります。このうち、説明欄1の地方バス路線等運行維持対策事業の2億9,713万4,000円ですが、これは、国や市町村と連携しながら、地域住民の生活に必要なバス路線の維持を図るために、運行費等の補助を行うものであります。

次に、説明欄2の改善事業「地域公共交通ネットワーク最適化事業」の628万7,000円ですが、これは、地域の生活を支えるバス路線の維持を図るために、地域の実情に応じて車両の小型化を行う事業者ですとか、バス乗り方教室など利用促進活動、コミュニティバスなどに転換等を行う市町村等を支援するものであります。

説明欄3の新規事業「地域公共交通生産性向上促進事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で別途御説明いたします。

次に、説明欄4、離島航路運航維持対策事業1,012万2,000円ですが、これは離島航路は本土と離島を結ぶ唯一の交通手段として住民にとって必要不可欠なものでありますことから、国や地元自治体と連携して、離島航路を運航する航路事業者に補助を行うものであります。

次に、説明欄5の地域鉄道維持・活性化支援事業464万円あります。これは、路線の維持や沿線の活性化を図るために、みずから地域の鉄道を守り育てていく意識の醸成、乗車人員の増加に向けた沿線の利用促進協議会等の取り組みを支援するものであります。

説明欄6の新規事業「地域鉄道利用促進強化支援事業」につきましても、後ほど別途常任委員会資料で御説明いたします。

30ページをお開きください。

次に、(事項) 航空交通ネットワーク推進費9,095万1,000円であります。まず、説明欄1の「みやぎの空」航空ネットワーク活性化事業6,257万1,000円でありますけれども、こちら官民で構成されます宮崎空港振興協議会を通じまして、国際線を運航する航空会社に、運航経費の一部を補助するとともに、航空会社と連携した利用促進キャンペーン等を実施するものであります。

次に、説明欄2の直行便でひとつ飛び！みやぎ国際線活性化事業でございます。2,838万円ありますけれども、同様に、宮崎空港振興協議会を通じて、グループでの渡航に対する支援ですとか、パスポートの取得支援などによりまして、県民の渡航拡大を図って、それから、航空会社に対するトップセールスなどを行うことで、路線の維持・充実を図っていくものであります。

次に、(事項) 高千穂線鉄道施設整理基金事業費1億3,705万円あります。こちらは、旧高千穂線の不要施設の撤去に要する経費でありまして、県と沿線自治体とで基金積み立てを行うとともに、施設の撤去に係る沿線自治体への補助等を行うものであります。うち基金管理事業につきましては、毎年度の基金への積立金、これは県と市町村分でありまして、基金補助事業につきましては、施設撤去等に対する補助事業です。

なお、30年度は、昨年度と比較しまして1億7,147万3,000円の減額となっております。これは、昨年度延岡市において、補正の審査のときにも御説明させていただきましたが、規模の大きい2つの橋梁の撤去を実施していたためでありまして、平成30年度、つまり来年度におき

ましては、土木工事、橋梁撤去工事に関しましては、主なものがございませんで、工事に関する事前の設計ですとか、トンネルの坑口封鎖など、余り金額としては大きくないものが計上されております。一方で、基金の積み立てに関しましては、これは毎年度ほぼ同額の基金管理事業に積み立てておりますので、こちらは前年と同額というふうになっているところでございます。

最後に、(事項) 運輸事業振興費 1億8,500万7,000円であります。これは、県バス協会、県トラック協会が行う交通安全対策、利用者の利便性を図るための事業等を支援するというものであります。

続きまして、主な事業につきまして御説明いたしますので、お手元の常任委員会資料の8ページをお開きください。

新規事業の地域公共交通生産性向上促進事業であります。

まず、1、事業の目的・背景ですけれども、路線バスを初めとする地域公共交通の輸送人員が、人口減少、少子化等の影響によって減少しておりまして、交通事業者の努力だけでは路線の存続が困難な状況にあるということになっております。このため、地域公共交通網の維持・確保を図ることを目的に、国の貨客混載に関する規制緩和を活用しまして、生産性向上に取り組む交通事業者等を支援するものであります。

事業の概要、2番をごらんください。予算額は983万2,000円、財源は、県営電気事業みやざき創生基金を活用いたします。事業期間は平成30年度の単年度事業となっております。

事業内容でございますが、1つ目が、過疎地域で新たな貨客混載の仕組みを構築するための検討会を開催するものでありまして、交通事業

者・物流事業者、行政、それから、有識者等によって構成し、年4回程度開催するということを予定しております。

2つ目でございますが、検討会で立案されました取り組みの実証運行を実施するものでありまして、結果分析、課題検証を通しまして、県内各地への展開が可能な事業モデルの構築を図るというものであります。

実証運行につきましては、資料の右側9ページの下段、実証運行イメージをごらんいただきたいと思いますが、こちら簡単なイメージでございます。都市部の物流営業所から過疎地域の集落拠点までを路線バスやトラックなどで貨物を運び、そこから個別の集落から先のお宅まで、いわゆる末端輸送でありますけれども、ここに対してタクシーやコミュニティバス、こういった交通網での空き時間を有効活用いたしまして、貨物を輸送し、どのような品目、物流の輸送ニーズがあるとかを調べながら、実際にビジネスベースに乗るにはどうしたらいいのか、ルート設定、品目としてはこういったものを運ぶのか、こういったものを検証していきたいというふうに考えております。

事業効果といたしましては、8ページの下にありますとおり、地域公共交通の生産性向上を促進することで、将来にわたって持続可能な地域公共交通網の形成が図られるとともに、末端部の輸送を公共交通が担うことで、過疎地域における物流サービスの持続可能性を高めるものであります。

続きまして、11ページをお開きください。

新規事業、地域鉄道利用促進強化支援事業でございます。

まず、1番の事業の目的・背景でございますが、吉都線及び日南線の利用状況が低迷してお

ります。大幅な減便等のダイヤ改正も予定されているというところであります。このような中、両路線の維持を図るため、地域外からの需要を掘り起こす即効性のある取り組みを支援するとともに、地域鉄道応援団、これは仮称でございますが、こういった方々を募集して、今後の利用促進のあり方等を検討するものであります。

2番の事業の概要をごらんください。予算額につきましては862万5,000円であります。全額、一般財源で、事業期間としては、平成30年度から3カ年度というふうに考えております。

4の事業内容ですが、1つ目は、吉都線及び日南線の地域外からの需要を掘り起こす、即効性のある取り組みを行う協議会等に対して支援を行うというものでありまして、具体的には、地元の食を生かしたレストラン列車の企画ですとか、クルーズ船の乗客を対象としたツアーの企画等を検討しております。

2つ目、地域鉄道応援団につきましては、両路線ごとであります。有識者等を募集、選定しまして、将来にわたってより効果的な利用促進のあり方をどうすべきか、あとはその利用促進の費用負担のあり方、こういったものを検討するものでありまして、それぞれ活用して、将来のあり方を検討していきたいというものであります。

事業効果といたしましては、そういう即効性のある取り組みを行うことで、沿線自治体、JR九州とも連携を図りながら、将来にわたって、両路線の輸送密度の可能な限りで、維持・増加を図っていく、路線の維持、存続に寄与したいというものであります。

総合交通課の説明は以上であります。

○奥中山間・地域政策課長 それでは、中山間・地域政策課の当初予算について御説明いたし

ます。

お手元の平成30年度歳出予算説明資料の31ページをお願いいたします。

当課の平成30年度当初予算額は5億9,947万9,000円であります。平成29年度当初予算と比較いたしますと1,034万6,000円の増、率にいたしまして約1.8%の増となっております。

それでは、当初予算の主なものについて御説明いたします。33ページをお開きください。

ページの中ほどの(事項)中山間地域活力再生支援費1億5,920万円ですが、これは、中山間地域に対する重点的、総合的な支援に要する経費であります。主なものといたしまして、説明欄7の持続可能な地域づくり応援事業であります。これは、地域が自立した持続可能な仕組みを構築するため、市町村と地域が一体となった地域づくりの取り組みを支援するものであります。

説明欄8の新規事業「地域資源ブランド強化促進事業」ですが、これは、全県的な宝であります県内各地の地域資源ブランドにつきまして、関係機関相互の情報共有を図り、各ブランドが一体となった情報発信や多角的なブランド活用策を展開することによりまして、世界ブランドのみやぎづくりを進めるものであります。

説明欄9の新規事業「広げよう!「宮崎ひなた生活圏」形成促進事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、一番下の(事項)過疎対策等推進費368万円、これは、過疎地域活性化対策等の推進に要する経費であります。

34ページをお願いいたします。

(事項)ふるさとづくり推進事業費889万5,000円、これは、地域の特性を行かした魅力あるふ

るさとづくりの推進に要する経費であります。

次に、(事項) 地域活性化促進費7,835万3,000円、これは、地域活性化の推進に要する経費でありまして、このうち、説明欄3の宮崎縣市町村間連携支援基金事業につきましては、県内の市町村が連携して行う地域課題の解決の取り組みを支援し、各地域の広域的な活性化を促進するものであります。

また、説明欄5の新規事業「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入基盤整備支援事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項) 移住・定住促進費4,937万5,000円、これは、本県への移住等の促進に要する経費であります。

それでは、35ページをお願いいたします。

次に、(事項) エネルギー対策推進費1億6,635万6,000円、これは、水力発電施設等の所在する市町村に対し、地域活性化事業等への交付金を交付するものであります。

次に、(事項) 土地利用対策費3,378万5,000円、これは、土地取引の規制等、国土利用計画法の適正な運用に要する経費であり、このうち、説明欄4の地価調査費であります。一般の土地取引の指標などに活用していただくため、県内全市町村において行う基準地点の標準価格の調査及び結果の公表に要する経費であります。

続きまして、当課の主な新規事業について御説明いたします。お手元の常任委員会資料の12ページをお開きください。

まず、広げよう！「宮崎ひなた生活圏」形成促進事業であります。

1の事業の目的・背景といたしましては、少子高齢化と人口減少が進行する中、地域の実情に応じた住民主体の新たな取り組みへの支援等

を通じまして、中山間地域等に安心して住み続けられる仕組みづくりを促進するものであります。

2の事業の概要であります。予算額は2,662万8,000円、財源は地方創生推進交付金を活用することとしており、事業期間は平成30年度の単年度事業であります。

事業内容であります。まず、①地域活性化カルテ(仮称)でございますが、これの構築につきましては、住民みずから地域の課題を共有し、将来について話し合いを進めていくことができるように、地域人口の分析等を行うシステムを構築するものであります。

また、②地域課題解決に向けた住民主体の持続的な取り組みのモデルづくりにつきましては、住民みずからによる地域戦略の策定や取り組み体制づくり、生活サービス維持や所得の向上等のモデルとなる取り組みを支援するものであります。

次に、③中山間地域フォーラムの開催につきましては、住民主体の生活サービス維持や所得向上等の県外の先進事例や県内のモデル事例の紹介等を行うものであります。

3の事業効果といたしましては、県民が安心して地域に住み続けられる仕組みづくりが促進されるとともに、県人口ビジョンの達成に向けた取り組みにも資するものと考えております。

それでは、14ページをお願いいたします。

次に、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク受入基盤整備支援事業であります。

1の事業の目的・背景であります。昨年6月に登録となりました祖母・傾・大崩ユネスコエコパークを活用し、本地域へのさらなる誘客促進を図り、登録の効果を速やかに発揮させるために、受入基盤の整備を図るものであります。

2の事業の概要でございますが、(1) 予算額は1,500万でございます。(2) 財源は、県営電気事業みやざき創生基金を活用いたします。

(3) 事業期間は、平成30年度の単年度事業でございます。(4) 事業内容でございますが、ユネスコエコパークの受入基盤整備のための支援を行うもので、実施主体は市町村としております。圏域内の市・町が対象となると考えております。補助率は2分の1でございます。

補助金による支援メニューといたしましては、展望のよい箇所への案内看板の整備、道の駅等における情報発信スペースの整備、既存施設における拠点施設化に向けた整備ほかとなっております。

3の事業効果といたしましては、本地域における受入基盤の整備を通じて、県内外からの来訪者の満足度を向上させ、地域の魅力発信を強化することによりまして、ユネスコエコパークに対する県民の親しみが深まるとともに、交流人口の増加による一層の地域振興が図られるものと考えております。

中山間・地域政策課の当初予算につきましては、以上でございます。

○重黒木産業政策課長 それでは、産業政策課の当初予算について御説明いたします。

平成30年度歳出予算説明資料のほうの37ページをごらんください。

産業政策課の平成30年度当初予算は10億4,473万7,000円をお願いしております。平成29年度当初予算と比較しますと6,667万円、率にしまして6.0%の減となっております。

主な内容について御説明いたします。39ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)フードビジネス総合推進費1,813万1,000円であります。その内訳ですけれども、下の説明欄1、みやざきフードビ

ジネス推進体制構築事業670万6,000円につきましては、フードビジネスの振興に向けた推進体制の構築を図るための必要な事務費ですとか、活動費でございます。

次に、2、フードビジネスブラッシュアップ支援体制構築事業800万円につきましては、フードビジネス相談ステーションで支援する案件のうち、事業化の可能性の高いものを対象に、当該事業者への補助等を行うものでございます。

次に、新規事業の3「食の魅力発信機能構築事業」342万5,000円につきましては、フードビジネス振興構想の柱の一つであります食による観光宮崎の新生、これを目指しまして、観光客等が本県の食の魅力を感じて、それが県内各地の周遊につながっていくような、必要な情報発信機能ですとか、新たな魅力づくり等につきましては、市町村、関係団体等と調査検討を行うというものでございます。

続きまして、(事項)みやざき成長産業育成・雇用創出プロジェクト推進費7億6,462万9,000円であります。この事業は、国のプロジェクト型補助金を活用しまして、フードビジネスを初めとする成長産業の振興と雇用の創出を図るものでございます。

説明欄の1、みやざき成長産業育成プラットフォーム構築事業2億3,994万3,000円につきましては、成長産業を育成するための体制整備を図るものでございまして、フードビジネス相談ステーションですとか、ひなたMBAの運営、また、必要なマーケティング調査等を行うものでございます。

説明欄の2、フードビジネス振興構想推進事業から5の木材バイオマス関連産業拡大推進事業までの4事業、合計で1億768万6,000円でございますけれども、これらは、成長産業各分野

を支援するため、関係部局と連携しまして、それぞれの分野に精通したアドバイザーですとかコーディネーターを設置するなどして、新製品の開発ですとか、新たな販路開拓、こういったものを支援するものでございます。

6のみやざき成長産業雇用拡大・定着推進事業3億9,600万円につきましては、フードビジネスを初めとする各成長分野の企業が、新たに人を雇用しまして、技術力向上ですとか販路の拡大・新分野開拓などの取り組みを行う場合に必要補助を行うというものでございます。

7のみやざき成長産業求職者支援委託費2,100万円につきましては、県内企業への就職に向けたマッチングの取り組み等を行うとともに、県外からの産業人材の確保を図るためのコーディネーターの設置を行うものでございます。

めくっていただきまして、次の40ページでございます。

(事項)みやざき地方創生若者定着促進費8,005万7,000円でございます。下の説明欄の1、宮崎で学び、宮崎で働き、世界へ挑戦するひとつづくり事業1,765万7,000円につきましては、本県産業の振興に向けた人材の育成・確保を図るため、県内11の高等教育機関で構成します高等教育コンソーシアム宮崎の運営支援ですとか、グローバル人材の育成等を図るものでございます。

その下の説明欄の2、みやざき産業人財確保支援基金事業5,571万8,000円につきましては、本県の将来を担う産業人財の確保定着を図るために、県内に就職した者に対しまして、県内企業等とともに奨学金の返還支援等を行うものでございます。

説明欄の3、産業人財育成・確保緊急対策事業668万2,000円につきましては、後ほど常任委員会資料のほうで説明いたします。

続きまして、(事項)みやざき地域活性化雇用創造プロジェクト推進費9,323万1,000円でございます。この事業は、厚生労働省の補助金を活用しまして情報通信産業と観光関連産業の活性化を通じて地域における雇用の創出等を図るものでございます。

説明欄の1、みやざき地域産業育成プラットフォーム構築事業2,483万1,000円につきましては、対象となる産業の育成を図るためのコーディネーターの設置など、必要な体制整備等を図るものであります。

説明欄の2、みやざき地域産業雇用拡大・定着推進事業5,800万円につきましては、対象となる産業分野の企業が行います新たな雇用ですとか、人材の育成、商品開発の取り組み等を支援するものでございます。

説明欄の3、地域産業求職者支援委託費1,040万円につきましては、雇用の確保や人材育成に係る専門人材の派遣等による企業への支援ですとか、対象産業への就職に向けたマッチングイベントの開催を行うものでございます。

次に、委員会資料の16ページをお願いいたします。

新規事業の産業人財育成・確保緊急対策事業であります。

この事業は、1の事業目的・背景にありますように、産業人財の確保が大きな課題となっている中で、昨年12月に産業人財育成確保のための取り組み指針を策定したところでありますが、この事業におきましては、この指針を踏まえまして、これまでの取り組みとあわせて、より一歩踏み込んだ対策を講じるというものでございます。

次に、2の事業の概要でございます。予算額は668万2,000円、財源は国庫支出金のほか、記

載のとおりでございます。事業期間は、30年度からの3年間としております。

次に、4の事業内容でございます。まず、①の女性の県内定着対策につきましては、18歳以降の若者人口流出が著しい中、本県では、特に20歳代前半の女性の流出が、男性のそれを大きく上回っているという状況がございます。こういったことから、女性にターゲットを絞った対策を講じるものでございまして、女子大学生等を対象とした就職応援セミナー等を実施するというものでございます。

次の②のみやざきで暮らし、働く機運の醸成につきましては、産業人財育成プラットフォームを構成します産学金労官の各関係機関が連携しまして、保護者ですとか、学生、教育関係者を対象としたセミナーなどの啓発行動を行うほか、SNSを活用いたしまして、学生等に対する効果的な情報発信に取り組むというものでございます。

このほか、③、④に記載しておりますとおり、若者の県外流出要因等についての調査分析ですとか、新たに設けました、次年度採用対策会議におきまして、実務者レベルで、県内企業の人材確保等について、協議や意見交換等を行うということを考えております。

次に、その右の17ページをごらんください。

以上の新規事業とあわせまして、推進強化分として1,669万9,000円の関連事業を実施したいと考えております。

具体的には、先ほど御説明いたしました、みやざき成長産業育成・雇用創出プロジェクト推進費の中で取り組むものでございますけれども、新たに(1)から(3)にありますように、県外人材を確保するための産業人財掘り起こしコーディネーターを東京、福岡に設置するほか、

インターンシップの多様化、拡大、それから、産業人財確保のための企業支援セミナーの開催、こういったものに取り組みたいと考えておりました、下の図の中にありますように、新規事業と合わせて総額で2,338万1,000円の緊急対策事業等として展開してまいりたいというふうに考えております。

当初予算につきましては、以上でございます。

続きまして、決算特別委員会で御指摘をいただきました事項につきまして御説明いたします。

資料のほう、別冊でございますけれども、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況、こちらの2ページをお開きください。

個別的指摘要望事項といたしまして、記載のとおり、産業政策の推進につきまして、効果的な施策の展開に取り組むこととの御指摘をいただいているところでございます。

産業政策につきましては、一番始めの段落にありますとおり、今年度から組織体制を整えまして、産業の活性化と人材の育成の取り組みを推進しているところでございます。具体的には、フードビジネスを初めとする産業全般の活性化に向けた基盤の構築を図りまして、企業の取り組み等への支援を行っているところでございます。

また、あわせまして、若者の流出抑制と産業人財の確保に取り組んでおりまして、昨年末には、人材確保に向けた必要な取り組みを体系的に取りまとめました産業人財育成・確保のための取り組み指針を策定したところでございます。

平成30年度につきましては、予算の説明の中でも触れましたけれども、引き続き、フードビジネスを初めとする成長産業への支援を行うとともに、指針を踏まえまして緊急対策事業等を展開することとしております。

今後とも、産学金労官の緊密な連携を図りながら、産業の活性化と雇用の確保、若者の流出抑制に向けまして、効果的な施策の展開に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上で終わります。よろしくお願いたします。

○小倉総合交通課長 済みません。総合交通課の説明で、訂正が1カ所ございました。歳出予算説明資料の29ページ、(事項) 広域交通ネットワーク推進費のうちの宮崎県物流強化推進事業でございます。先ほど、私、2,437万円と御説明しましたが、ごらんとおり2,430万7,000円の間違いでございました。失礼いたしました。

○二見委員長 各課長の説明が終了しました。議案についての質疑はありませんか。

○緒嶋委員 29ページの地方バス路線等運行維持対策事業2億9,713万4,000円、これは具体的にどういう形で支援するわけですか、経緯、内容。

○小倉総合交通課長 この地方バス路線等運行維持対策事業は3つメニューがございまして、一つが、これは幹線補助でございます。宮崎県内、今回の32系統ございますけれども、国と県が一緒になって、バス路線の赤字欠損分を補助するという部分が、幹線部分でございます。2つ目が、車両購入補助でございます。車両減価償却費等の補助でございまして、これが、来年度は34台分補助するものでありますけれども、こちら国とともに補助するものでございます。もう一個、こちらが廃止代替バス路線でございます。かつては地域幹線であったんですけれども、事業者がなかなか経営が、路線の維持が難しいということで、市町村と県において補助をして、それで維持していくというようなものでございまして、こちらが24系統、来年度補助す

るというものでございます。

○緒嶋委員 市町村、自治体で運営しているものに対する補助というのは、どういう形でやられているんですか。

○小倉総合交通課長 自治体だけというものでございますけれども、県の場合、基本的に複数市町村間をまたぐものを補助のターゲットにしているというのが概念でございます。市町村内だけを運行するようなコミュニティバスですとか市内循環バスとか、こういったもので欠損が生じるものに関しましては、基本的には、市町村において、その運営費、経費を計上していくと。

一部国の補助として、地域間幹線、いわゆる結節点、地域間幹線と結節してコミュニティバスの接続がよいというようなものについては、ある程度フィーダー補助という形で補助される部分がございますけれども、基本的に、そのコミュニティバスですとかは、市町村で補助されていくというところでございます。

○緒嶋委員 市町村の主体的な運営、運行ということで、県はそれには関与をしていないというか、もう全然それなら関係ないわけですね。

○小倉総合交通課長 関係ないというところでもないところでありますけれども、今年度もそうですし、来年度もそうなんですけれども、もともと複数市町村間をまたぐような広域的な路線であって、コミュニティバスへ転換する際に、いろいろその転換に当たって調査ですとか、乗客の状況ですとか、路線のルート設定とか、そういったところで調査をする場合がございます。そういった調査費ですとか、あと一定の、昨年度であれば、例えば、都城のほうでもありましたけれども、運行経費を一部補助して、今後のコミュニティバスへの転換を促すという意味で

の支援はさせていただいているところであり
ます。

○緒嶋委員 特にやっぱり市町村内は高齢者が
多いし、車の免許証返納とかになると、このコ
ミュニティバスというか、その市町村内の運行
というのが物すごく意味が深いわけです。そう
なると、それに対する何らかの、これは県だけ
ではない、国も含めて、やっぱりそれが中山間
地対策というか、そういう意味にもつながるわ
けで。そのことは、やはり、今後ますますもっ
て重要になってくるだろうというふうに思うん
ですけれど、そういう市町村間のバスに対する
運行補助とかいうのは、県に要望はないわけ
ですか。

○小倉総合交通課長 私のほうで聞いている限
りですけれども、例えば、宮崎市さんとか、こ
れまで補助されていなかったところで、要望と
してはいただいているところでもあります。我
々としても、既存の予算の中で、それをどうい
うふうに振り分けていくかというところがある
と思うんですけれども、今回、常任委員会資料
の8ページでも御説明をさせていただいており
ます、その生産性向上促進。これは、中山間地
域におけるコミュニティバスにおいても、いわ
ゆる付加収入を得るための支援ですので、お客
さんがなかなか乗らなくても、そこである程度
貨物を乗せるというニーズがあるのであれば、
そこに貨物を乗せて、収入を得ている。市町村
に対しては負担が減るといような部分もござ
います。財政的な支援に加えて、こういった規
制緩和を活用して構造改革につなげていくとい
うようなこともやっていく中で、県としては支
援をしていきたいなと思っております。

○緒嶋委員 ぜひ何らかの形で、今後は、支援
の方法等も含めて。ますますもって、やっぱり

高齢化して、買い物弱者という言葉もあるぐら
い、なかなか皆さん困っておられるわけです。
やっぱりタクシーに乗ると、距離がかなりある
と、もう買い物の値段よりもタクシーの値段の
ほうが3倍になるとかいうふうな感じにもなる
わけで、大変深刻なことが生まれておりますの
で、そのあたりをいろいろ研究していただきた
いと思います。

それと、航空交通ネットワーク推進事業、今
からやはり東京オリンピックに向けて外国人
を4,000万人も日本に呼び込もうというよう
なことも言われておるわけですが、その中でこの
ようないろいろな推進費を県も組んでおるわけ
ですから、そういう将来的に外国人の旅行者がふ
える中で、県として、新たな航空路の開拓とい
うか、そういうこともグローバルな時代でやろ
うという動きは、この予算ではないわけですね。

○小倉総合交通課長 委員の御指摘は、新規路
線の開拓をどうしていくかというところであり
ます。現在、国際線に関しましては3路線、ソ
ウル線に関しましては、LCCを含めて2社が
入っているというところではあります。

我々としましても、この機に乗じてといいま
すか、ぜひ九州のほうにも、非常にアジアから
の観光客がふえている中で、なかなか福岡だけ
ではさばき切れないというような状況で、地方
空港にもぜひ来ていただきたいという思いは大
変強いところがありますので、この予算の、「み
やぎの空」航空ネットワーク活性化事業のほ
うにおきましても、まずは国際チャーターを支
援するよう形から、定期便化するという流れ
が自然でございますので、こちらのほうでも支
援を、ある程度計上させていただいて、そこで、
例えば、中国の本土ですとか、東南アジア、そ
ういったところに営業をかけていって、旅行会

社とタイアップしながらチャーターに結びつけて、将来の定期便化というのも目指していくように、一応予算は入れているところであります。

○緒嶋委員 具体的にチャーターの相手方というか、どこの空港とかいうのは、まだそこまでは深く取り組んでいないわけですか。

○小倉総合交通課長 今のところどこかというようにところはまだ決めているところではありません。インバウンドの数でいきますと、中国ですとか、最近でいえばベトナムやタイ、こういったところが大変多いところでありまして、そういう需要が大きいようなところを中心に営業をかけていくんだろうなと思っております。

○緒嶋委員 ぜひやはり将来を見越して、そういう開拓のための努力もしていただきたいと思っております。

それから、33ページ、中山間地域活力再生支援費、これは、特に中山間地いろいろな意味で課題が多いわけでありまして、持続可能な地域づくり応援事業、これ具体的に9,700万余であります、具体的にどういうことが考えられるわけですか。

○奥中山間・地域政策課長 これは、市町村が、地域の住民と一体となって地域づくりに取り組む事業を支援するものでありまして、例えば、29年度でいきますと、フランスあたりで修行してきた有能なシェフを呼んで、その方に店舗を任せて、地元の食材をたくさん使いながらPRしていこうと、そういった情報発信の事業ですとか、あるいは地域資源でありますジビエ肉を使った情報発信なり、あるいは加工場の施設整備の支援をしていくもの、そういったものを29年度支援しております。あと30年度につきましても、空き家をリノベーションして居場所をつくって

いくような観光振興、地域振興に資するような事業ですとか、地域の資源を活用して地域づくりに取り組むといったものを支援していこうという事業でございます。

○緒嶋委員 この予算の中では、ある程度具体的にそういうめどがついておるわけですね。

○奥中山間・地域政策課長 この事業につきましては、3カ年度事業でございます、29年度から、29、30、31年の3カ年で採択する事業を対象にしております。ですから、継続事業につきましては、ある程度もう見通しが立っております。30年度新規採択分につきましては、一応意向調査というか、そういった形で幾つか出てきておりますが、採択につきましては、4月以降でございます。

○緒嶋委員 それから、34ページ、地域活性化促進費、ユネスコエコパーク等の活用促進とかいろいろ考えておられるようですが、特に、やはり、世界ユネスコエコパークになったので、登山客なんかかなりふえてきておるわけですね。それぞれどういうところかというのが見たいし、そういうブランドになった中で、登山者が道を迷うとか、いろいろなこともあって、地元もちょっと困るといふか、警察を含め、消防団も含め、そういうことがあるので、携帯電話が奥地になるとなかなか受信できなくて、検索にも困難を来す場合があるわけですね。受信できれば、お互いどこで遭難したかというのがある程度わかるわけですが、それが受信できなければなかなか対応し切れないと。

そういうことでありますので、そういう情報通信がうまく機能しないようなところがないように、奥地でも、いろいろな意味でやっぱりすべきだと思うとです。その人の命を守るというか、そういう意味を含めて、何かこの中で、本

当にそういう電波が届かない地域があるのかどうかというようなことも含めてやっぱり検討していくべきじゃないかと思うんですが、そういう発想はないわけですか。

○奥中山間・地域政策課長 この受入基盤整備事業を立ち上げるに当たりましては、登山客の視点は必要だということで、今登山客来られても、山にどんな情報があるか、どういったルートで行けばいいのかという情報が少ないということ、あるいは、登る前、降りてきて立ち寄る休憩所みたいなものがない。また、委員今おっしゃったように、登山事故が何件か起こっている中に、ちゃんと登山届けを出していないかとか、そういったこともございますので、これは、基盤整備事業の中でやれるところはもうやりますし、あるいは、NTTなり、情報政策課、関係機関とも協議して、そこら辺は進めていきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 ぜひそのあたりが一番。道路の整備が悪いとか、これは、環境森林部やらにもお願いせないかん面もあるわけですが、九州自然歩道とかの絡みの中で、今言うたような、通信がうまくつながらないというのが一番地域にとっては困っておるようでございますので、十分考えていただきたいというふうに思います。

○松村委員 12ページの説明資料の広げよう！「宮崎ひなた生活圏」形成促進事業についてお伺いします。

予算額2,600万円余で、30年度だけの事業ということですが、この全体の流れは、地域の住民主体の新たな取り組みということで、みずから立ち上がり、村町を形成して行って、そこで生活できる、所得もふえて、循環できる地域をつくろうということだと思っておりますけれども、このスキームの中でモデルとなる取り組み

とか、所得向上の先例をつくり上げるとか、この1年間でそういうことがまずできるのかということと、今回の事業は問題提起とか、検証することだけなのか。単年度事業だから、次に何かつながるようなものがあるのか、ちょっとこれわかりにくいなと思って。

○奥中山間・地域政策課長 13ページの一番上のほうに、一応3つのステップということ掲げております。1つ目は、課題の共有・地域戦略の策定ということで、住民の方が、まずは自分の状況がどうあるのか。例えば、人口につきましては、県の人口の推移、あるいは市町村それぞれの推移は、自分たちで目にすることがあると思うんですが、では、自分たちの地域の人口が、今どんな状況にあって、これからこのような状況に進んでいけばどんな推移になるかと、そういったことはまだよくわかりませんので、地域活性化カルテというふうに考えておりますが、まず、自分の地域の状況を把握しながら、それに合った対策を立てていくことが①でございます。

そして、②でございますが、その取り組みの体制づくりということで、①で立てた戦略をどのようにじゃあ進めていくかといったものの体制をつくっていきこうというのが②、それから、③は、既にその体制ができた後に、地域の高齢者の見守りですとか、あるいは所得向上の取り組みですとか、そういったことに取り組んでいきこうという、3つのステップがありまして、今回の補助金につきましては、その中のどれかに取り組むところを支援するということでございます。ある程度、そういった取り組み体制なり、課題の整理ができているところが③を活用して、その部分を補助する、あるいはそういった取り組み、大体計画はできているけれども、取り組

み体制ができていないというところにつきましては、②を支援する。あるいはまだ全然今からだということでは①というようなことで、①、②、③それぞれにいろんな地域がございますので、そこを支援していきたいということがございます。

単年度でございます。おっしゃるとおり、①から③まで一挙に段階を踏んで1年で所得向上の取り組みまでというのは難しいですので、それぞれのパターンでそれぞれ支援をしていくというようなことを、今年度は考えております。

この事業、地方創生推進交付金を使っていますので、どうしても単年度になります。30年度の取り組みを踏まえまして、31年度からの新たな取り組みは別途また検討していきたいというふうに考えております。

○松浦総合政策課長 この事業につきましては、国の地方創生推進交付金を使っております。国のほうに対しましては、毎年度事業計画というのを出して、それが認められて予算が成立することになりますので、一応形としては、新規とか単年度でやっているんですけども、基本的には、前年度の取り組みをある程度総括をした形で翌年度こういうふうな計画でいきますと出して、国のほうから交付金をもらうという手続をとっております。そういう関係で、㊦、単年度となっておりますけれども、実質的なところは継続でやっているということで御理解をいただければと思います。

○松村委員 今言われたように、これらの事業って今までずっとそれぞれやっていますよね。中山間地対策事業って、そのメニューが何か変わってきたのかなというふうに見て、新たなインパクトのあるすごい方向性に動くのかなとも思いましたけれど。実際こうやってみると、鳥

獣害対策やりましょうとか、特産加工やりましょうということに結びつくところも入っていますよね。よくわからないなというふうにちょっと感じたんですけど、ただ、これはもう実際去年から、一昨年からもずっとやっているところもあるんでしょうけれど、ことしの予算にうまく合うような、この事業に手を挙げるところとか、そういったところはもう幾つか挙がっているわけですね。

○奥中山間・地域政策課長 他県の状況はちょっと把握しておりませんが、地域活性化の取り組みにつきましては、大体ほかの県も……

○松村委員 いや、県内でこの事業に対して、もう手を挙げるところとか、そういうところはある程度わかっているんでしょう。

○奥中山間・地域政策課長 12ページの(4)の事業内容の②の、いわゆる支援事業の部分につきましては、今、意向調査をしております、幾つかは手を挙げたいということで相談は来ております。ただ、決定はもちろん4月以降になります。

○松村委員 また4月以降見させてもらって、成果のほう楽しみにしております。

○蓬原委員 私もちよっとさっきからこの文章を何回も読んでみるんですけど、どうも具体的にどうなんだというところがよく映像が浮かんでなくて、例えば、地域運営組織等というのは、具体的にはどういう組織かをちょっと。

○奥中山間・地域政策課長 地域運営組織といいますのは、地域の課題解決のための住民主体の活動組織ということでございまして、13ページの上の表のちょっと小さいんですが、四角で囲んだところに、地域運営組織というところがございます。①のところに、集落、団体、NPO、福祉等の関係者で構成ということがございます。

ます。要するに、地域住民含めて、いろんな団体が一緒になって、地域づくりをしていこうというような、そういう組織でございます。

○蓬原委員 ①の試算等を行うシステムを構築というのは、これは誰がどういうシステムを構築するのか。例えば、地域の人口分析とか、人口にかかわることというのは、行政である程度もうやっているし、特別な算出方式があるわけじゃないわけです。どういうシステムを構築ということなんですか。

○奥中山間・地域政策課長 これにつきまして、ちょっと先ほどの私の説明と重複するところもありますが、システム自体は県のほうでつくります。これは、住民の方が使っていただけるシステムということで、地域の人口構成を整理しまして、住民の方が、自分のところの地区を指定すれば、その人口が出ていくと、そういったわかりやすい地域ごとのシステムを、住民の方が使えるシステムをつくっていこうという趣旨でございます。

○前屋敷委員 関連してですけれども、この地域運営組織で、これが活動組織ということなんですけれども、県の事業ではあるんだけど、市町村が全くかかわらないもんなんですか。一定の連携があって、より具体的になるんじゃないかなという気もするんですけれど。

○奥中山間・地域政策課長 おっしゃるとおり、これはもう市町村と一緒にやっていくことで、県と市町村と住民と三位一体でやっていくことでございます。

○前屋敷委員 それがないと、なかなか具体的にはならないんじゃないかなと思いつつ、全体を見ていたところなんです。

○中野委員 地域鉄道利用促進強化支援事業についてお尋ねします。この事業内容のうちの地

域鉄道応援団（仮称）ですが、これについてのこの部分の予算額は幾らになるのかということと、有識者とはどういうレベルの人か。などとありますから、例えば、住民代表、利用者代表、そういうのも加わるかということをお尋ねします。

○小倉総合交通課長 まず、地域鉄道応援団に係る予算に関しましてですが、62万5,000円でございます。残りの800万円が協議会に対する事業費でございます。

有識者ですけれども、基本的には、両路線ごとに有識者等を置こうというふうに考えておりますけれども、まず鉄道に対していろいろ応援していただけるような人、大学の教授ですとか、外国人、観光の関係者、こういう利用促進のあり方について、いろいろと思いを持っていていらっしゃる方、それから、その地域の沿線でいろいろな、いわゆるオピニオンリーダーというか、御意見を持っていていらっしゃる、こういう利用促進をやっていきたい、これまでできなかったけれども、今回のいろいろな予算なども通じて、今回のダイヤ改正なども受けてやっていきたいというような方々というものを、まずは有識者等としては、想定しているところであります。

○中野委員 日南線、吉都線ごとにこの応援団ができるわけですよね。共通する人もおりますよね。その人は、実際集まり、検討会があるときは、1日に集約してあるものか、例えば、日南は日南、吉都線は吉都線であるのか。それと、その開催する場所です。いずれにしても、これは、県がイニシアティブをとってやる応援団なんでしょう。やっぱり宮崎で会議、検討会というのはあるわけですか。

○小倉総合交通課長 会議の場所に関しましては、基本的に宮崎県内、ちょっとまだ具体的に

場所も、日程とかも決め切れてはいないところなんですけれども、恐らくそれぞれの協議会の存する吉都線の沿線、日南線の沿線、例えば、日南市や小林市等で実施していくというような形にはなると思います。

両路線ごとに、ある程度共通するメンバーも恐らく必要だろうとは思っております。もちろん県やJRもうそうですけれども、ある程度こういう方向でやるべきだということは、ある意味概念、観念的に利用促進の輸送密度の高めるようなあり方に対してある程度知見を持っている方ですとか、全国的ないろんなモデルケースなども知っておられる方などもいらっしゃると思いますので、そういった方々をある程度共通して配置してもよいかと思っております。

○中野委員 この事業は、いわゆる3カ年の事業に入るんですか。

○小倉総合交通課長 この事業としては3カ年で一応期間として設けております。

ただ、具体的に年度ごとにいろいろ実施しなきゃいけない内容ですとか、さらには輸送密度が上がっていくかどうか、利用促進がしっかり着実に図られているかどうかを見きわめ、いろいろと検証、評価をしながら、次の展開ということを考えていかないといけない事業だと思いますので、31年度、32年度に全く同じ事業をやっていくということではないと思っております。

○中野委員 これらのコンセプトがあって、事業のイメージが書いてありますよね。これは、こういうことを想定して、一応この応援団の中での検討会で、それこそ検討するということの中身になるわけですか。

○小倉総合交通課長 この事業のイメージ自体は、協議会の沿線の自治体とも、こういうこと

やりましょうということで、ある程度、レストラン列車の企画ですとか、クルーズ船対象ツアーということで、方向性として大体定まっていることとして、これは、来年度実施していこうというもののイメージでございます。

地域鉄道応援団というのは、またこういったものも踏まえて、いろんな全国的なモデルも踏まえて、どうあるべきか、利用促進が、言ってしまうえば、その輸送密度、JRにとって、どういふふうにすれば路線を維持していただけるのかというあり方みたいなものを、少し将来的な政策の方向性を具体的に考えていくような形でございます。それを来年度、再来年度の事業に還元しながらやっていくという意味で考えていきたいと思っております。

○中野委員 全国のモデルと言われましたが、何かもう既にモデルになるようなところがどこかあるんですか。1カ所でもいいから紹介してください。

○小倉総合交通課長 レストラン列車という意味では、もちろんおれんじ食堂などもありますし、今度、平成筑豊鉄道なども、そういったものを展開していくというようなお話も聞いております。

例えば、秋田でありますと、ちょっと私もいろいろと情報仕入れている中で聞いていますけれども、秋田縦貫鉄道、これ三セクなんですけれども、台湾人ですとか、いろんなインバウンドの入り込みに関して、地元の方々が、沿線、運行以外のところでいろいろサービスなどを改善して、受け入れ体制を整えながらお客さんをふやしていくと。日本人以上に、外国人の方が移動に乗っていただいて、いわゆる輸送密度に貢献していただいているというふうなお話は聞いたことはあります。ちょっと具体的にこれから

いろいろ見ていきたいなと思っておりますけれど。

○中野委員 逆にこの吉都線、日南線が全国モデルになるように、そのぐらいの成果を期待しております。

○二見委員長 ほかに質問があると思うんですけれども、ちょっと時間が。暫時休憩しまして、午後1時10分再開にしたいと思います。

午前11時56分休憩

午後1時7分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

総合交通課、中山間・地域政策課、産業政策課について質疑はございませんか。

○蓬原委員 先ほど地域鉄道利用促進強化支援事業、下のほうに、利用促進の費用負担のあり方というのが書いてあるんですけど、これどういう意味なんでしょうか。

○小倉総合交通課長 費用負担のあり方ですけども、基本的には、利用促進に係る経費について、いろいろ地域外から、例えば、クラウドファンディングで集めるとかという事例は全国の三セク鉄道などでもありますので、そういったところの例を勉強しながら、少しこの利用促進経費を単純に公費ではなくて、いろんなところから、お知恵もかりながら協力をいただきながらやるということも、やり方としては一つあるのかなと思っております。あといろんな企業、応援いただける沿線の企業さんですとか、そういったところから、例えば、ラッピングですとか、レストラン列車におけるいろんな食材ですとか、そういったものの提供なども考えられるので、そういったところを官民一体でやっていくということのやり方を少し考えていったほうがいいかなと思って、ここに書いている次

第です。

○蓬原委員 わかりました。鉄道についてはまた後で、その他で。

○緒嶋委員 39ページ、みやざき成長産業育成・雇用創出プロジェクト推進の中で、6番目のみやざき成長産業雇用拡大・定着推進事業、これは、補正では7,000万ぐらい減額されたと思っているけれど、新年度は減額せんでやっていきますね。

○重黒木産業政策課長 そういうふうに努力してまいりたいと考えております。

実は、今年度時点で、来年度までの事業予定をある程度事業者の方々にヒアリングしておりまして、現時点では、満額使っていただけというふうな見込みにはなっております。ただ、補正のときにも説明いたしましたけれども、人材の確保が非常に厳しいという状況ですので、人材確保の取り組みとあわせて、この補助金をしっかり使っていただくような、両面合わせて取り組みを進めていきたいと思っております。

○緒嶋委員 ぜひ満額、減額せんように頑張ってください。

それと、3番の東九州メディカルバレー構想推進事業650万、これは推進しとるような予算でもないことあるが、今の状況はどうなっておるわけですか。

○重黒木産業政策課長 この予算につきましては、商工観光労働部に分任して執行している予算でございます。東九州メディカルバレーにつきましては、基本的には商工観光労働部でやっております事業でございます。本体の事業というか、本体の予算はそちらのほうで確保しておるんですけれども、我々のほうでは、この予算の中で、メディカル関係の機器を開発するコーディネーターですとか、あと宮大の医学部の

ほうに置いておるんですけれども、医工連携コーディネーター、医療分野と工学分野を連携して新しいメディカル関係の器具というか、そういったものをつくっていくときにはコーディネーターをお願いするような方、そういった方々の人件費をこの事業の中で見ているということでございます。

○緒嶋委員 商工観光労働部のほうでどの程度予算が推進のために組まれておるわけですか。これはちょっと部が違うけれど。

○重黒木産業政策課長 済みません。正確な予算額はちょっと今手元に把握しておりませんが、商工観光労働部のほうでは、研究会をつくりまして、宮崎大学、それから、九州保健福祉大学、それと主に県北のメディカル関係の事業者と連携しているということでございます。

○緒嶋委員 今のところ、メディカルバレー構想は大分県のほうはかなり力を入れておると思うんです。どちらかという、宮崎県よりも向こうが、うまく利用しておるような気がしてなるので。ぜひ、読谷山市長が、北は夕暮れというようなことを言われた話を聞くけれど、私は夕暮れとは思わんけれど、市長はそういう発言をされたというのがちょっと話題になっておるわけですが、このメディカルバレーは、将来的には、国際的にもやっぱり外国に対するいろいろな展開も重要なわけですので、ぜひ力を入れていただきたいということを要望しておきます。

○井手総合政策部次長（政策推進担当） 今、緒嶋委員からございましたメディカルバレーでございますが、商工観光労働部のほうで約2,200万弱の予算を組んでおまして、今年度までもやってきておりますけれども、次年度以降も、アジア、タイを中心としたアジアに対する機器

輸出につながる技術移転、この辺について積極的に取り組むというふう聞いております。

○二見委員長 ほかございませんか。

○松村委員 16ページの産業人財育成で、人材確保というのは先ほどもありましたけれども、事業推進するのも、雇用する人がいないとできないということになる。これ女性の県外流出というか、大学生の歩留まりが特によくないんでというお話をされましたけれど、大学生、女子大生というのは、そんなに宮崎を捨ててどっかへ行くんですか。どれぐらいですか。

○重黒木産業政策課長 本県、若者の流出が非常に激しいところでございまして、今回着目しましたのは、20歳から22歳のところの女性の転出者が転入者を上回っている部分が非常に大きいところでございます。例えば、二十歳の段階、これ多分恐らくは、1回就職して2年ぐらいたっている方が離職するパターンですとか、あるいは専門学校に行っている方が卒業するとか、短大の方が卒業するとか、そういった時期に当たると思います。中身の分析までまだできていないんですけれども、数字だけ申しますと、全体で605人ほどが、いわゆる転出超過ということになっております。その中の男性が200名、女性が大体400名ぐらいになっていまして、女性が男性の倍ぐらい転出が多いところでございます。

それと、もう一つの山が22歳のところでもございまして、これが大学卒業するタイミングぐらいいかなと思っておるんですけれども、ここが560名ぐらいが転出超過しております。男性が186名ぐらい、女性が574名ということで、こちらも大体倍ぐらい女性が多いところでございますので、ここに注目して、女性に何とか県内に残っていただく取り組みができないのかなというところ

で考えた事業でございます。

○松村委員 驚きました。高校卒業したり、短大卒業したり、結構、地元定着というイメージが私にはあったんですけども、これだけ男性よりも倍以上、女性の流出が多いというのでびっくりしたところです。この女性の視点から見た宮崎で就職したいというところは、アンケートとかをとって、このツールを作成する上では、やっぱり女子が残りたいという、ここで就職したいという独特の何かをつくっていくということですね。

○重黒木産業政策課長 そういう観点からつくりたいと思っております。アンケートをとるかどうかはちょっとまだ決めておりませんが、例えば、県内で今活躍している女性は、こういった女性の方がいますよというふうな御紹介をするようなものですか、あるいは県内で子育て環境のよさとか、そういったものがしっかりわかるような啓発ツールにしていきたいと思っております。

それと、補足なんですけれども、先ほど申し上げました20歳と22歳のところなんです、18歳のところは、逆に女性のほうが多く残っていただいていますので、全体の認識としては、女性のほうがたくさん残っているという議員の認識のとおりだと思います。

○松村委員 20歳、22歳の県外に行かれる方がこんなに多いんだというのはびっくりしたところです。私も娘とかがいるんですけども、20歳、22、18、やっぱり都会にあこがれるというのか、イメージとして、女性独特というのか何なのか、文化度というのか、ファッションとか、にぎやかなまちとか、そういうのもありました。それと、働く場所というときに、やっぱり夢に描いたところが、都会の働く場所にしかないよ

うな仕事とかあります。でも、いい仕事環境と、説得することで娘も帰ってきてくれましたんで、やっぱりどういう魅力を発信してあげるかというところも大事だと思います。

それと、もう一つは、若い女性がたくさんいれば、男性も必ずUターンしてくれますんで、そういう意味では、やっぱり女性定着というところは、いい視点での人材確保というのか、これは非常に積極的に展開してもらおうと、男子学生の地元定着にもつながりますので。将来的には婚活にもつながりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○重黒木産業政策課長 今、御指摘いただいた点を踏まえて、しっかり取り組んでいきたいというふうに思ひます。

○二見委員長 ほかございませぬか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上で第2班の審査を終了します。

次に、第3班として、生活・協働・男女参画課、みやざき文化振興課、人権同和対策課、情報政策課の審査を行いますので、順次議案の説明をお願いいたします。

○弓削生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料41ページをごらんください。

当課の平成30年度の当初予算額は4億4,352万8,000円でありまして、29年度の当初予算に比べて777万円の増、率にしまして1.8%の増となっております。

主要内容について御説明いたします。43ページをお開きください。

中ほどの(事項)交通安全基本対策費628

万1,000円であります。これは、交通事故の防止を図るため、交通安全実施計画の策定及び交通安全活動の推進を行うものであります。

次に、(事項) 交通事故被害者救済対策費331万2,000円であります。これは、県庁4号館1階の交通事故相談所において、無料相談を実施するための経費であります。

次に、一番下の(事項) 安全で安心なまちづくり推進費584万7,000円であります。これは、安全で安心なまちづくり県民会議の運営や安全教室、防犯訓練等のアドバイザーの派遣などを行うものであります。

44ページをお開きください。

一番上の(事項) 協働運営事業費2,167万4,000円あります。これは、宮崎駅前のキテンビルにあります特定非営利活動、いわゆるNPO活動や協働の推進拠点である支援センターを運営するための経費であります。

次に、中ほど下の(事項) ボランティア活動促進事業費873万3,000円あります。これは、市町村や関係機関と連携しながら、ボランティアやNPO活動、多様な主体による協働の啓発や支援に取り組むものであります。

次に、一番下の(事項) 消費者支援対策費5,179万5,000円あります。これは、消費者の自立支援や、消費者被害の防止を図るものであります。主なものは、次のページをごらんいただきまして、説明欄3の消費者被害防止・解決支援費3,591万5,000円につきましては、県消費生活センターに12名の消費生活相談員を配置するものであります。

次に、(事項) 消費生活センター設置費2,509万5,000円あります。これは、消費生活センターの運営やセンターが入居する生活情報センターの管理に要する経費であります。

次に、(事項) 消費者行政交付金事業費5,040万2,000円あります。これは、国からの交付金を活用し、県や市町村における消費者相談窓口の機能強化や広報啓発など、消費者行政の充実を図るものであります。

次に、(事項) 男女共同参画総合調整費212万7,000円あります。これは、審議会や各種会議の開催を行うものであります。

次に、(事項) 男女共同参画推進費5,073万円あります。説明欄1の啓発・活動推進事業2,023万9,000円あります。主なものを御説明いたします。46ページをお開きください。

(5)の性暴力被害者支援センター設置事業609万円につきましては、性暴力被害者の心身の負担軽減を図るため、当センターにおいて、相談、医療、カウンセリング等の支援を行うものであります。

(6)の改善事業「女性の活躍サポート事業」452万6,000円につきましては、国の地域女性活躍推進交付金を活用し、女性のキャリアアップや起業等に関する情報提供や相談対応を行うとともに、能力向上や就業継続のためのセミナーを開催するものであります。

(7)の新規事業「地域における女性活躍推進事業」250万円につきましては、市町村において、国の交付金を活用し、女性の多様な働き方をテーマにした講演会等の事業を実施するものでありまして、今回、都城市が新規で取り組むため、県を經由して国の交付金を都城市に交付するものであります。

また、説明欄2の男女共同参画センター管理運営委託費3,049万1,000円につきましては、県の男女共同参画の推進拠点である当センターの管理運営に要する経費であります。

当初予算についての説明は以上であります。

○川口みやざき文化振興課長 みやざき文化振興課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の47ページをお開きください。当課の当初予算額は、左から2列目にありますように71億1,869万8,000円でございます。29年度の当初予算と比べますと2億9,892万1,000円の増でありまして、率にしますと約4.4%の増となります。

それでは、主な事業について御説明いたします。49ページをお開きください。

まず、一番下の段の(事項)県立芸術劇場費9億807万2,000円でございます。これは、県立芸術劇場の指定管理等に要する経費でございます。

50ページをお開きください。

説明欄1の指定管理料4億7,021万8,000円につきましては、指定管理者である公益財団法人宮崎県立芸術劇場への委託料でございます。その内訳として、(1)の宮崎国際音楽祭開催事業9,835万6,000円は、平成30年度の開催経費及び翌31年度の準備経費であり、(2)の県立芸術劇場管理運営委託費3億1,839万9,000円は、同財団の人件費など管理運営に必要な経費となっております。

また、(3)の県民文化振興事業5,346万3,000円は、前日の国際音楽祭以外に行う幅広いジャンルの公演や、自主企画制作公演、教育普及事業等の実施に必要な経費となっております。

続きまして、説明欄2の県立芸術劇場大規模改修事業費4億2,775万5,000円につきましては、県立芸術劇場の設備等について年次的に改修を行うものであり、平成30年度は空調・電気設備・舞台機構の改修等を行うものであります。

また、説明欄4の新規事業「県立芸術劇場開館25周年記念事業」500万円につきましては、後ほど常任委員会資料で説明させていただきます。

次に、その2段下の(事項)文化活動促進費5,187万1,000円でございます。説明欄3の(2)の新規事業「牧水で発信する「宮崎発!文化の創造」事業」200万円につきましては、若山牧水没後90年の節目を迎えるに当たり、牧水をテーマとした新しい文化活動の形を提案する記念事業を、国民文化祭のプレイベントとして実施するものであります。

また、説明欄9の新規事業「みやざき文化振興プラットフォーム構築推進事業」318万1,000円につきましては、後ほど常任委員会資料で説明させていただきます。

次に、その下の(事項)文化交流推進費3,945万4,000円でございます。

51ページをごらんください。

説明欄1の改善事業「国民文化祭開催準備事業」3,094万7,000円につきましては、2020年の国民文化祭開催に向け、開会式や閉会式等の概要をまとめた実施計画の策定などを行うとともに、広報活動やプレイベントを実施するものであります。

また、説明欄3の新規事業「みやざきの文化」発信事業」451万5,000円につきましては、平成29年9月に包括連携協定を締結した神戸市において、神話や神楽など本県独自の文化の魅力をPRするイベントを開催するものであります。

次に、その6段下の(事項)記紀編さん記念事業費3,726万7,000円でございます。

説明欄1の「神話の源流～はじまりの物語」ブランド磨き上げ事業」1,244万円につきましては、神話のふるさとみやざきのブランドイメージのさらなる浸透を図るとともに、神楽や古墳の世界文化遺産登録を視野に入れた取り組みを進めるものであります。

また、説明欄5の東京オリパラ開会式・文化

プログラム等対策事業677万6,000円につきましては、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを見据え、開会式での天岩戸開き神話の採用や文化プログラムへの参画に向けた取り組みを推進するものであります。

次に、一番下の段の(事項)私学振興費59億1,195万円であります。

52ページをお開きください。

説明欄1(1)の私立学校振興費補助金一般補助38億1,307万6,000円につきましては、私立高等学校等に対して経常的経費の一部を生徒数に応じて補助することにより、学校経営の安定化、生徒・保護者の負担軽減を図るものであり、学校種別ごとの内訳は記載のとおりであります。

続きまして、説明欄3の私立学校振興・共済事業団補助金4,016万3,000円につきましては、日本私立学校振興・共済事業団の行う長期給付事業に対する補助、また、説明欄4の私立学校退職金基金事業補助金7,784万9,000円につきましては、公益財団法人宮崎県私学振興会の行う退職金手当資金給付事業に対する補助であります。

次に、説明欄5の私立高等学校授業料減免補助金2,540万2,000円につきましては、私立高等学校が行う低所得者世帯等に対する授業料の減免措置に対して、当該学校にその減免額の一部を補助することにより、授業料負担の軽減を図るものであります。

次に、説明欄11(1)アの就学支援金高等学校等16億4,362万5,000円につきましては、私立高等学校等の生徒の授業料のうち、公立高等学校授業料相当額、もしくは低所得者世帯等に対してはこれを増額して支援することにより、授業料負担の軽減を図るものであります。

また、イの私立中学校等就学支援実証事業費

補助金3,920万円につきましては、児童・生徒・保護者の低所得世帯(年収400万円程度未満)の私立小・中学校生に対して、1人当たり年額10万円を支援することにより、授業料負担の軽減を図るものであります。

また、次の(2)の奨学のための給付金1億9,973万2,000円につきましては、低所得者世帯等を対象として、授業料以外の教育に係る負担の軽減を図るため定額を給付するものであります。

続きまして、お手元の常任委員会資料18ページをお開きください。

新規事業、県立芸術劇場開館25周年記念事業について御説明いたします。

まず、1の事業の目的・背景ですが、来年度、県立芸術劇場が開館25周年の節目を迎えます。2020年に本県で開催される国民文化祭への機運の醸成を図るため、国文祭のイベントと位置づけた記念事業を実施し、県民に舞台芸術に親しむきっかけを提供するとともに、劇場をより身近に感じていただくための事業を実施するものであります。

次に、2の事業の概要につきましては、予算額は500万円であり、財源は、みやざき芸術文化振興基金を活用いたします。事業期間は、平成30年度のみ単年度事業です。

(4)の事業内容ですが、劇場25周年感謝祭と題し、劇場という空間を楽しんでいただく企画を劇場全館を活用して実施することとしております。メインイベントの県民の一般公募による県民即興オーケストラでは、一般公募により集まった県民とプロのビッグバンドがオーケストラを結成し、事前に数回のワークショップを行った上でコンサートを実施することとしており、演奏経験や上手、下手を問わず、誰でも参

加できるイベントとなります。そのほか、劇場バックステージツアーやレッスンの見学・体験、グランドピアノの試奏などのイベントを実施したいと考えております。実施時期は、平成30年11月17日土曜日と11月18日日曜日の2日間を予定しております。

3の事業効果としましては、劇場の本県文化振興の拠点施設としての意義や役割について、県民に再認識していただくとともに、県民への国文祭のPRや国文祭のテーマの一つである文化活動への参加意欲の喚起に資することが期待できると考えております。

20ページをお開きください。

次に、新規事業、みやざき文化振興プラットフォーム構築推進事業について御説明いたします。

まず、1の事業の目的・背景ですが、国民文化祭を契機として、本県文化力の向上と、その文化を県内外に発信し、魅力ある地域づくりにつなげるため、県民の文化活動に対するアドバイスや情報発信、研修事業等を一元的に行うプラットフォームを構築するための事業に取り組むものです。

次に、2の事業の概要につきましては、予算額は318万1,000円であり、財源は県営電気事業みやざき創生基金を活用いたします。事業期間は、平成30年度のみ単年度事業です。

(4)の事業内容ですが、1つ目はみやざき文化力充実アドバイザーを設置し、プラットフォームの具体的な形態や本県の文化振興に当たって活用すべき文化資源の検討等に対して効果的なアドバイスを得ることとしております。2つ目は、文化活動を支える人材育成事業として、市町村、文化施設職員、文化団体関係者を対象に、文化活動の企画・運営に係る研修会を実施

することとしております。

3の事業効果としましては、アドバイザーの助言により、プラットフォームの設置や本県文化の効果的な発信等について検討が進むとともに、人材育成事業の実施により、県内文化力の向上が図られ、本県一体となったプラットフォームの構築に向けた動きが高まるものと考えております。

みやざき文化振興課の説明は以上でございます。

○工藤人権同和対策課長 人権同和対策課の当初予算について御説明いたします。

お手元の平成30年度歳出予算説明資料の53ページをごらんください。

人権同和対策課の平成30年度の一般会計当初予算額は、総額で1億3,318万円でありまして、平成29年度当初予算と比較して480万1,000円の減、率にしまして約3.5%の減となっております。

それでは、当初予算の主な内容について御説明いたします。55ページをお開きください。

3番目の(事項)人権同和问题啓発活動費2,552万3,000円であります。これは、同和問題を初めとするさまざまな人権問題に対する県民の正しい理解と認識を深めるための啓発活動に要する経費であります。

説明欄1のみんなでつくる「一人ひとりが尊重し合うみやざき」人権啓発事業につきましては、大学やNPO等民間団体と連携して、それぞれの特性を生かした多彩な啓発活動に取り組むこととしております。

説明欄2の改善事業「一人ひとりが考える人権が尊重されるみやざきづくり推進事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、一番下の(事項)宮崎県人権教育・啓

発推進方針推進事業費1,943万7,000円でございます。これは、本県の人権教育・啓発の基本方針であります宮崎県人権教育・啓発推進方針に基づく施策の推進に要する経費であります。

説明欄1の宮崎県人権啓発センター事業につきましては、人権同和対策課内に設置しております宮崎県人権啓発センターを拠点として、視聴覚教材・図書の整備、貸し出しや効果的な研修手法に関する調査研究、人権問題に関する相談対応、各企業、団体が人権啓発に主体的に取り組むためのリーダー養成研修や、情報誌の発行、ホームページによる情報提供等の事業を実施するものであります。

次のページ、56ページですが、説明欄3の地域人権啓発活動活性化事業につきましては、市町村に委託し、講演会等の啓発活動や小中学校で人権の花運動を実施するものであります。

続きまして、改善事業、一人ひとりが考える人権が尊重されるみやざきづくり推進事業について御説明いたします。

お手元の総務政策常任委員会資料、当初の23ページをお開きください。

本事業は、1の事業の目的・背景にありますとおり、同和問題を初めとしたさまざまな人権に関する課題を県民が自分にかかわる問題として関心を持ち、考えるきっかけとなるようさまざまな場面で人権啓発事業を展開することで、県民一人ひとりがお互いを尊重するみやざきづくりに寄与することを目的としております。

2の事業の概要であります。予算額は2,036万6,000円、財源は国庫委託金と一般財源で、事業期間は平成32年度までとしております。

4の事業の内容であります。この事業は、県内の行政機関や企業、団体等で構成する宮崎県人権啓発推進協議会に委託し、実施することと

してありまして、①から⑤にありますとおり、人権啓発強調月間や人権週間における集中啓発、小中高校生を対象とした人権作品の募集、スポーツ組織と連携した大会やイベントの際の啓発活動、若者を対象とした人権映像作品コンテストなど、多種多様な啓発活動を実施することとしております。このうち④の人権映像作品コンテストにつきましては、今年度試行的に実施したところですが、高いレベルの作品の応募が期待できるということが確認できましたので、来年度以降、本格的に実施するものであります。さまざまな場面で、啓発活動を展開し、人権について考える機会を数多く提供することで、県民の意識の高揚が図られるものと考えております。

人権同和対策課の説明は以上であります。

○蕪情報政策課長 それでは、情報政策課の当初予算について説明いたします。

歳出予算説明資料の57ページをごらんください。

情報政策課の平成30年度一般会計当初予算額は12億7,368万4,000円をお願いしております。これは、平成29年度当初予算と比較しまして7,422万1,000円、率にして約5.5%の減となっております。

それでは、主な事業内容について、御説明いたします。めくっていただいて、59ページをお開きください。

中ほどにあります上から3番目の(事項)行政情報処理基盤整備費1億115万2,000円ですが、これは、当課で一括導入している各所属の職員用パソコンの賃料で、当課負担分の経費であります。

次に、一番下の(事項)行政情報システム整備運営費の3億2,369万4,000円ですが、県庁L

AN、全国の自治体間を結ぶ総合行政ネットワーク(LGWAN)等の維持管理等に係る経費であります。

ページをめくっていただきまして60ページの一番上の(事項)電子県庁プロジェクト事業費の4億9,028万8,000円についてですが、説明欄の1、宮崎県市町村IT推進連絡協議会運営事業の1億2,261万3,000円は、電子自治体、電子行政を進めるための県と市町村の連携組織である当協議会に対する負担金で、職員の研修や宮崎情報ハイウェイ21の共同運営に係る経費であります。

次に、説明欄5の行政情報システム全体最適化推進事業の(1)サーバー統合基盤運営費の2億1,294万8,000円は、庁内の各システムについて、サーバーやシステムの集約・統合を進め、県庁全体で経費の削減や事務の効率化等を図っていくもので、そのサーバー統合基盤の管理等に係る経費であります。

(2)の新規事業「IT調達支援事業」の1,100万円は、当課は、各所属の情報システム導入等の適正化を支援する取り組みを順次行っておりますが、その業務全体を見直しまして、民間の専門的な知見を活用できる業務について、外部に委託、アウトソーシングを図ることで、IT調達支援の水準の維持・向上とさらなるコスト削減を図っていくものであります。

7の改善事業「新・電子行政推進事業」の731万4,000円は、官民データ法で策定が義務づけられた官民データの活用推進に向けた県計画づくりと、電子申請などの電子行政推進に係る必要不可欠な基盤の確保・整備を図るための経費であります。

次に、2番目の(事項)地域情報化対策費の2億2,479万9,000円であります。まず、説明欄

の1の情報通信基盤整備対策費の(2)の新規事業「次期情報ハイウェイ構想策定事業」に係る1,000万円については、後ほど常任委員会資料のほうで説明させていただきます。

次の説明欄2の電気通信格差是正対策費の(1)携帯電話等エリア整備事業1億8,749万2,000円は、県内の情報通信格差是正のため、携帯電話等の施設を整備する市町村に対して、その費用の一部を助成するものであります。

続きまして、主な新規事業について説明いたします。

別添の常任委員会資料の24ページをお開きください。

新規事業、次期情報ハイウェイ構想策定事業であります。1の事業の目的・背景にありますとおり、宮崎情報ハイウェイ21は、県民サービスの向上や地域間の情報格差の是正等を目的として、平成14年度から供用している広域情報通信ネットワークであります。県では、庁内の各種基幹システムの運用など、日々の業務に欠かすことのできない情報通信基盤として活用しております。しかしながら、現行の情報ハイウェイが、平成31年度末に契約期間の満了を迎えることから、次期ハイウェイの構築に必要な基本設計等に着手するものであります。

次に、2の事業の概要ですが、予算額は1,000万円で、全額一般財源となります。事業期間については、運用開始を予定している平成32年度から逆算しまして、基本設計のほうを平成30年度に予定しておるところであります。

3の事業効果ですが、次期情報ハイウェイの構築により、庁内ネットワークはもとより、県民サービスを支える基幹システムなど、業務に欠かすことのできない重要な情報通信基盤の安定供給を図られるものと考えております。

情報政策課の説明は以上であります。

○二見委員長 各課長の説明が終了しました。議案について質疑はありませんか。

○緒嶋委員 51ページ、東京オリパラ開会式・文化プログラム等対策事業費677万6,000円、これは、開会式で、天岩戸開きをと知事がいつも言われているんですが、かなり実現性が高いと見ていいわけですか。

○米良記紀編さん記念事業推進室長 先日、補正予算のときも少しございましたけれども、現在、総合プロデューサーがまだ決まっていない状況で国の組織委員会では準備が進められております。いろいろ情報収集をしているところでございますけれども、今のところ何とも言えないという状況ではございます。少しでも可能性が高まるように、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

○緒嶋委員 実現するように努力してほしいというふうに期待をしておきます。

それから、いろいろな芸術劇を中心にイベントがあるわけですが、これは、宮崎市に芸術劇場があるからやむを得んわけですけれども、やっぱり遠方の方がどれだけその芸術劇場に足を運ばれるかといえば、宮崎市の利便性のいい人たち中心の芸術劇場になっておるんじゃないかな。これ入場者の地域別の数というか、そういうのは集計されたことはないわけですか。

○川口みやざき文化振興課長 前回の常任委員会で緒嶋議員のほうからそういった質問がありまして、実は、前回とり始めたところなんです。ちょっとお待ちください、資料を見つけますので。実は、11月11日にチャイコフスキーのシンフォニーオーケストラというのがあったんですけれども、ここで、市町村ごとの集計をちょっとやりました。一応その結果は今出ておりまし

て、入場者数は1,530人いらっしゃったんですけども、アンケートの件数が575件で、回収率が37.6%。そういった中で、県内が538で県外が26、その県内の538の内訳が、宮崎市が313件で73%、あと都城が25件の4.6、延岡が26人の4.8ということで、統計的にはずっと出ているんですけども、遠くは高千穂とかから2人とか五ヶ瀬から1名とか、そういったのはあるんですけども、全体としては、郡部のほうは少ないという状況になっております。

○緒嶋委員 それは大体予想されるわけですか。であるから、移動的なイベントというか、やっぱり地域のそういう文化とか芸術に触れ合う機会のない地域——これも格差があるわけじゃけれど、そういうところに配慮したイベントを移動的に、毎年というわけにはいかんけれど、地域を考えながら、そういうものをやるというような配慮というか、施策をやらないかと私は思うとです。そういうことじゃないと、特定の地域だけがこの恩恵を受ける。運営だけでもかなりの金が要るわけですが、全体的な芸術劇場の運営そのものも、また、老朽化すれば、その対策にも金が要するというふうなことであるので、やっぱりそういう点を考えながら、目配りをするのが行政の姿じゃないといかんと思うんですけど、そういう配慮はされておるわけですか。

○川口みやざき文化振興課長 宮崎国際音楽祭について申しますと、毎年地域で2カ所開催しております。今年度も新富町と門川町で開催することにしております。それ以外にも、劇場が主体となって、アウトリーチ事業というのをやっております。各市町村に出向いて行って音楽家が演奏すると。そういったアウトリーチ事業も取り組んでおりますし、また、国文祭についても、実は全市町村で取り組むということで、

県内全域で文化活動をやろうと今考えております。

○緒嶋委員 国文祭は国文祭でいいんだけど、これは日ごろの芸術劇場の行事としてのことを考える。国文祭が終わったら、またもとに戻るということになるわけだろう。国文祭中心ということなら、どうですか。

○川口みやざき文化振興課長 国文祭は、全市町村で取り組むと。そういったことで、今までそういう文化に親しみのなかった人たちの底辺を広げるといった意味では、国文祭が一つの契機になって、また、そういう文化に親しむ方もふえていけば、そういった人向けに、我々も全市町村に、できるだけ機会が与えられるようなことを考えながらやっていきたいと思っております。

○緒嶋委員 ぜひそういう思いでやってほしいということですので、知恵を出せばできることはないと思うとです。いかに知恵を出すかということだろうと思うし、やっぱり学校教育の中でも、学校に出向いてとか、地域に出向いてとかといろいろあると思うので、そこ辺はできるだけくまなくというか、そういう配慮をやっぱりすることが。宮崎県に一つしかない芸術劇場という位置付けを十分考えて、運営をしてほしいなということを強く要望しておきます。

○二見委員長 ほかございますか。

○蓬原委員 60ページです。携帯電話等エリア整備事業、前、デジタルデバインドなんて言ったけれど、県内のこういう事業をやっておられるということは、先ほども、祖母・傾・大崩山のことでも遭難者のことが、総務部でしたか、出て携帯電話がというふうなことの話も出たところですが、どの程度この携帯電話が通じないところは残っているのでしょうか。

○蕪情報政策課長 毎年度全市町村のほうに携帯電話の入らないところはどこかということで調査させていただいているんですが、去年の8月時点で集計いたしますと、利用ができない世帯、家に入らないというところなんです、そこが252世帯ございます。全世帯に占める割合はほとんど0.05%程度ではあるんですが、山間部の一部、数世帯とか1世帯、2世帯とかいった形で入らないところがまだ幾つか残っているというような状況にございます。

○蓬原委員 市町村でいえば、何カ所になるのでしょうか。

○蕪情報政策課長 市町村でいくと、実際のところ、宮崎市を初めとして、山のほうから宮崎、延岡、市部では、宮崎、延岡、日南、小林、串間、そして、西都、西米良、木城、諸塚、美郷、日之影、五ヶ瀬といったところで、各家に入らないところが、まだ1世帯以上なんですが残っているというところがございます。

○蓬原委員 言うならば、ほんの数世帯ずつなんでしょうけれど、恐らく高齢化が一番進んでいるところかなということで。例えば、救急搬送とか、救急の場合は、連絡が家に入らないのは、外に出れば入ることかもしれないけれども、やっぱり家の中で倒れたりするときの救急、固定電話はあるにしても、いざとなったときには、携帯電話だと思えるので、そこはどうなんですか。見込みとしては、例えば、電気であれば100%行きますよ。固定電話のときもたしか100%いくシステムでしたよね。これ二百何世帯ですけど、100%という見込みは。どうしても電波が届かないというところはあるんだろうけれど、それに対しての対策は何かあるんですか。

○蕪情報政策課長 実を申しますと、携帯電話

サービスというのは、通信事業の中で固定電話と違いまして、ユニバーサルサービスとして位置づけられておりません。そういったことで、全世帯にどうこうというような義務づけがないものですから、今のところ、キャリアという携帯電話事業者のほうにお願いして整備させていただいているところがございます。中山間地域とか、そういったところについて整備が進まないものですから、市町村みずから鉄塔とか、そういったものを整備する事業に対して、国や県のほうからも補助金を出しながら整備を進めているというのが実態でございます。

今回の事業につきましても、予算措置しているものにつきまして、市町村がみずから鉄塔を立てて整備をしようというところに対して、県や国で追加補助をする事業でございます。これにつきましては、来年度は、特に西都市が多うございましたので、西都市のほうを中心に整備しようということで、今進めているところであります。

○蓬原委員 西都市が中心でやられるということで、大体何世帯ぐらい解消できそうですか。

○蕪情報政策課長 来年度の予定では、西都の5地区で23世帯の解消を図ろうということで、今のところ計画をしているところであります。

○蓬原委員 52ページの私立学校退職金基金事業補助金7,784万9,000円ですけれども、これ幼稚園も入っているわけですか。

○川口みやざき文化振興課長 幼稚園も入っております。

○蓬原委員 幼稚園の退職金への補助率というのがあります。ちょっときょうはデータ持ってきていませんけれど、たしか他県に比べて本県は低いというデータが出ているように聞いておりますが、いかがなものでしょうか。

○川口みやざき文化振興課長 他県に比べると補助率は低くなっております。

○蓬原委員 本県の補助率と九州管内の一番平均的というか、参考となる比較になる数字はお持ちじゃないですか。

○川口みやざき文化振興課長 宮崎県、29年度のデータでいいますと、補助率は1000分の11.6となっております。これが、高いところでは福岡は1000分の36です。長崎が33、熊本が25、佐賀が16というデータがございます。あと定額のところはちょっとわからないところがございます。

○蓬原委員 今大きいところでいえば3倍、近いところでも2倍、やや近いところで1.5倍ぐらいの差があるのかなと思いますけれど、知事の公約の中に、日本一子育てしやすい宮崎県というのがあったと思うんです。だから、今、幼稚園の退職金基金への補助が低いということは、今この人手不足の中で、幼稚園教諭の確保に大変苦慮され始めているという話も聞いていまして、そういうところからすると、どうなのかという懸念がございます。宮崎県がこれまで低かった理由というのは何かあるんでしょうか。

○川口みやざき文化振興課長 基本的にこれ単の事業なんですけれども、交付税措置があるということで、その交付税の算定の率で基本的に出している。他県はそれに上乗せして出しているという状況です。財政状況が厳しい本県では、それ以上のものがなかなか出せてないところだと思います。

○蓬原委員 財政的な事情があるのはよくわかるんですけれど、今、地域間競争をやる中で、こういうことがあると、先ほど若い女性の県外への就職の話もありましたけれど、やはりこういうことが間接的にいろいろ響いてきて、県外

へ人が出ていくということの要素の一つだろうと思っています。きょうはここまでにしときますけれど、一つの大きな今後の知事の公約、日本一子育てしやすい宮崎県ということの大きな看板と、実際のところの差が。退職金への補助率が一番九州で低いということ、そして、若い女性がやっぱり外へ出ていくという現実等々を、一応大きな問題提起としてここまでの話にきょうはしておきたいと思います。

○中野委員 まず、44ページでお尋ねしたいと思うんですが、協働運営事業費、これは、NPOとか協働支援センター事業ということで2,167万4,000円あるんですが、これNPO等の支援を受ける団体というのは、件数というか、何件ぐらいあるんですか。

○弓削生活・協働・男女参画課長 これにつきましては、NPO協働支援センターという推進拠点を、キテンビルに設けているところでございます。事業内容としましては、相談でありますとか、研修、それと、活動支援スペースとしてセンターの中にあるスペースを利用いただく、そういうところでございます。相談事業でいきますと、電話相談とかの対応で2,029件でありますとか、NPOの協働の対応でありますと65件というのが28年度の数字でございます。あと研修につきましては、NPO関係が28年度6回、284名、また、企画力向上、また別の形の研修でございますが、これが3回で78名。あと、先ほど、最後に申しあげました活動支援スペース、これについては、28年度が314件で3,909人の方に利用いただいているということでございます。

○中野委員 次に、49ページ、宗教法人調査費というのが、毎年19万6,000円組まれているようですが、これは、宗教法人の認証と書いてあるけれど、期限があるわけですか。毎年期限が来

たところの調査をして、そして、またそれを認証していくという事業になるわけですか。

○川口みやざき文化振興課長 宗教法人につきましては、県が所管している部分がありまして、設立認証とか規則の変更認証等の認証事務、あと境内地、境内、建物の非課税証明等をうちのほうの事務として行っているところでございます。

○中野委員 新しくこれを宗教法人に認定するとか云々じゃないわけですよ。ただ、これ調査に要する費用というのを、非課税対象であるのかないのかとか、そういうのをやっぱり常時県が調査されているわけですか。

○川口みやざき文化振興課長 *宗教法人の認定はうちではございませんが、そういう境内の敷地とかそういった非課税の証明とか設立認証、規則変更等の認証事務等を行ってございます。

○中野委員 次に50ページですが、この県立劇場の管理運営に係るところの2番です。大規模改修事業費4億2,775万5,000円です。来年度は、25周年を迎えるということで、それぞれの記念行事があるようですが、この大規模改修というのは毎年出ているようですが、いつごろから始まって、今、大規模改修を何回、何年したもんでしょうか。

○川口みやざき文化振興課長 開館から13年目となった平成18年度に、今後の改修費用の平準化を目的として改修計画を立てております。それを順次更新しながらやっております、平成19年から28年の決算までに13億1,232万7,000円の改修を行っております。29年につきましては、先日の補正のときに御報告しました1億7,399万7,000円、今年度予算が4億2,700万ということで、年次的に大体2億とか3億の金額で改修

※103ページに訂正発言あり

をしてきております。これは、設備の耐用年数とかありますので、順次それを迎えてきて、設備の更新をしておるといったものと、緊急時の雨漏りとかの修繕とか、そういったのも入ってはきております。

○中野委員 ことは、空調とか舞台云々と言われましたが、4億2,700万というたらもうかなり大きい、今まででは一番大きな修繕になるわけですね。

○川口みやざき文化振興課長 平成30年度につきましては、実は、空調と照明の設備を、本来は30年度と31年度に分けて実施する予定でございましたけれども、1年で改修したほうが経費が安くつく、共通経費とか足場とか、そういったのが安くつくということや消費税の増税等も見据えまして、30年度に2カ年分をやるということで、こういう額になっております。次年度は、今の予定では、4,300万程度になる予定でございます。

○中野委員 31年度はその分だけ低くなるわけですか。将来まだずっと続くわけでしょう。この事業が、もう際限なく続くというふうに理解しておったほうがいいんですか。

○川口みやざき文化振興課長 一応平成31年から41年の計画も立てておまして、そこでも、毎年同じような額が出てくるということで続いていくと考えております。

○中野委員 毎年同じような額というのは、4億台ということではないんですか。さっきは空調と照明を一緒にしたから4億になったわけですが、毎年大体幾らになるんですか。

○川口みやざき文化振興課長 大体2億ぐらいかかっておまして、平成31年から41年の計画でいきますと、これ12年間ぐらいになるんですけれども、大体19億ぐらいかかる見込みを立て

ております。

○中野委員 次に、郷土先覚者顕彰事業というのが、わずかな金額あるんですが。先覚者顕彰事業、来年度はどういうような顕彰事業をされるわけですか。

○川口みやざき文化振興課長 郷土先覚者顕彰事業は、もう平成19年度からずっとやっております、大きくは3つ、総合文化公園の銅像探訪事業ということで、県内の小学生が遠足等で銅像を見学に来るときのバス代とかの補助をやっている事業と、あとガイドツアーをやっておりますので、ガイドの養成とか運営委託をやっております。それと、銅像メンテナンスや郷土先覚者に関する講演会というのを毎年やっております。今年度は、小倉處平と島津啓次郎について、県内の延岡、日南、宮崎、3カ所で講演会をやっております。来年度も同じような形で、どなたをするかはまだ未定ですけれども、講演会とかも予定しております。

○中野委員 次の国民文化祭開催準備事業ということで3,000万ちょっと予算がありますが、国民文化祭に向けての準備はかなり進んでいると思うんですが、実態はどんな状況なんですか。

○川口みやざき文化振興課長 平成29年度は、10月に基本構想を実行委員会のほうで承認させていただいて、その後は市町村への説明会とか、分野別フェスティバル——これ市町村が主体になって、分野別フェスティバルというのを全市町村でやることにしているんですけれども、文化団体に対しては、企画をその市町村に持ち込んでいただくようお願いをしたところがございます。

今、県主催の開会式等の日程とか場所とか事業構成について、宮崎らしさを打ち出すために

不可欠な内容や要素は何かといった視点で、企画会議等の意見をいただきながら検討を進めているところでございます。

○中野委員 国民文化祭というのは、文化団体も含めて市町村が事業の主体になるんですか。

○川口みやざき文化振興課長 国民文化祭は、基本的に開会式とか閉会式、それと、シンポジウム事業といったものを県事業で行いまして、各分野の短歌であったりとか、吹奏楽であったりとか、そういったものの祭典は、各市町村と文化団体が主体となって開催されているのが基本となっています。

○中野委員 つまり、県そのものが主催する文化祭というのではないわけですか。

○川口みやざき文化振興課長 県は、全体のそういう文化イベントもやる予定にはしております。市町村は、市町村ごとの文化振興施策とか、従来から取り組んでいる文化資源を活用した事業とかございますので。市町村は市町村でそういった文化事業に取り組んでいただいて、県は全県的な網羅するようなものを一つ、今、数はちょっと言えないんですけど、何点かそういう事業をやりたいとは思っております。

○中野委員 私は、11月の議会でこのことで提案した案件もあったんですけど、知事の答弁では、何かおもしろいから検討しましょうとか言いましたが、そういうものはどこが主催になるんですか。県ですか、市町村ですか。

○川口みやざき文化振興課長 開会式とか閉会式の中で取り込んでいく要素であれば、県のほうの事業として、今、企画会議でどういった要素を入れていくかということで、検討しております。議員から提案のありました、そういう神話とか海道東征とかについても、そういった中でどういったことが活用できるのか検討してい

くことにしております。

○中野委員 もし、それが県の主催から逃れた場合は、どっかの市町村がやろうと思えばできるということですか。

○川口みやざき文化振興課長 文化団体のほうは、以前、県のオペラ協会が企画を3つぐらい持っていて、一つは、カンタータの海道東征、あとミュージカルの海幸・山幸、それとオペラの天の岩戸という企画を3つ持っていました。先ほど申しましたように、各文化団体に対しては、そのオペラ協会がやりたいと思っていられる事業内容とか事業費とか運営人員とか、そういったのを企画立案して、市町村に提案していただくように、オペラ協会にはそういったことで依頼し、オペラ協会も了解して出すということでした。そういった動きはありません。

○中野委員 いずれにしても、こういうのは早く決めないと準備が要りますから、いろいろと取り組んで、実際開演までにはかなり時間を要する話ですよ。早目に決定を急いでほしいなと思います。

次に、52ページですが、私立中学校等就学支援実証事業費補助金ということで。これは、年収400万円以下を対象にしてということでしたか。まだ、3,920万ですね。これの対象者というのが何名いるんですか。

○川口みやざき文化振興課長 積算では392人、1人当たり10万ですので、金額も3,920万ということになっております。

○中野委員 392名の年収400万円以下の方が私立の中学校に行っているということですか。

○川口みやざき文化振興課長 平成30年度の生徒見込みが1,956人いるんですけども、大体その20%がこの対象になるのではないかというこ

とで積算しております。

○中野委員 中学校というのは義務教育の範囲内ですから、そういう私立の中学校がないところの子供たちは、私立に行くことでの何か教育があるんでしょうから、行けない地域の人も実際おりますよね。そうすると、その地域に、中学校のあるところの人たちは、私立のほうにも行けるということで、そして、県も補助をするという制度になっているわけですが。中学校があるところとないところの何か差と言っはいいませんが、何かちょっといまいちというような感じがしますけれども、そういうあたりの整合性というか、それはきちんととれるわけでしょうね。

○川口みやざき文化振興課長 これは、国の10分の10の補助金でありまして、国策として、私立学校に通う生徒さんたちの負担軽減ということとでなされている事業と考えております。

○中野委員 それから、委員会資料の18ページをお尋ねします。

県立芸術劇場が25周年を迎えるということのイベントですが、この事業内容を見ますと、いろいろ書いてあるわけですが、この事業そのものは、県が、いわゆるみやざき文化振興課が主体としてやるものなんですか、それとも、何かどっかに丸投げしてやるということなんですか。

○川口みやざき文化振興課長 これにつきましては、県立芸術劇場に委託ということで考えております。

○中野委員 大体その利用者、見学者を含めてどのぐらいを想定されているんですか。

○川口みやざき文化振興課長 今のところ、集客目標は3,000名ということで立てております。

○中野委員 県立芸術劇場が首尾よくちゃんと

してくれるとは思いますが、事業を組んだのは文化振興課ですから、ぴしっと指導して、少しでも見学を含めた利用者がふえるような策を練ってほしいなと思います。要望しておきます。

○二見委員長 ほかがございせんか。

○河野委員 人権同和対策課ですけど、一般質問でも出てきましたが、人権同和対策課が扱う事業の中で、LGBTに関するというか、意識した事業はこの中にありますか。

○工藤人権同和対策課長 LGBT、いわゆる性的マイノリティの方に特化した事業というのはございせんけれども、歳出予算説明資料の55ページ、人権同和問題啓発活動費、2つの事業ございせんけれども、いずれの事業につきましても、やっぱりLGBTをテーマにした取り組みというのは可能でありまして、大学やNPOへ委託している事業につきましても、それをテーマにした取り組みというのは幾つか上がっております。さらに、一人ひとりが考える人権が尊重されるみやざきづくりのほうにしましても、実際、さまざまな人権問題をテーマにしてということですので、LGBTをテーマにすることも可能でありますし、実際に、やはりそういったのもあっております。

それと、その下の宮崎県人権教育・啓発推進方針推進事業費ですけども、センターがいろんなところから依頼を受けて職員を派遣して、いわゆる出前講師、こういうことで行っておりますけれども、最近では、この性的マイノリティの問題を話してほしいというような依頼もたくさんございせん。

○河野委員 私も認識をちょっと間違っていたというか、そういう状況があつて、これは人権の中でやっぱり大事な観点だなというか、早目

に学ぶというか、認識するというか、これは必要な部分だなというのが実感としてありますので、ぜひ意識して取り組んでいただきたいと思います。

○川口みやざき文化振興課長 済みません。先ほどの中野議員の質問でちょっと訂正させていただきます。宗教法人の認定はしてないということで申し上げましたけれど、宗教法人の設立認証は所管しております。申しわけございません、訂正させていただきます。

○前屋敷委員 歳出資料の43ページの生活・協働・男女参画課の交通安全対策のところなんですけれど、この交通事故相談運営事業無料相談ということでしたが、年間、昨年度でどういう状況かを教えてください。

○最上川交通・地域安全対策監 交通事故相談所の28年度の相談件数にありましては、164件、29年度1月現在では123件という状況でございます。

○前屋敷委員 目的が被害者の救済ということもあるんですけれども、どういう状況ですか、救済に至っているのかどうか。いろんな状況で違うんだらうと思うんですけれど。

○最上川交通・地域安全対策監 相談の主な内容は、主に過失割合とか、あと示談がうまく進まないとかいった状況でありまして、そこあたりの段階までの紛争に至らない相談でありまして、紛争となれば、ADRそんぽセンターとか紛争処理解決センターとかいろんな救済センターがございますので、そちらのほうを紹介、あっせんする形で紛争解決までは踏み込まず、その事前の段階の相談で紹介という形でやっております。

○前屋敷委員 もう一件、男女参画課で、46ページの説明の中の(2)ですけれど、男性も女

性も輝く男女共同参画啓発事業、これ毎年されているんですけれども、具体的にはどういう啓発がなされ、どういう状況にあるというふうに思われるか。

○弓削生活・協働・男女参画課長 この内容につきましては3点ございまして、新聞広告等のメディアを使いましたそういう啓発活動、あと啓発パネル等を使いましたもの、それとキャンペーン等を打っているものもございまして。また、2点目については、市町村におきまして、講演の中で意識の醸成とか。例えば、市町村が意識の醸成をする場合に、講師を派遣する旅費であるとか講師料を支払ったりというふうなところでございまして。

そのような状況でございまして、啓発事業をずっと続けていくのが、男女共同参画については非常に大切でございますので、地域において、そういう市町村を通じた啓発をするのと、全県的な新聞等を図った啓発を進めているというところでございまして。

○前屋敷委員 ぜひこのところの啓発は、男性も女性も地域も社会もですが、意識がやっぱり言われたように、同じ目線になっていかないとなかなかここはそういう状況になりませんので、そういったところは、ここの担当課のところが一番課題としては受けとめて、そういう事業もされておられるんでしょうけれど、そういう同じ認識が広がるようなところをぜひ力も入れていただきたいと思います。わずか予算が組まれているという状況なんで、そのところは、状況もしっかり把握をしていただきながら進めてほしいというふうに思います。

それと、あと(4)のみやざき女性の活躍加速化事業というのをちょっと具体的に。

○弓削生活・協働・男女参画課長 これにつき

ましては、みやぎき女性の活躍推進会議という任意団体がございます。これについては、27年に設立ということで、現在が276社でございまして、設立目的自体は、多様な女性の働き方を推進していくということでございます。構成としては、企業であり団体であり、また行政でありというところがございます。それにつきまして、それぞれの職場風土の醸成であるとか、ワークライフバランス、女性の活躍などをテーマにした講演会とか、もしくは意見交換会、年3回程度開催してございます。

○前屋敷委員 この予算400万というのは、講演会であるとか、会議であるとか、そういった経費に充てられるということですか。

○弓削生活・協働・男女参画課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○前屋敷委員 実際企業で取り組んでいたり、女性の活躍を促進していこうというところなんですけれども、直接助成するとかいうのはないんですね。そういう講演をすれば、そこに助成がつくというものですね。

○弓削生活・協働・男女参画課長 直接助成をする予算はございませんで、例えば、企業の経営者であるとか、人事担当者であるというのが、参加の半分程度ではございます。そういうところで、職場において、どう働きやすい環境をつくっていけばいいのかというふうなところを。講師としては県外のコンサルタントであるとか、もしくは職場改善をした社長さんであるとか、講師等呼んで講演を行ったり、また、地元のそういう企業の方を含めたパネルディスカッションをしたり、企業の何名かでグループ分けして、それぞれの職場の現状を話していったりと、意見交換をしたりというふうなところがございます。

○前屋敷委員 そういう認識を持っている企業であるとか団体であるとかというのを、地域でも広げていく点ではどういう啓発をされているんですか。

○弓削生活・協働・男女参画課長 私どもの支援しているその任意団体は、なるべく県内のほうにまずは会員を広げていって、それで、それぞれの地域において、そういう意識が高まればいいなというところがございます。宮崎では大体開催していたんですけども、延岡で開催しまして、先日は、都城で開催いたしました。そういうふうにならぬように広がっていきまして、また、1名、非常勤職員を雇用しております、その職員は日々会員獲得といたしますか、そういうところで、活動をして、急激に、今会員がふえている、そういうところがございます。

○前屋敷委員 わかりました。結構です。

○緒嶋委員 ちょっとわからんとですけども、私は人権同和というのは大変重要な問題だと思うんです。55ページ、人権同和对策調整事務費というのは、具体的にどういうことに使うわけですか。

○工藤人権同和对策課長 主な内容としましては、会議の開催費でありますとか、あと全国組織で全国人権同和行政促進協議会とかという組織があったりします。そちらへの参加経費でありますとか、情報収集等で、国の財団法人のセンターがやる研修とかいろんな研修がございます。そういったものの参加経費でありますとか、事務費的なものになってまいります。

○緒嶋委員 人権同和对策課として、現在最も課題として頭にあるのは何ですか。一人ひとりが考える人権が尊重されるみやぎづくり推進事業、これ2,000万もかかるわけですが、何が一番大きな課題なんですか。

○工藤人権同和対策課長 私どもがやっております啓発、人権問題全般でいろいろございますけれども、中でも一番課題だと考えているのは、いわゆる同和問題、部落差別を、私ども固有の人権の課題のテーマとしておりますので、それをいの一番に考えております。

○緒嶋委員 まだ現実にやはりそういう差別的なものがあるという認識ですね。

○工藤人権同和対策課長 往時に比べれば、随分質とか変わったところでありまして、インターネットの上で非常に差別的な言葉が飛び交ったり、今それを助長するような行為が行われていたりというのはございまして、今もそういう問題は、形を変えながら残っていると認識しております。

○緒嶋委員 ならこの人権同和対策課というのは、まだずっと永遠に、やはり対策課としては続くという認識でいいわけですか。

○工藤人権同和対策課長 永遠にというのではないと思います。やはり、我々、この問題を解決するために努力しているわけでございますので、ただ、今はまだ残っているという認識です。

○二見委員長 先ほどの退職基金の確認なんですけれども、新年度予算の事項のところで見ると若干ふえている感じはするんですが、52ページの(2)の4のところ。先ほど1000分の11.6というのは、平成29年度の話だったんですが、30年度はどのようになっているんですか。たしか29年度と28年度は同じ金額で、割合が若干下がったという記憶だったと思うんですけれども、これが30年度はどのようになっているのか。

○川口みやざき文化振興課長 率ということでずっと説明してはいるんですけれども、基本的に定額になっていまして、率に換算すると、もと

となっている職員の給与、その給与が処遇改善とか対象人数がふえていることもありまして、率に戻すと年々下がってきているという現状にあります。

○二見委員長 そうだと思うんです。定額だった記憶があるので、それに対して、これは幼稚園退職基金ですけれども、同じように、中学校、高校、それぞれあると思うんです。それも定額でずっとされているんですか。たしか割合的にいったら、こちらのほうが大分大きかったような記憶があるんですが。

○川口みやざき文化振興課長 中高分のほうの割合としては、28のデータでいいますと16.6、幼稚園が12.0なので、中高のほうが高いということになっております。

○二見委員長 金額は同じように定額でされているんですか。それとも、割合でされているんですか。

○川口みやざき文化振興課長 中高の分も定額ということで、毎年同じ金額になっております。

○二見委員長 定額にしてもその率が違うということの理由は何なんですか。これ基金の運営なので、今、働いている方々の給料に応じて、いわゆる後々必要となる金額が弾き出されていくことなんだと思うんですけれども、中高の基金、幼稚園の基金それぞれの現状が違うということなんですか。私学のほうの負担の割合もまた違うんだらうと思うんですけれども、そこ辺をどのように認識していらっしゃるのか教えてください。

○川口みやざき文化振興課長 幼稚園のほうは、もともと退職される方がすぐやめたりとか、そういうことで基金がなかなか積まれていないところも現状にあります。

補助率の関係は、確かに比べると低いんです

けれども、もともとが交付税の措置の算定がもとになってつくられている経緯もありまして、ずっとこの状況で来ているということになるのかと思います。

○二見委員長 わかりました。もう一つちょっとお聞きしようと思ったのが、56ページの4のところなんですけれども、犯罪被害者等支援連携推進事業というのが組んであるんですが。この犯罪被害者等に対する支援というものは、主に警察のほうでされている事業かなと思っていてるんですけれども。こちらの人権同和対策課のほうで、連携推進という立場でこうしてらっしゃるといことは、やはり警察の事業だけではなくて、こちらのほうでもしないといけない部分があると思うんです。どのような活動、事業内容になっているのかを教えてください。

○工藤人権同和対策課長 おっしゃるとおり、中心は警察のほうで見舞金でありますとか、そういった制度を持っておるんですけれども、犯罪被害者支援というのをやりますときに、行政のほうもいろいろかわりが出てまいります。そういったことで、こちらのほうにも、その相談対応窓口をとということがございまして、まず、知事部局のほうですと、私どもでもあと関係課のほうとの連携、市町村のほうとの連携というのがございまして、これの主管課長会議の開催でありますとか、そういった担当職員向けの研修とかをやっているところでございます。

○二見委員長 この犯罪被害というのは、全く被害に遭われた方々に何の落ち度もないといえますか、全く不利益を被るだけのことでありますし、また、関係者の方々、家族とかを初め、そういった方々の心のケアとかも本当に必要になるんだらうなと思うんです。そうになると、やはり、今おっしゃられたように、警察だけじゃ

なくて、いろんな福祉の面だったりとか、市町村との連携とかも必要になると思うので、なかなかクローズアップして表にという話ではないのかもしれませんが、そういう必要とされている方々に、本当に寄り添って事業が進んでいかれるように努力をぜひお願いしたいと思えます。

ほかは特によろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上で第3班の審査を終了します。

各課ごとの説明及び質疑が全て終了しましたので、これから総括質疑を行います。総合政策部全般について質疑はありませんか。

○蓬原委員 34ページの地域活性化促進費、その説明欄の3、宮崎縣市町村間連携支援基金事業5,153万、これは、総務部の市町村課でこういう事業をやっておられまして、特定財源として、宮崎縣市町村間連携支援基金100万のお金で、知事と市町村職員、あるいは市町村間の広域連携支援というのに取り組んでおられます。5,153万という、この34ページのお金は、基金への積立金ですか。

○奥中山間・地域政策課長 これは、宮崎縣市町村間連携支援基金という基金を活用した事業でございます。この事業につきましては、今、非常に流れが広域化していく中で、単独の市町村ではなかなか解決できないものがたくさんございますので、近隣の市町村が連携して地域づくりに取り組んでいこうと、そういったものを支援する事業でございます。

○蓬原委員 具体的には、今ここでやろうとする事業は、市町村課がやるのとは違うわけですね。

○奥中山間・地域政策課長 市町村支援という

意味では一緒ですけれども、市町村課がやっているのは、来年度から始まるんですが、市町村の事務事業の効率化を目指している調査事業の部分だけをこの基金を使って来年度からやるということでございます。うちの事業としては、そういった事務事業の連携だけではなくて、もっと広く観光振興、地域振興的な事業も含めて、この基金事業のほうでやっているということでございます。

○蓬原委員 これは、市町村の補助金みたいなやつですか。これだけを県が単独でやる事業。

○奥中山間・地域政策課長 これは、市町村への交付金です。形としては補助的な意味で。

○蓬原委員 この市町村間連携支援基金というのは、現在高はどれだけあるんでしょうか。

○奥中山間・地域政策課長 29年度末で3億3,000万でございます。

○蓬原委員 ことし新たに、積み立ては行われていないということですね。

○奥中山間・地域政策課長 積み立ては行いません。

○緒嶋委員 知事がそれぞれの地域へ行って、県民、市町村とのふれあいをやっておられるわけですが、問題は、その市町村でいろいろ課題とか要望とか出てくるだろうと思うんです。ただ、会議をするだけじゃなくて、何かがあるからされるわけだろうし、また、そういう地域の課題を吸い上げるというか、県政に何とか反映させようという思いで知事も行かれるだろうと思うんです、県政の発展のために。そういうことがうまく機能しておるのかどうかということ。私はぜひ機能して、そういう地域の思いが県政に反映させられなければ意味がないという思いもするわけですが、そのあたりは、どの程度、知事が、総合政策部が中心になってやられるの

かわかりませんが、いろいろな各部との連携、要望、うまくそれは伝達されておるわけですか。

○吉村広報戦略室長 知事のふれあいフォーラム等で出ました意見については、全て関係部局にまず伝えております。あわせまして、市町村で開催するということがありますので、地元の市長さん、あと議長さんにも御出席いただいて、地元の課題ということで、共通認識を持っていただけるように出席をお願いをしておりますし、あわせて地元選出の県議会議員の方にも御出席をいただいているところです。

意見を積極的に反映していけという御指摘をいただいているところで、そのことについても、この決算特別委員会の指摘事項は、全部局に伝えて、可能な限り反映させるようにしているところです。

実際、反映した例を何点か申し上げますと、29年度といたしまして、今年度、民生委員制度100周年を迎えたということがございます。民生委員のなり手が非常に不足しているということで、フォーラムのほうでぜひ、テレビとかラジオでPRをしてほしいとございましたんで、広報戦略室で所管しているテレビ番組のほうで特集を組んでテレビで広報等を行いました。

また、分野版のほうで、建設産業に従事している方のほうから、若手の技術者を確保するために、ぜひ週休二日制の工事、あとICTを活用した工事、これらをぜひ推進してほしいという要望がありましたので、関係部局に伝えましたところ、29年度から一部工事につきまして、そちらの工事を実施した場合は、事業費の補正とか設計の見直しとか、そういうことを行うように対応をしているところであります。

あわせまして、30年度の予算への反映という点で申し上げますと、高齢化が進んでおりまし

て、市町村の有害鳥獣を駆除する駆除員の方がなかなか確保できないという現状がございます。これにつきましては、市町村と連携して、狩猟免許の取得経費の助成をするようになったりとか。あと先ほど中山間・地域政策課の課長のほうから説明がありましたけれど、ユネスコエコパーク登録地への観光客の受入の整備促進ということで、ぜひ情報スペースとか案内看板、このあたりの整備支援を行ってほしいという要望もございましたので、これにつきましても、市町村が行うものについて、担当課のほうから支援をするような事業を予算に組み込んだりして、幾つか施策に反映をしているものが出てきております。

○緒嶋委員 それで、私は一番重要だと思うんです。市町村だから、ある意味ではローカルの意見も出るだろうと思うし、広域的なことも考えないかん。今言われたようなこともあるだろうと思うんですけど、やっぱりそれが目に見えて反映され、また、その市町村にこういうことで対応しましたという、一方通行じゃなくて、やはりこういうことで努力しておりますとかというようなことをやるというか、そういうことが、やっぱり市町村もありがたいわけですよ、そういうのが伝わってくれば。ああいうことを言ったら、知事はうまく対応していただいたという、そういう思いもあるし、それが現実、地域の課題解決にもなるわけだから、それを積極的にやる必要があるだろうと思うんです。やっぱり大きな道路整備とかいうのは、これは、知事の一存でいかないこともあるけれど、さっき言われた週休二日制というのは、建設業でも一番重要な課題になっているわけですよ、後継者育成という意味からも。やっぱりもう建設業は休みもないし、雨の日も全て働かないかんとい

うことで、若い人がなかなか採用しても、一人もいないというふうなのが現実の問題にもなってきたおるわけで、そういうことを週休二日制をうまく取り入れたということになると、事業費から、契約金額から見直さないかんわけですよ。そういうことができるというのは、大変本当ありがたいことだと思いますので、スピーディーにもものが進むように、今後とも、それは有効にやってほしいなというふうに思いますので、期待しております。

それと、今度の予算では、国体に向けてのいろいろな施設整備について、それこそ延岡とか都城とか宮崎市とかのことに対応する予算的な措置は何もないわけですか、今度の30年度の予算には。

○松浦総合政策課長 国体の関連につきましては、教育委員会のほうで所管しておりますので、そちらのほうで御報告しているというふうに考えております。

○緒嶋委員 それでも、来年度は、今度は総合政策部のほうで、組織上は具体的には動くということになるわけでしょう。そのあたりはどうですか。

○日隈総合政策部長 予算の関係は、総合政策課長が申し上げたとおり、教育委員会のほうで予算措置して、年度変わりましたら組織がえということで、必要な予算をこちらのほうに移す形になると思います。新年度に入りましたら、組織的に、今度の国体整備の関係は総合政策部のほうで担当させていただきますが、具体的にその市町村との調整、そして、建設するときに、民間活力、要するPFIとか、そういった活用についても検討していく必要がありますので、知事直轄ということで総合政策部のほうで担当させていただくことにしました。

ただ、ちょっとPFIの活用等、するしないも含めて、あるいはもう本当するとしたならば、ちょっとここはやっぱり1年ないし1年半、2年近くちょっと検討時間も必要になるのかなというところもございます。開会前の二、三年前ぐらいまでには建設が終われるように、そのタイムスケジュールはしっかり念頭に置きながら、これから進めていきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 特に、延岡市なんか市長もかわられたし、いろいろな意味で、調整をうまくやらんと、これはもう8年後やろう。そして、2年もそれにかかっておれば、具体的にはもう四、五年の工事期間でやらないかんというようなことにもなるわけですね、タイムリミットとしては。そうなった場合に、本当にうまくいくのかなという、今から相当スピーディーにやらなければ、調整そのものがおくれるおそれもあるんじゃないかなと。それは、都城にしても、どこまで都城市が負担するという明確な約束事が延岡でもあるわけですか。それこそ公文書じゃないけれどあるわけですか。

○松浦総合政策課長 まだ確定をさせたというものではありませんけれども、話し合いの段階ということではありますけれども、大まかにこれまで協議をずっと続けてきておまして、実際、例えば、施設を整備するときに、民間活力をどこまで取り入れるかとか、そういった手法によって少し変わってくる分があるものですから、確定できない部分はまだあるんです。大体こういうようなパターンのときにはこういうふうな役割分担でいきたいと思いますかというような話し合いは続けてきておりますので、特に都城の場合はいろんな作業が必要になってくるものですから、そんなところの詰めというのは、今やっ

ているところでございます。

それから、延岡のほうなんですけれども、これまである程度話を進めてきている内容について、これまでの協議の延長の中で進めていただけるかどうかというようなところが一番大きな課題になってくると思っております。そこについては、まだ最終的な確定というか、そういうふうな方向までお話し合いができていますけれども、早急にそこを詰めて、しっかり進められるような形をできるだけ早くつくっていきたくて考えております。

○緒嶋委員 延岡の場合は、県立体育館と市の体育館を併合するというか、一緒につくるということしか。もう県の体育館だけで、市の体育館はつくりたくないという形になるわけですか。ちょっと意味がわからんとやけれど、そこあたりは。

○松浦総合政策課長 形として、どういうふうな形でいくのかまでの詰めがまだできておりませんが、考え方として一応二通りのパターンで考えております。今の市の体育館の機能を残そうとすると、そこに付加して、国体レベルの会場をどういうふうにつくっていけばいいかという考え方になると思いますし、延岡市のほうの前の話し合いの中の選択肢の一つとしては、かなり老朽化もしているの、一緒に取り壊して合築して、それぞれの持ち分で運営していくような形としても、一つの案としてはあるというふうなことで、どちらにするかはまだ確定しておりませんが、そういった可能性のところの選択肢としての話し合いは随分続けてきたところでございます。

○緒嶋委員 いずれにしても、私は時間的にそうゆとりはないんじゃないかなという気がするの、そこ辺をうまく整理していかなと、やっ

ぱり地域バランスをとりながらやられたことが、結果としてそれうまくいかんかったということであってはいかんわけで、十分そこ辺を考えながら調整をしていただきたいと要望しておきます。

○松浦総合政策課長 私どもも、そこが一番重要なポイントだというふうに思っております。延岡市の新しい市長さんのお考えもあると思いますので、そこは早急に確認をした上で前に進められるような形をつくっていきたいと思っております。

○前屋敷委員 40ページの産業政策課の2段目の説明事項の中で、産業人財確保支援基金事業なんですけど、これは、基金としては幾らで昨年から始まったんですか。

○重黒木産業政策課長 今回ここに計上しています5,571万8,000円のうち、基金に積む分が4,010万円というふうになっております。29年度に基金に造成した額が1億数千万でしたので、それと合わせて1億6,000万ぐらいの基金ができるという形になります。

○前屋敷委員 わかりました。

○二見委員長 ほかがございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、その他で何かありませんか。

○中野委員 総合交通課の総合交通対策です。これは、陸海空の交通網についてということですが、これには一般の県道とか国道も入るんですか。

○小倉総合交通課長 総合交通課は、地域公共交通の維持確保が基本的に目的になっておりますので、道路の整備ということについては、基本的に予算計上はしておりません。

○中野委員 実は新燃に係る話ですが、総合政策部長のお耳に入れておきたいと思うんです。土曜日の早朝に制限が拡大して4キロになりました。私も日曜日にえびの高原に上がってみたいんですが、閑古鳥が鳴くという言葉がありますが、その閑古鳥も見つけることができんぐらい、もう本当にゼロに近いです。それで、県の施設である高原ホテルにも行きましたが、それまでの利用が、もう1割から2割だという話も聞きました。今週になってうんとまた減ると思うんです。あそこの利用者は、鹿児島ナンバーが6割ぐらいなんです。今まで小林市からも行けなかった。今度は、鹿児島県から全く行けなくなりました。それで、私が話したいのは、今、えびの高原に行く道路は、えびのからえびの高原に上がる30号だけなんです。これは主要の県道ですが、その30号は大型バスが敬遠しているんです。ほとんど今までは、県道1号の宮崎県的小林側がストップした場合は、鹿児島からの100%近いぐらいの往復でした。ところが、そこもストップしたので、恐らくえびの高原には、大型車での乗り入れというのはもうなくなると思うんです。現状はそういうことだということを、総合交通課には関係ないかもしれないけれど、総合政策部長として御認識してもらえればなと思って発言させていただきました。

答弁はいいです。御認識を。

○蓬原委員 今、議会のほうで国に対して意見書を出そうという。恐らくこの委員会なんだろう。緒嶋委員から御提言がありまして、そのことで今から進もうとしております。これは、経営安定化基金3,877億円について、国会での大臣の答弁等々もあるようでございまして、そのことからしても、やはり、我々からはもう手の届かないところ、JRにその陳情をすることし

かない。この前、常務、専務もお見えになり、ある瞬間険悪な雰囲気も私個人的にはあったんですけれども、これはもう国において、前も御発言があったと思うんですが、部長のほうからも国会議員等に働きかけをしていただいて、私も個別にはお願いをしたりはしていますけれども、やっぱり議会としてちゃんとやるべきではないかということで、今意見書の取りまとめを、こっちは発議ということでやろうとしております。

それで、オールみやざきという言葉が非常に今言われるわけですけれども、やはり我々議会は、住民を代表する立場であります。当然、行政も同じく県政の発展、住民の福祉向上を願うところですから、オールみやざきということでは、同じ共通認識になっておかないと、やはりどっかで齟齬が出て、我々は反対するけれども、どうも行政の尻が重いかということになると、これは仮の話です。オールみやざきとしての力が、ベクトルが同じ方向に向いていかないと発揮できませんから、そして、なぜこれやるかというのは今後のことがあるわけです。今後のことがありますので、そこで一つ、その他の事項のところ、ちょっとお話を、部長の意見を聞いたりとかしておきたいと思ったので。まずは、今、現状とこのことに対する御認識と、いろいろ執行部として、我々と違うスタンスでJRさんとも接触されていると思いますから、そのあたりのことをまずはお聞かせいただくといいなと思っています。

○日隈総合政策部長 ただいま蓬原委員から御意見いただきましたけれども、蓬原議長としても一所懸命今回のJR問題については取り組んでいただいているところであります。議長とも意見交換は私も随分させていただいて、これま

で取り組んでまいりました。

今回のJR九州の減便問題というのは非常に大きい問題でありまして、今後かなり厳しいことも想定される場所ですので、何とか具体的に申し上げて、今回減便の大きかった吉都線、そして、日南線、在来線については今後もいろんなことが出てくるかもしれませんけれども、そこに住む住民がいる限り、特に交通弱者と言われる高齢者、そして、学生、このところはしっかり守っていかなくてはいけないという認識は、今議長からありましたとおり、全く同じでございます。JR九州に対しては、今回の減便問題なかなか譲ってくれないというような状況がまだ続いておって、3月のダイヤ改正、既にスタートする直前でありますけれども、何とか粘り強くそのところは話しながらやっていきたいなど。これまでの取り組みも議会答弁でさせていただいたとおり、現状について、いろんな資料も出してお話ししてきました。九州の中でうちだけ特例的に1便だけ、平日だけですけれども、都城発の分、最終便、何とかそのところはつなぎとめましたが、全体の見直しには至っておりませんので、この問題は引き続き取り組んでいきたいと。

ただ、その先の問題については、きょう利用促進の話も新規事業でお話ししましたが、そのところは、数値を何とかやはり高めていかないといけないのかなと。

この問題、実は、利用している沿線自治体の人口減少の問題もありますので、ある程度利用していても、今よりどんどんふえていくというのはなかなか難しいので、他の地域からのインバウンドもとらなくてはいけないということで、レストラン列車とかいろんな方策も入れているところです。さりとて、今の数字の2倍、

3倍というのはなかなか難しいところじゃないかなというのが本音のところあります。ですが、だからといって、一遍に廃線とか、そういうことにならないように、地元としては、しっかり取り組んでいきたいと思います。ここは、一体となって議会と一緒に取り組んでまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○蓬原委員 心強い発言ありがとうございます。

それで、利用促進なんですけれど、利用者の方々からもよく話が出るのは、車両が古いと。よそで、中央で使ったやつが、一番悪いやつがここへ来ているわけです。私も昔はずっと電車で通っていましたが、がたがた揺れ、とにかくスマホをいじっている状態じゃないんです。どこへおちてしまうかわからないみたいな状況なので、これ利用促進というからにも、我々も確かにじくじたるものがあります。それは、私もJRに対しては言いました。我々もちょっとそこは厳かだったかもしれない、利用促進に頑張らなかったかもしれない。それは認めるけれども、JRのやり方はちょっとひど過ぎると。ましてや、ワンマン運転を14本って言っていたのが、マスコミさんの取材で20本とわかったという、公的な機関ってこういうことがありますかという話だったんですが。それで、この利用促進をするに当たって、JRに対して、もっと乗りたくなるようないい電車をと、僕はそれぐらい言っているんじゃないかなと思うんですけど、総合交通課長、どうですか。

○小倉総合交通課長 車両も相当高いんで、なかなか回してくれといっても、投資効果があるかないかというところが、JRの考えるポイントにはなるかなと思いますけれども。今回、イ

ンバウンド、利用促進のポイントが輸送密度を高めると。インバウンドで、どちらかというところではなくて、利用促進のために予算を出すという形になりますんで、例えばですけれども、レストラン列車がある程度定着してくれば、JRに対してですけれども、観光列車を定期的に導入していただくとか、利用促進の面ではそういったところができるかなと思いますけれども、安全投資という面では、これはJRの説明ですけれども、まさしく今回のような合理化を受けて、将来に向けた安全投資の財源を確保しているというような彼らの説明になっておりますので。そういった形で将来投資の中で、車両の更新、レールの更新だとか、そういったところがなされてくるのかなと思いますけれども、そこはちょっと、彼らの具体的な計画や数字がわからないというところがありますので、そこは情報交換の中で引き続き入していきたいところではあると考えています。

○蓬原委員 とにかく今回のこのJRの説明でどうも納得がいかないのは、数字での説明はないんです。経費節減効果は幾らですかと聞いても、今から計算します。ということは、この117という非常に厳密な数字が出ている割には、その根拠というのが出てこない。なぜ117かという、このシビアな数字を出しておきながら、形式的に効果はわからんというわけ。我々に納得してくださいというても、納得しようがないです。85億円赤字です。約100億円近い赤字が出ていますといっても、理解しようがないわけです。こここのところが、共通認識として持っておいていただきたいなと思います。

それと、もう一つ、駅前と言っていいのか、駅前ビル開発をするのかしないのかという話が新聞に出ました。これについては、県としては

どう対応されるつもりですか。

○日隈総合政策部長 宮崎駅の駅前ビルのお話だと思います。西口のほうに、JR九州と、そして、宮崎交通と一緒に新しいビルを建設したい、そして、中心市街地活性化に寄与したいというようなお話でございます。

これは、まずは、宮崎市のほうで全体の中心市街地の計画の位置づけ、これをまずやっていただく必要があるかと思っています。また、その手前では、広島通り商店街であったり、橋通り商店街との話をまず事業者のほうはやりたくないといけませんけれども、その後、宮崎市のほうで市街地の関係の計画全体、位置づけを整理される必要があるのかなというふうに思っています。

県のほうでは、その後、宮崎市のほうからお話をいただく形になるのかなと考えているところです。宮崎市が、今回どういう計画で、どういう位置づけで、やりたいということでお話されるのかなと思いますけれども、まずは、その整理の状況をお聞きしたいというふうに考えています。

○蓬原委員 なぜそれを聞いたかということ、結局、JRは、前回も申し上げましたが、3月660億円でしたか、700億近い利益が出ているわけです。9月にも半期でその半分ぐらいの利益が出ているわけです。これは、吉松の湧水町です。町長さんも、あれは読売だったと思いますが、談話の中で申されていました。グループとして他産業への転換をうまく図ってもうかれたので、それは、当然ローカル線についても回されるはずだと思っていた。私どもそう思っていたから、これまでよそに行ったときに、JRのホテルも努めて利用するし、例えば、大分駅の開発なんかが非常に喜ばしいことと

思いますが、どうも、話を突き詰めていくと、このJRの維持のためには、ホテル業でもうかったお金は回せないということなんです。ということは、これは、駅前にホテルをつくるのは、我々からみたら、JR九州のホテルじゃなくて、単なるホテル業なんです。ホテルの名前を言うてはあれだけれど、例えば、東横インだったりアパだったり、ホテルオークラは来ないでしょうけれど、つくったのと全く同じことなんです。

ということは、我々JRだと思っているから、公共交通機関を維持してもらえるものと思っているから、これまで心理的にも応援してきたもんがあって喜ばしいこととと思っていた。JRに回せないのであれば、これは単なるホテルということだから、これビジネスライクにやればいいことだと思うんです。ただ、中心市街地の活性化に資するということはありますから、そのことについての応援はやぶさかでないし、いいですけれども。我々JRのジャパンレールロードとしての公共性ということを切り離して、ビジネスライクにやればいって、それを実は申し上げたかったんです。そういうことらしいです。この前言ったけれど、基本的に別にやるということですから、別でやるということは、恐らく鉄道これからかなり経営的には厳しくなるということです。部長も、大変厳しいときが来るかもしれんとおっしゃったけれど、これが、グループの中でお金が回せないとすれば、鉄道だけで維持していくとなると、それは先細りだというのはわかりますよね。ということは、JRさんのこのメッセージというのは、いずれは、廃線とかこういうことが来るよというふうに、我々は厳しく受けとめないといかんのじゃないか。だからこそ、この経営安定化基金があるじゃないですか。税金投入したじゃないですか。そ

の国会での答弁どおりに、ちゃんとおつけになっているかということの意見書を出さないといかんという、もうそういうことになるわけですよ。そういうことで、感想があればだけれど。

○日隈総合政策部長 議長がよく調べていらっしゃるとおりです。JR九州さん自体も、非鉄道部門で収益を上げられた分を鉄道のほうにというお考えはないみたいです。鉄道は鉄道でしっかり収支を整えていきたいという考えでありまして、例えば、私のほうからもこんな話をしたんですけれども。小林市長がかなり言われるんですから、補助金ここで何とか幾らかつぎ込めば一、二年待ってくれんかという吉都線のお話もしたんですが、JR九州さんのほうは要りません。要するに、ここで、1年、2年ぐらい行政のほうがお金出したから、引っ張ったから、それで済む問題ではない。鉄道は鉄道でしっかり自分たちの収支を整えていきたいんだという考えがあるので、20年、30年スパンで、補助金これだけ出してくれるんですかってお約束だったら考えますけれど、そうじゃなければ、目先の単年度主義の予算で1年1年でほんのわずかなお金をもらうやり方はやりたくないというくらいに、鉄道事業は鉄道事業で収支を整えていきたいという考えがあるとおっしゃるので、きょうも申し上げたんですけれども、かなり厳しいこともあるのかなという心配をしているところです。

さりとて、我々のほうは、地域に生きる者としては、やはり、この公共交通機関非常に大事でありますので、先ほど申し上げたとおり、何とかそこは、どんな形ででもお願いして残していただきたい。あるいは、その少なくとも交通弱者という言葉を使って本当悪かったかもしれませんが、車を使えない年齢層の方々、この

ところの方が生活をしていくために必要な部分というのは、何とかJRさんにもお願いしていかなくちゃいけないのかなと思いますので、その取り組みは今後しっかりやっていきたいと思えます。

それと、非鉄道の部分については、これも議長がおっしゃったとおり、単純に私たちが補助するとか支援するとかということではないと思えます。先ほど申し上げたとおり、宮崎市が郊外店に対抗した中心市街地の商業活性化のために必要だという位置づけでという整理がされなければ、別に県のほうがここに支援する云々ということはないんじゃないかと思えますので、そのところは、宮崎市のほうのお考えを待ちたいと考えています。

○蓬原委員 交通弱者という言い方は決して悪いことはないと思えます。これも、ちゃんと公的にも通っている言葉なので、部長のとおりこそが地方創生です。そのためにもやっぱり残していただかなきゃいけない。我々は言い分があると思う。それが、さっき言ったその経営安定化基金であったり、もともとが国有の資産であったという、そのことについての公共性。そのことについては、やっぱりJRに対して、我々の声ではもうどうもならんようですから、国会のほうにお届けすることにきつとなると思えますから、同じベクトルに向かってやっていきたいと思えますので、まだ言いたいこといろいろあったけれど、このことばかり引っ張ってもあれだから、とにかく同じ方向を向いて頑張っていくんだと、地方路線守るんだと、弱者のために守るんだという意見を答弁いただきました。そういうことで我々もまたその案文については、あとどういう行動するかについては、また内部でいろいろ議論しながら決めていくんだと思っ

ています。ありがとうございました。

○緒嶋委員 この場合はいいんですけれども、議長が言われたとおり、やはり、これは相当、行政も、我々議会もやっぱり腹を決めていかんと。私どもの手元の資料では、1日の乗降客というのが、吉都線は、昭和62年には1,500余りだったのが、今は1日当たり466人です。もう3分の1以下になつとるわけです。それと、日南線にしても1,400であったのが、半分の770、2分の1になっておると。もうあらゆることが目に見えて減っておるという感じですね、乗客が。そうすると、やはり、相当行政的にというか、政策的にこれを残すということが。国が支援金を3,900億近く出したのは、やっぱり経営が厳しいからそれだけの運営基金として出したわけです。それは、四国も北海道も。そういうことの意味合いを、JR九州はもう忘れてしまって、自分たちの都合で、もうなくしますとか減便にします、もう車掌も要りません、もう運転士だけでやりますと。これはもう安心安全な運行という意味では、みんな大変心配し、将来南海トラフで津波が来たときは列車はどうなるのかという。もう考えれば切りがないぐらい心配が多いわけですが、いずれにしても、国がそういう民営化をやったのは、一つの流れであったわけで、今後は、やはり国が日本国の国民の生活をどういう形で守るかということは、こういう公共交通機関を存続させる以外にないわけです。そやから、今度は意見書を何としても議会で最終日になると思いますけれども、可決していただいて、議長に直接国交省に持っていき、それぞれの必要などころにはぜひ送っていただいて、宮崎県の置かれている立場を進めないかん。そのときは、執行部も一緒にやはりそういうものを持って、県の姿勢としても同じような行動を

とって協力してやると。また、そのことが、九州各県にも、そういう気持ちで前に進んで、国のほうに、これはお互い国会議員も含めて頑張ってもらおうというふうな方向に持っていかんと、これはもうあと5年先には、またこれ以上の厳しさが出て、減便が来ると。今でも、日本で宮崎県だけ、全てが単線という。これは、ほかの四国でもないんです。そして、今もいつもメールで来るとですが、おくれましたと、今おくれておりますと。もう平常の時間で運行するほうが少ないです。我々はいつも電車で延岡まで通うから。いつも下りがおくれれば上りもおくれるわけです。片一方だけしかおくれんということはないわけだから、単線も複線も同じというけれど、絶対どっちかおくれればおくれるわけ。やっぱり複線のほうがいいことはもう間違いない。その複線の可能性もない中で、減便までされれば、もう本当宮崎県は、一番日本で住みにくい地域になるというふうに。日本一住みよい宮崎県というけれど、日本一住みにくい宮崎県に進んでいくようなもんじゃと。そこ辺は相当腹を決めてやらんと、これは大変なことになるという気持ちで、行政のほうも頑張ってもらいたいということを強く要望しておきます。

○二見委員長 ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって、総合政策部を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時22分休憩

午後3時27分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求め

ます。なお、委員の質疑は、説明が全て終了した後をお願いいたします。

○福嶋会計管理者 会計管理局でございます。会計管理局の平成30年度当初予算につきまして御説明をいたします。それでは、座って説明させていただきます。

お手元にあります歳出予算説明資料の431ページをお開きください。

表の一番上、左から2列目の平成30年度当初予算額の欄でございますが、会計管理局は、会計課と物品管理調達課を合わせまして、総額5億8,593万9,000円をお願いしております。

それでは、次に、各課別の内訳について御説明をいたします。433ページをお開きください。

まず、会計課であります。左から2列目の平成30年度当初予算額の欄にありますとおり、総額4億6,509万9,000円をお願いしております。

その主なものにつきまして御説明をいたします。435ページをお開きください。

上から4段目の(目)一般管理費につきまして、その下の(事項)職員費2億7,418万円がありますが、これは、会計課職員の人件費であります。

次に、中ほどの(目)会計管理費の中の(事項)出納事務費8,684万7,000円がありますが、これは、会計事務を行うために職員が利用している財務会計システムの運営管理などに要する経費であります。

次に、下の(事項)証紙収入事務費1億407万2,000円あります。これは、証紙売りさばきに要する経費でありまして、売りさばき人に対して支払う手数料などが主ものとなっております。

平成29年度に比べまして約1,120万円の増額となっておりますのは、平成30年度が2年に一度

行っている証紙の印刷を行う年に当たることによるものであります。

会計課については以上でございます。

続きまして、物品管理調達課について御説明をいたします。437ページをお開きください。

左から2列目の平成30年度当初予算額の欄にありますとおり、総額1億2,084万円をお願いしております。その主なものにつきまして御説明をいたします。439ページをお開きください。

上から4段目の(目)一般管理費につきまして、その下の(事項)職員費8,597万3,000円ありますが、これは、物品管理調達課職員の人件費であります。

次に、中ほどの(目)財産管理費の中の(事項)物品管理及び調達事務費2,293万6,000円あります。これは、物品の適正な管理と調達を行うための経費であります。平成29年度に比べまして約1,120万円の減額となっておりますのは、物品調達システムのサーバーの全庁的なサーバーへの移行が、平成29年度で完了したことによるものであります。

次に、一番下の(事項)車両管理事務費1,193万1,000円あります。これは、県有車両を適正に管理するための任意保険への加入などに要する経費であります。

物品管理調達課については以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○二見委員長 説明が終了しました。議案について質疑はありませんか。

○緒嶋委員 県有車両の燃料費は、予算的にはどこでするんですか。

○佐藤物品管理調達課長 各車両に使います燃料費につきましては、各所属のほうで計上しております。

○二見委員長 よろしいですか。ほかございま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 その他、何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって、会計管理局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時32分休憩

午後 3 時33分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。なお、委員の質疑は、説明が全て終了した後をお願いいたします。

○原田人事委員会事務局長 それでは、人事委員会の平成30年度当初予算につきまして御説明いたします。お手元の歳出予算説明資料の521ページをお開きください。

表の左から 2 列目の当初予算額の欄でございますが、人事委員会事務局の当初予算総額は 1 億4,429万5,000円をお願いいたしております。前年度当初予算総額に比べますと1.02%の増となっております。

それでは、その主な内容について御説明いたします。525ページをお開きください。

まず、上から 4 段目の(目)委員会費700万5,000円でございますが、その内訳といたしましては、(事項)委員報酬635万6,000円が人事委員 3名に対する報酬であります。また、(事項)委員会運営費64万9,000円は、人事委員会の会議開催等に要する経費であります。

次に、(目)事務局費の 1 億3,729万円でございますが、その内訳といたしましては、(事項)職員費 1 億1,142万3,000円が、事務局職員15名の人件費であります。

次の(事項)事務局運営費715万5,000円は、人事委員会事務局の運営に要する事務的経費であります。

一番下の(事項)県職員採用試験及び任用研修調査費1,263万9,000円でございますが、次のページをお開きください。

主なものといたしましては、1の県職員採用試験実施費ですが、試験案内や試験問題の作成、会場借り上げなどの試験の実施等に要する事務的経費であります。

次の(事項)警察官採用共同試験実施費259万6,000円は、警視庁ほか 3 府県と共同で採用試験を実施するための経費で、試験案内や試験問題の作成等に要する事務的経費であります。

次の(事項)給与その他の勤務条件の調査研究費191万4,000円でございますが、主なものは、1の給与報告及び勧告に必要な調査研究費ですが、民間の給与実態調査を初め、人事委員会が行う職員の給与等に関する報告及び勧告に要する経費であります。

最後に、その下の(事項)審査監督費156万3,000円は、不利益処分に関する審査請求等審査に要する経費及び人事委員会が権限を有する労働基準監督関係業務に要する経費であります。

当初予算については、説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○二見委員長 説明が終了しました。議案について質疑はありませんか。

○岩切副委員長 受験者の減少だとか、専門職の応募の減少だとか、そういう事例が続いているんですが、それに対して、人事委員会として、こういう対応を来年度予算の中に組み込みましたというところがあったらお教えいただけませんか。

○佐野総務課長 平成30年度に、見直しによっ

て、試験の関係で変更したところはありません。ただ、29年度に大学卒業程度、技術系職種の1次試験におきまして、教養試験の回答数を減らしたり、専門試験の配点比率をふやしたり、重視をいたしまして、教養試験の負担軽減と専門試験の重視ということで改めたところがございます。職種によっては、前年度を上回るなどしたところでもありますけれども、引き続き、その効果等を検証しながら、状況に応じまして、試験の内容を見直していきたいというふうに思っております。

○岩切副委員長 人事委員会に頼るしかないのです。今、好景気の影響なのか、さまざまな状況があってなり手不足というのは、いずれ公務の分野にも来るだろうと思っておりますので、ぜひ毎年創意工夫をいただければありがたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひします。

○中野委員 この警察官採用の共同試験、先ほど警視庁と県警と言われましたが、3カ所、もう一カ所はどこですか。

○佐野総務課長 警視庁と大阪府、滋賀県、兵庫県となっております。

○中野委員 5つの県警をまとめてやっているわけですね。

○佐野総務課長 本県を含めまして、5都府県でやっております。

○中野委員 ということは、例えば、滋賀県は、やはり宮崎県を含めて5つということなんですか。

○佐野総務課長 この共同採用試験につきましては、大都市における警察官の採用難を解消するというので始まっておりまして、兵庫県では、宮崎県のほうの募集をしているということではございません。

○中野委員 ここで試験を受けて、兵庫県警に、例えば通る人もおるわけでしょう、滋賀県警とか、そうした場合に経費です。わずかなことだと思うんですが、例えば、兵庫県警に通った人に必要だった経費、それはどんなふうに。

○佐野総務課長 この試験実施に係る経費のほうは、各県から分担をいただいております。その分担の仕方を、関係県で対象となります経費の3分の1を均等割といたしまして、3分の2を採用予定数で案分する人員割として積算をいたしております。

○中野委員 現実はいろいろ組んでいるけれど、警視庁に行く人をここで採用しているようなものじゃないんですか。警視庁はなかなか採用が難しいとか、採用するのが困難で、それで、全国に散らばめて試験をするということで、警視庁は全国と組んでいるんじゃないですか、全国の都道府県と。我々は5つで、相手は4都府県だけれど。

○佐野総務課長 ちょっと正確な数はわかりませんが、恐らく警視庁のほうは、多くの県と一緒に採用試験をされているというふうに思います。

○中野委員 宮崎県警は非常に難問なところだということで、ほかで受かってくるケースは余りないわけでしょう。宮崎県と組んだ都道府県というのはあるんですか。

○佐野総務課長 本県がよそでやっているというのはございません。この共同試験というのは、本県において、よその4都府県をあわせてやっているということではございません。よそでは、宮崎県とやっているということではございません。

○中野委員 ということは、宮崎県では、この試験で100%採用できるけれど、一緒に並んでいるところは、なかなか採用が難しいから、宮崎

県にもお願いしているということですが、その分だけの経費は、さっき分担金を3分の1と3分の2を何とかと言われたその計算でちゃんと返してもらおうというか、してもらっているということですね。前も聞いたような気がするけれど、忘れておりました。わかりました。

○二見委員長 ほかがございませんか。その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって人事委員会事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時43分休憩

午後 3 時44分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。なお、委員の質疑は、説明が全て終了した後をお願いいたします。

○奥野監査事務局長 それでは、まず、監査事務局の平成30年度一般会計当初予算について御説明いたします。歳出予算説明資料の監査事務局のインデックスのある515ページをお開きください。

監査事務局の当初予算額は、表の一番上にありますように2億959万1,000円をお願いしております。

次に、その内容について御説明いたします。519ページをお開きください。

まず、上から4段目、(目)一般管理費の1,461万3,000円についてであります。これは、その下にあります(事項)外部監査費でありまして、説明欄にありますように、包括外部監査人による外部監査に要する経費であります。

次に、中ほどの(目)委員費3,041万8,000円についてであります。内訳につきましては、(事項)委員報酬が2,886万3,000円で、これは、監査委員4名の給料及び報酬並びに職員手当と、その下の(事項)運営費が155万5,000円でありまして、監査委員の監査に要する経費であります。

次に、下から3段目の(目)事務局費1億6,456万円についてであります。内訳につきましては、まず、(事項)職員費の1億5,282万9,000円は、事務局職員の人件費であります。

おめくりいただきまして、次の520ページの(事項)運営費は、1,173万1,000円で、事務局職員の監査や事務局の運営に要する経費であります。

予算につきましては以上であります。

続きまして、議案第44号の「宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例」についてであります。委員会資料の1ページをお開きください。なお、議案書では215ページになります。

ここで大変申しわけありませんが、委員会資料のほうに訂正がございます。2の改正内容の改正後の欄でございますが、第6条の下から4行目の下線部分、第243条の2の2第3項となるべきところが、243条2の2第3項となっております。243条の次の「の」が抜けておりました。正しくは、別にお配りしております差しかえのとおりでございます。おわびして訂正させていただきます。どうも済みませんでした。

それでは、説明に戻らせていただきます。その差しかえのほうをごらんください。

この条例改正は、1の改正の理由に記載しておりますとおり、地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、地方自治法を引用する関係規定の整備を行うものであります。

2の改正内容について御説明します。

まず、条例第2条は、議員のうちから選任する監査委員の数を記載しているものでありますが、根拠となる地方自治法第196条第1項の条文が、第1項と第6項に分かれることとなったことにより引用箇所を改正を行うものであります。

次に、条例第6条は、地方自治法の条項のうち、職員の賠償責任に関する監査について定める同法第243条の2第3項が、第243条の2の2第3項となったことにより、引用箇所を改正を行うものであります。

施行期日につきましては、3に記載のとおり、改正自治法の施行にあわせて、条例第2条の改正規定は、平成30年4月1日、第6条の改正規定は、平成32年4月1日としております。

続きまして、議案第45号の「包括外部監査契約の締結について」であります。

同じく委員会資料の2ページをお開きください。なお、議案書では217ページになります。

この議案は、1の提案の理由に記載しておりますとおり、平成30年度の包括外部監査契約の締結に当たりまして、地方自治法第252条の36第1項の規定によりまして、議会の議決に付するものであります。

この監査契約の締結する流れを御説明いたします。3ページのイメージ図をごらんください。

具体的な契約の手続についてであります。図の①におきまして、知事が監査委員に契約の締結についての意見を求め、これを受けて、②で監査委員の合議による意見を提出することになっております。知事はこの意見を受けて、③にありますとおり、契約の締結についての議案を議会に提出し、御審議いただくものであります。

2ページにお戻りいただきまして、契約の目的は2にありますとおり、包括外部監査契約に

基づく監査及び監査の結果に関する報告を求めるものであります。契約金額は、3にありますように、1,398万2,000円を上限とする額としております。4の契約の相手方についてであります。地方自治法で外部監査人と契約できるものは、弁護士、公認会計士等と規定されておりますが、包括外部監査は、財務監査であることを鑑みまして、日本公認会計士協会南九州会宮崎部会から推薦をいただきました公認会計士の大塚孝一氏と契約を考えております。大塚孝一氏につきましては、今年度、包括外部監査人を務められております。契約の期間は、5にありますとおり、平成30年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

議案の説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○二見委員長 説明が終了しました。議案について質疑はありませんか。

○蓬原委員 監査委員がお2人おやめになる、御退職になるんですか、ことしの予定で。

○奥野監査事務局長 今、識見委員が2人いらっしゃいますが、来年の3月31日までが任期となっております。

○蓬原委員 というのは、人事課の予算の中で退職手当というのがあって、ことし、例年よりちょっと多かったです。そしたら、知事を含めて、あと2人、特別職の方がいらっしゃるということで、監査という名前が出てきたもんですから。その退職手当というのは、当然監査事務局と別な部のところでの予算措置となっているということですよ、確認です。

○奥野監査事務局長 退職手当につきましては、人事課のほうでまとめてやるというふうになっております。

○蓬原委員 こちらには出てこないということ

ですね。

○中野委員 包括外部監査というのがこの予算では外部監査に要する経費ということですが、1,461万3,000円の範囲内で、そして、1,398万2,000円を上限とする額で、大塚公認会計士に支払うということですか。この差は何に今度は払うんですか。

○門内監査第一課長 この外部監査費のうちの1,461万3,000円、このうち包括外部監査人との契約に要する額、委託料につきましては1,398万2,000円でございます。そのほかに、臨時職員の賃金と、それから、役務費として通信運搬費、これを上げております。それを合計した金額が1,461万3,000円でございます。

○中野委員 臨時職員というのは、何かここにかかわる人でわずかに支払うんですよね。

○門内監査第一課長 包括外部監査の一番忙しい時期が8月から11月までの4カ月間となりますので、その間に限りまして、22条の職員を雇用するというので、その分の賃金を計上しているところでございます。

○二見委員長 ほかよろしいですか。その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって、監査事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時56分休憩

午後 3 時58分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

ここでちょっと委員の皆様にお諮りいたします。本日の日程は午後4時までとなっておりますが、このまま継続してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、引き続き審査を行います。当委員会に付託されました議案の説明を求めます。なお、委員の質疑は、説明が全て終了した後をお願いいたします。

○甲斐議会事務局長 議会事務局の平成30年度当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の1ページをお開きください。

議会事務局の平成30年度当初予算は11億2,667万7,000円を計上しております。平成29年度当初予算と比べまして901万6,000円、率にして0.8%の増となっております。

それでは、当初予算の主な内容について御説明いたします。5ページをお開きください。

まず、上から4段目の(目)議会費でございますが、7億1,728万円を計上しております。昨年度と比べまして3,416万3,000円の減となっております。これは、議員の2名減に伴いまして、報酬・期末手当及び応召旅費が減になったことなどによるものでございます。

以下、事項ごとに御説明いたします。

まず、その下の(事項)議員報酬でございますが、議員の報酬・期末手当として4億6,556万円を計上しております。

次に、(事項)本会議運営費でございますが、本会議及び議会運営委員会の開催などに要する経費として2,562万8,000円を計上しております。

次に、(事項)常任委員会運営費でございますが、常任委員会の開催、県内外調査活動などに要する経費として1,131万2,000円を計上しております。

次に、(事項)議会一般運営費でございますが、正副議長の各種大会・協議会等への出席や、議員年金負担金、政務活動費などに要する経費として2億674万円を計上しております。

このうち説明欄の3、各種協議会負担金等1億9,887万2,000円には、政務活動費交付金や議員年金の給付に係る地方負担金などを計上しております。

6ページをお開きください。

一番上の段の(事項)特別委員会運営費でございますが、特別委員会の開催、県内外調査活動などに要する経費として804万円を計上しております。

次に、(目)事務局費でございますが、4億939万7,000円を計上しております。

以下、事項ごとに御説明いたします。

まず、(事項)職員費でございます。事務局の職員31名の給与等として2億4,851万2,000円を計上しております。

次に、(事項)本会議運営費でございますが、本会議の記録、印刷などに要する経費として1,234万1,000円を計上しております。

次に、(事項)常任委員会運営費でございますが、常任委員会調査活動の随行などに要する経費として266万2,000円を計上しております。

次に、(事項)図書室運営費でございますが、議員の調査活動に供するための図書購入など、議会図書室の運営に要する経費として789万3,000円を計上しております。

7ページをごらんください。

(事項)議員寮運営費でございますが、議員寮運営に必要な管理人等の経費として876万4,000円を計上しております。

次に、(事項)議会一般運営費でございますが、議会広報、一般運営に要する経費として1億2,844万9,000円を計上しております。昨年度と比べまして4,824万円の増となっております。これは、議会棟の空調機更新及び平成31年4月の議員改選における議員章購入等の経費による

ものでございます。

最後に、(事項)特別委員会運営費でございますが、特別委員会調査活動の随行に要する経費として77万6,000円を計上しております。

予算の内訳は以上ですが、これらの予算に基づきまして、円滑な議会運営に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○二見委員長 説明が終了しました。議案について質疑はありませんか。

○蓬原委員 よくある話になることですが、この11億2,667万7,000円、当初予算額にして、0.何%になりますか。

○小田総務課長 県の当初予算に占める議会の予算につきましては、大体0.19%程度でございます。

○蓬原委員 わかりました。

○二見委員長 ほかありませんか。いいですか。

済みません。この7ページの図書室運営費の中の図書室情報化推進事業220万余、あと議会図書室ネットワーク推進事業が70万円余あるんですけれども、これって毎年必要経費になるものなんですか。

○小田総務課長 2番の図書室情報化推進事業226万2,000円につきましては、議会のホームページの管理等を行う職員の人件費でございます。

それから、3番の議会図書室ネットワーク推進事業でございますけれども、こちらにつきましては、図書ネットワーク事業ということでございまして、議会の図書室の司書が東京であります研修会に参加する負担金でありますとか、パソコンのリース、それから、専門図書等消耗品の購入費、コピーの用紙でありますとか、そういった購入費に充てているものでございます。

○中野委員 来年度から速記がいなくなりますよね。今まで幾ら予算計上しておったんですか。

○長倉議事課長 平成29年度が議会の本会議速記料、それから、反訳委託料合わせまして343万円程度でございます。

○中野委員 議員が2人減じたことで2,000万ぐらい出ますよね。それと、速記にかかる経費合わせてもやけれど、実際は増額だから前年対比。空調の工事は、それでできるということですか。

○小田総務課長 30年度の当初予算で一番額的に大きいのは、今中野委員がおっしゃいました空調の更新工事が大きな内容になっております。

○中野委員 仮に議員が39名いて、速記も続いていたとすれば、この空調工事はできたんですか。

○小田総務課長 空調につきましては、設置以来15年以上経過しております。30年度予算で計上しておりますのが、フロン規制法によりまして、平成32年の1月からフロンの生産がなくなるということで、今の段階で工事をしておかないと、仮に故障した場合に、フロンの注入ができなくなるということでございまして、これはもう必要な経費ということで、財政当局に予算を要求したというものでございます。

○緒嶋委員 7ページの議会一般運営費、この議員改選経費というのは、宮崎市、西諸の補選か何かの経費ですか。どういう意味かな。

○小田総務課長 こちらの経費につきましては、来年の県議会議員選挙の関係で、議員記章を購入するための経費を30年度に計上するものでございます。

○緒嶋委員 知事選が恐らく12月にあるときは、宮崎市とか小林の1人欠とかの選挙はないわけやな。

○小田総務課長 補欠選挙はございません。

○二見委員長 ほかございますか。その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって、議会議務局を終了いたします。お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

午後4時9分休憩

午後4時22分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

採決についてですが、委員会の日程の最終日に行くことになっておりますので、15日木曜日に行いたいと思います。開会時刻は13時10分といたしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、12日の委員協議で緒嶋委員から提案がありましたJR関連の意見書案についてであります。お手元に配付の意見書案を当委員会として発議してはどうかと思います。つきましては、議案採決の後にお諮りいたしますので、文言等も含め、あらかじめ御確認いただきますようお願いいたします。

そのほかで何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後4時23分散会

平成30年 3月15日(木曜日)

午後 1 時12分再開

出席委員(8人)

委 員 長	二 見 康 之
副 委 員 長	岩 切 達 哉
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	蓬 原 正 三
委 員	中 野 一 則
委 員	松 村 悟 郎
委 員	河 野 哲 也
委 員	前 屋 敷 恵 美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	原 田 一 徳
総 務 課 主 任 主 事	日 高 真 吾

○二見委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

傍聴される方をお願いいたします。傍聴人は、受け付けの際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴をしてください。また、傍聴に関する指示には、速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、まず議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め、御意見ををお願いいたします。

○前屋敷委員 私は反対の議案がありますので、

一応言いますと、1号、32号に反対をしたいと思います。

○二見委員長 わかりました。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、ほかにはないので、採決を行います。

一部反対との御意見がございますので、一部を個別で、残りを一括で採決いたします。

まず、議案第1号、議案第32号について採決を行います。議案第1号、第32号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○二見委員長 挙手多数。よって、議案第1号、第32号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第2号、第3号、第22号、第44号、第45号の各号議案について、一括して採決いたします。各号議案につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員会発議の意見書案についてであります。

委員会発議として意見書案を提案することについては、全会一致の決定が必要であります。

まず、お手元に配付のJR九州の鉄道路線の維持及び利便性の確保を求める意見書案について、何か御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 特にはないので、お諮り

いたします。

意見書案の内容につきましては、案文のとおりとし、当委員会発議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について御意見を願います。

暫時休憩いたします。

午後1時16分休憩

午後1時16分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

総合政策及び行財政対策に関する調査については、継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時17分閉会